

1997 年 3 月

子どもの性的搾取撲滅への挑戦

－「子どもの買春問題等への各国の取組みに関する調査研究」報告書－

阿 部 浩 己

(神奈川大学法学部助教授)

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

はじめに.....	3
I 問題の概況	4
1 定義.....	4
2 子どもの買春	5
(1) 実態	5
(2) 構造.....	9
3 子どもポルノ	12
(1) 問題性.....	12
(2) 実態.....	13
(3) 表現の自由との両立性.....	14
II 国際基準.....	15
1 子どもの性的搾取にかかわる諸条約.....	15
2 子どもの権利条約.....	16
3 性的搾取に関する子どもの権利条約選択議定書の起草.....	18
(1) 発議.....	18
(2) 作業部会第1会期.....	19
(3) 作業部会第2会期.....	20
(4) 作業部会第3会期.....	20
III 国際的実施	21
1 国連の人権擁護機関	21
(1) 現代奴隷制作業部会のイニシアチブ	21
(2) 特別報告者の任命.....	22
(3) 行動計画の採択とフォローアップ.....	23
2 その他の国連機関.....	25
3 地域的機構.....	26
4 国際会議	27
5 NGOと観光業界.....	28
(1) エクパット.....	28
(2) 観光業界	30
IV 各国の法的対応.....	31
1 子どもの買春	31
2 子どもポルノ	42
(1) 概観	42
(2) 国別状況	43
3 法の執行	48
V 日本の現状と法的対応.....	52
1 概観.....	52

2 法制度.....	53
まとめ.....	59
1 国際的取組み.....	59
2 各国の取組み.....	60
3 日本の対応.....	60
4 課題と展望.....	62

はじめに

子どもの性的搾取の撲滅にむけた取組みが、世界的にみられるようになってきている。子どもを性的に搾取する現象は今にはじまったわけではないが、近年は貧困下にある発展途上国を中心に子どもに狙いを定めた性産業が肥大化し、問題のスケールをいちだんと拡大させている。もっとも、事柄の性質上、問題の広がりを統計的に正確に把握することはむずかしい。なかには、近年の社会的関心の高まりが、以前から伏在していたこの問題を今になって表面化させたにすぎない、と主張する向きもあるかもしれない。ただそうであるにしても、21世紀を間近にひかえたこんにち、子どもの性的搾取が世界的に蔓延する深刻な病理現象になっていることはまぎれもない事実である。しかも、搾取の対象になる子どもは、ますます低年齢化している。

1980年代末に、Redd Barna（ノルウェー・セイブ・ザ・チルドレン）の支援を得てアジア、ラテン・アメリカ8か国の状況を調査したオベ・ナーベセン（Ove Narvesen）は、子どもの性的搾取を「最悪の形態の搾取」ととらえ、「現代的形態の奴隷制」になぞらえた¹が、これは、ひとりナーベセンの見解にとどまらない。ユニセフ・オーストラリアのゲイェ・フィリップス（Gaye Phillips）はつぎのようにいう。

「子どもの性的搾取は、性の問題というよりもむしろ権力濫用の問題にかかわる。子どもを性の商品として売買し莫大な収益をあげる不法な産業によって、子どもたちは、もっとも有害な搾取的労働を強要され、精神的・肉体的健康をおびやかされ、健全な発達の機会をうばわれている。これは最悪の人権侵害のひとつである。多くの国際的・国内的機関は、これを現代的形態の奴隷制のひとつとみなしている。」²

問題の深刻さが認識されるにともない、その撲滅にむけて、法制度の見直しが政治的課題として浮上した。国連において新たな国際文書の作成が企図され、それに連動して、いや、それに先立って、少なからぬ国が自発的に国内法の整備に着手するようになってきている。その背後に共通してみられるのは、後述する国際エクパット運動の現議長ロン・オグレディ（Ron O'Grady）の言葉を借りれば、「力のない者に対する破壊的な力の行使に対する憂慮」である。社会的にきわめて脆弱な子どもの人権が、力をもったおとなとの不平等・不均衡な関係のなかで一方的にふみにじられることへの懸念にほかならない。多くの場合、被害者の子どもは女性であることから、そこには、女性の人権侵害という視点も加わることになる（外国人旅行者による子ども買春には、人種（民族）差別の要素も付加される）。

法制度の見直しは、子ども・女性の人権を視点にすえて行われる場合、社会に重大な価値変更を迫る局面をあわせもつ。「抽象的な自立した個人」観に立脚する従来の支配的な人権理論が、実際には、力のある「おとな・男性」をベースにした社会システムを正当化する機能を発揮してきたことは周知のとおりである。子どもや女性の価

¹ Narvesen, O., THE SEXUAL EXPLOITATION OF CHILDREN IN DEVELOPING COUNTRIES 9(1989).

² Phillips, G., "Children in Commercial Sexual Activity—A Global Overview," in PROCEEDINGS OF THE NATIONAL NGO AND GOVERNMENT CONSULTATION ON THE WORLD CONGRESS AGAINST THE COMMERCIAL SEXUAL EXPLOITATION OF THE CHILDREN, Canberra, 20 June, 1996, 1 (Commonwealth Department of Foreign Affairs and Trade, ECPAT Australia, Defence for Children International).

値は、そこでは、無視とまではいわないまでも、少なくとも十分に配慮されてはこなかった。現実の資源配分の実態をみれば一目瞭然である。たとえば、性暴力や子どもの虐待の問題について、社会的資源はけっして有効に振り向けられてこなかった。

子どもや女性の人権に焦点をあてた法改革は、必然的に、おとな・男性中心のこれまでの社会システム・価値観に修正、変更を迫らずにはいない。性的搾取が問題である以上、性をめぐるさまざまな意識、さらにいえば、社会に深く植えつけられた「性神話」の解体も同時並行的に進められることになる。こうした意識・神話は一朝一夕に築き上げられたものではないだけに、その解体もまた困難な作業になることは必至である。新しい法律が作られたからといって事態がたちどころに変わるわけではない。しかし、新たな法的取組みが、旧来の枠組みを変革し、社会的資源を子どもや女性に有効に振り向けようとする政治的意思のあらわれであることはたしかである。「法は、どのような利益が保護を必要としているのか、どのような行動が容認されないのか、についての国家による評価」³にほかならない。法制度の見直しは、子どもの利益を優先的に保護し、子どもの性的搾取を容認しない、という国家意思の現れとみることができる。濃淡の差こそあれ、あるいは執行面で不十分さがみられるとはいえ、そうした国家意思の発現が、こんにち多くの国でみられるようになっている

この報告書では、こうした基本認識にもとづいて、「驚くほどのレベルに達している」⁴子どもの性的搾取の実態とその背景要因をまず概観し、ついで、問題の撲滅にむけた国際的・国内的取組みを分析する。そして最後に、日本の状況について考察を加えたい。

I 問題の概況

1 定義

まず、本報告書で用いるいくつかの用語について定義しておく。

本報告書は、「子ども」に焦点をあてる。厳密にいえば、子どもの定義はかならずしも一義的に定まっているわけではない。子どもの権利条約をみると、第1条に「18歳未満のすべての者」を子どもと定義する規定がみられるが、同条はつづけて、「その者に適用される法律によりより早く成年に達したものをのぞく」という但し書きをつけている。各種報告書、論文をみても、16歳未満の者を子どもとみなすものもあれば、15歳未満の者を子どもとみるものもある。各国の実態にもひらきがみられる。ただ、子どもの権利条約の世界的普及により、18歳という年齢が、子どもと大人を分けるゆるやかなメルクマールになりつつあることはたしかである。もっとも、子どもと大人をわかつ年齢と性的自己決定年齢とはかならずしも同一のものではない。日本が

³ Report of the Working Group on Contemporary Forms of Slavery on its fourteenth session, U.N. Doc. E/CN.4/Sub.2/1989/39, para. 46.

⁴ Zoller, "Sub-Commission: 48th Session," 34 HUMAN RIGHTS MONITOR 13, 24 (1996).

そうであり他の多くの国がそうであるように、両者の年齢には違いがみられ、通例、性的自己決定年齢のほうが低く設定されている。

「子どもの性的搾取(sexual exploitation of children)」とは、大人の性的満足のために子どもを使用することをいう。子どもの若さ(幼さ)やセクシュアリティが、大人との不平等な権力・経済関係のもとで搾取の対象となる。「商業的性的搾取(commercial sexual exploitation)」という場合には、子どもの性的搾取から、なんらかの利得が生じることを意味する。

「子どもの買春(child prostitution)」は、現金または現物の報酬をとる子どもを性的搾取である。子どもの買春は、仲介者(斡旋人、親、家族、教師など)によって組織されることが多い。なお、本報告書では、子どもの「買春」という表現を意識的に用いる。日本の売春防止法がそうであるように、処罰するかどうかは別にして、売春を違法とする国が少なくない現状で「子どもの売春」という表現を用いると、子ども自身を犯罪者あるいは逸脱者あつかいするおそれがある。だが、こんにち問われているのは「売る」ことの是非そのものではない。そうではなく、むしろ、子どもが性的対象物として「売られ」、「買われる」ことの問題性が問われている。「子どもの買春」という表現には、この視点を強調する意味がこめられる。

「子どもポルノ(child pornography)」については、世界的にさまざまな定義がみられるが、本報告書では、性的文脈で子どもを用いる視聴覚題材をすべて子どもポルノに含めて考えることにする。写真、印画、スライド、雑誌、映画、ビデオ、コンピューターディスクなどで、子どものイメージを性的な形で再生したものをすべて子どもポルノとみなす。子どもポルノは、性的行為を行う子どもをハードに映し出したものから、人を誘惑するようなポーズをした子どものイメージをソフトに表現したものまで、多種多様である。

これらの定義はいずれも本報告書を作成するうえでの便宜的な定義であり、他のいっそう厳密な定義を排除するものではない。

2 子どもの買春

(1) 実態

「もし世界が 22 世紀まで続くなら、未来の歴史家たちはこう問うであろう。どうして 20 世紀末の人類社会は、大人の性欲に奉仕させるために何百万という子どもたちを奴隷状態に押し込めておくほど無責任なものでありえたのかと。彼らが、このおぞましい事態を 2 世紀のローマの悲惨と 18 世紀の奴隷制の広がりには匹敵するものと見なしたとしても不思議なことではない」⁵。

ロン・オグレディがいうように、子どもの買春問題の広がり、こんにち、放置しておくにはあまりに大規模なレベルに達している。ほんの数年前、タイやスリランカ、台湾の政治指導者たちは、買春の犠牲になる子どもが自分の国にはほとんどいない旨を公然と発言していた。しかし、「タイにおける買春、特に子ども買春は、タイにとっても国際社会にとっても受容できない状態に達している」ことは、いまや、ほかな

⁵ ロン・オグレディ『アジアの子どもとセックスツーリスト』（明石書店、1994 年）7 頁。

らぬタイの首相が認めているほどである⁶。他の国も大差ない。以下で、もっとも調査が進んでいるアジアの国ぐにを中心に、いくつかの国の現況を簡単にみておくことにする⁷。

(a) タイ

タイの性産業にいったい何人の子どもがかかわっているのかについて、各種統計は相当なひらきをみせている。最小で1万人、最大で80万人。その間の数字を、他の情報源がさまざまはじきだしている。ちなみに、エクパットは20万から25万人と推定している。

子どもを搾取する性産業は、貧困などに起因して、この国ではかなり古くからみられた。そうした「伝統的」慣行が、男性移民労働者の流入、ベトナム戦争時のアメリカ軍のプレゼンス、そして、観光業の「発展」、買春旅行の促進などとあいまって、性産業の拡大をこんにちのレベルにまで引き上げたといえる。特に、外国から買春旅行客や個人旅行客、ビジネスマンが性産業にいつそうの「需要」を生み出したため、「供給」が間に合わず、犯罪組織をはじめとする仲介業者が農村部奥深くにまで触手をのばしはじめている。

性産業で搾取される女性のなかでもっとも多くを占めているのは、地方の売春宿にいる子どもたちである。家族や保護者が金銭と引き換えに、小さい子で10歳の子どもまでを売春宿に売っている。女の子は、身を売って家族を財政的に支えるものだという「伝統」があり、売春業に入ることを名誉とする向きもある。子どもは、身売りのときの債務を返済するまで性的サービスを提供し続けなくてはならない。彼女たちは、毎日相当数の客をとることを強要されるが、通例は、コンドームは使用されないようである。力関係で圧倒的に優位に立つ客の側にその意思がなければそれまでだからである。

タイは、性的搾取を目的にする国際的人身売買の送りだし国であると同時に、受入れ国でもあり、中継国ともなっている。相当に組織化された集団が介在し、子どもを含む何百万人もの女性がその犠牲になっている。13歳の女の子がオーストラリアや日本に売り飛ばされた例もある。

(b) フィリピン

NGOの統計によれば、フィリピンで性産業に従事する子どもの数は、6万から10万ほどである（政府はそれよりも若干少ない数字をあげている）。子どもの買春が拡大したのは、1970年代から80年代にかけてである。アメリカ海軍のプレゼンス、観光業の「発展」、買春旅行の促進、貧富の差の拡大などが主な誘因とされる。数知れぬ女性がホステスとして国際的な性産業で搾取されている深刻な実態もある。

⁶ 同書、104頁。

⁷ 以下について、ECPAT Australia, END CHILD PROSTITUTION, PORNOGRAPHY AND TRAFFICKING: AN ECPAT RESOURCE 8-14.

(c) 台湾

エキパットは、台湾で性産業に従事する子どもを約 10 万人とみている。現地の台湾人男性が最大の「需要」を生み出しているが、アジア各国から訪れる観光客、とくに日本からの買春旅行客の存在も目立っている。台湾は、日本からの男性観光客の伝統的な買春地になってきた。

性的に搾取される子どもたちの多くは、低劣な売春宿で劣悪な生活を送っている。こうした境遇にある子どもたちはおおむね貧困層出身であるが、なかでも先住民族出身の子どもの比率がきわめて高い。台湾の先住民族は台湾の全人口の 2 % を占めるにすぎないにもかかわらず、性的に搾取される子どもたちの間での比率は 20 % にはねあがる。経済的、文化的な周縁化がその背景にある。

タイとならんで、台湾も性的搾取を目的にする国際的人身売買の送り出し、受け入れ、中継をおこなっている。

(d) スリランカ

タイなどとは違って、スリランカにおける子ども買春は最近の現象である。現地で生み出される「需要」とともに、1970 年代以後の観光業の「発展」が買春拡大の主要な背景要因になっている。スリランカでこの問題に先進的に取り組んでいる NGO、PEACE によると、約 1 万人の 6 歳から 14 歳の子どもたちが売春宿で奴隷的拘束を受けており、別に約 5000 人の 10 歳から 18 歳の子どもが観光地で性的業務についているとされる。スリランカの買春で特徴的なのは、多くの場合、男の子が搾取の対象になっていることである。子ども買春を目的にスリランカを訪れる欧米からの旅行者（ペドファイル）がその顧客になっている。

子どもたちのなかには、貧困というよりも、消費財を購入するお金を求めて性産業に入る者が少なからずいる。

(e) カンボジア

カンボジアでは、1970 年代にクメール・ルージュのもとで売買春は全面的に禁止された。婚外性交渉にも死刑が科せられたほどである。80 年代に入って性産業は復活のきざしをみせたが、性産業従事者に対する法的規制は厳しく、ベトナム軍撤退後もその政策に変化はなかった。1991 年の時点で、プノンペンにいた性産業従事者の数は約 6000 人ほどであった。

ところが、国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の到来とともに、性産業従事者の数はプノンペンだけでいっきょに 2 万人以上にはねあがった。UNTAC の任務の終了によりこの数は減少したが、それに比例して性産業従事者の年齢も低下した。ある NGO の調査によると、1992 年での性産業従事者の最低年齢は 18 歳であったが、1994 年には、プノンペンにおける性産業従事者の 35 % が 18 歳未満であったとされる。プノンペンと 11 の県で実施された 1995 年の調査では、13 歳から 17 歳までの子どもだけで 31 % を占めていた。

最大の「需要」は現地で生み出されるが、ペドファイルのネットワークも暗躍しているほか、カンボジアを訪れるビジネスマン、買春旅行客、開発援助に携わる者など

もかなりの数に及んでいるようである。タイやベトナムなどに性的搾取を目的とする人身売買もおこなわれている。

(f) インド

性産業に従事する 40 万ないし 50 万人の子どもの大半は、現地の顧客や西アジアから来るビジネスマンにサービスを提供している。NGO の調査によれば、ボンベイの売春宿にいる者の 20% は 18 歳未満の子どもとみられ、少なくともその半数は HIV に感染している。ネパールから処女のまま連れて来られる子どもが多く、彼女たちは HIV に感染して帰国していく。サウジアラビアからの訪問者が「花嫁」として子どもを買い、子ども買春から利益をあげる例も報告されている。

タイなどと同じように、インドでも古くから子ども買春の「伝統」がある。デバダシ (devadasi) という寺院娼妓 (いずれも少女。その「収益」のかなりの部分は寺院に捧げられる) は、現在では違法であるが、現実には広く行われている。1994 年の時点で、カルナタカだけで約 5000 人のデバダシがいた。デバダシとなった子どもたちの多くは、性産業で生涯を終えている。また、何世紀にもわたり子どもの買春によって生計をたてている民族集団もある (たとえば、ラジュナット)。1995 年の時点で、ラジプトで性産業に従事するラジュナット人 4090 人のうち、11 歳から 16 歳の子どもが 1500 人を占めていた。

(g) ネパール

カトマンズだけで 200 を越える売春宿があり、多くの子どもたちが買春からの搾取を受けているが、この国で性的に搾取される圧倒的多数はシンドルパルチョーク出身の女の子で、インドに送られていく。インドでは滑らかな肌をしたオリエンタルな風貌をもつ女性の需要が高い。インドの売春宿には、16 歳未満のネパール出身の女の子が 20 万人ほどいるとの統計がある。毎年、5000 人から 6000 人の女の子が送り込まれてくる。家族ぐるみ、村ぐるみで女の子の人身売買がおこなわれることが多い。通例、1 人 800 ドルという、年収の 3 倍以上の金銭が支払われている。売買された女の子は、人身売買によって生じた債務を返済するまで働きつづける。3 年ほどかかるといふ。1995 年に公開された NGO 報告書によれば、ボンベイで性産業に従事する 10 万人の子どもの約半数がネパール出身であった。売春宿で奴隷的拘束を受け、エイズに感染して帰国していく。インドでの処女嗜好の強まりとともに、売買される子どもの年齢は低下し、10 年ほど前に 14-16 歳ほどであった平均年齢が、今では 10-14 歳ほどになっている。

(h) ベトナム、ビルマ、中国

ベトナムの性産業の 20% は子どもによって担われている。観光業の発展が性産業の拡大に拍車をかけている。香港やシンガポール、台湾からのビジネスマンは、ビジネスの成功や長寿、若さ・強さの保持を期待して、処女との性交を好んで行っている。処女を供給する組織の存在が明るみに出ている。ベトナムの女性や子どもは、カンボジアやタイにも売買されている。中国にも若い女性が「花嫁」として売られている。

ビルマでは、毎年1万人ほどの女の子がタイに売買されている。売春宿で奴隷的拘束を受け、コンドームを用いない性交を、毎日かなりの数強いられている。仲介業者にだまされて農村部から連れ出される女性が少なくない。

中国でも、性産業にかかわる子どもの数が増えている。20万とも50万ともいわれている。南西部の少数民族の女性や子どもが、タイやビルマに売買される例も多い。

(I) その他

子どもの買春は他の地域でも拡大している。ラテン・アメリカでは、ブラジルだけで50万人の子ども（その多くはストリート・チルドレン）が買春から搾取を受けおり、ドミニカ共和国、コロンビア、ハイチ、ボリビア、メキシコなどでも、ストリート・チルドレンを中心に、性的搾取の対象になる子どもがふえている。

アフリカでも、貧困や都市への人口移動、観光業の「発展」により、性的搾取を受ける子どもの数が増大している。ケニヤ、ザイール、モザンビーク、ガンビアなどで子ども買春の例が報告されている。

事態が急速に悪化しているのは、東欧である。ロシア、ルーマニア、チェコ、ポーランド、ハンガリーなどで、子どもたちが性産業に入り、西欧からの観光客に搾取されたり、西欧の売春宿に売られていく例がかなりふえている。

子ども買春は、失業や社会の分裂が顕在化する先進諸国でもみられるようになっていく。

(2) 構造

子ども買春は、買う側、売る側（売られる子ども自身ではない）、そして両者を架橋する仲介者、という三層構造をなす。

(a) 買う側—需要

子どもを求めるのは、どういう人たちなのか。そこには、どういう論理がはたらいっているのか。子どもを求める代表的な存在はペドファイル(paedophile)として知られるが、これ以外にも、子どもを特に嗜好する人びと(preferential child sex abusers)を、ペドファイルとは別の集団として類型化することもできる。だが、子どもを求める最大の集団を構成しているのは、不特定の相手を買う人びと(situational child sex abusers)である。こうした人たちは、状況に応じて、大人も買い、子どもも買う。

エクパットは、これをさらに、職業などを中心に、別の角度から9つの集団に分類する⁸。エクパットによれば、子どもを搾取している主な集団はつぎのとおりである。第1、軍人（PKO活動に従事する者も含む）。第2、船員・運送業者。第3、移住労働者。第4、ビジネスマン(会社に対する貢献や忠誠の見返りとして外国への買春旅行を提供する企業や、遠隔地に単身で赴任する社員に無料で性的サービスをも提供する家事使用人をつける企業の存在が明らかになっている。子どもがそうした性的搾取の被害者になる例が少なくない)。第5、買春旅行客。第6、帰国者。第7、現地の顧

⁸ THE SEX EXPLOITER, submitted by ECPAT for the WORLD CONGRESS AGAINST COMMERCIAL SEXUAL EXPLOITATION OF CHILDREN, Stockholm, Sweden, 27-31 August 1996, at 4-8.

客。第8、人道援助に携わる者(人道援助を隠れ蓑に、発展途上国の子どもを性的に搾取するペドファイルの存在が多々報告されている)。第9、家事使用人の雇用者。

子どもを求める動機も多様だが、そこには、旧来からの性神話がかなり強く作用している。たとえば、男性である以上、女性を求めるのは生物学的に当然である、という考えがそうである。これに、女性は若いほうが美しいという文化的刷り込みが加わり、買春の相手を子どもに求める性向が生み出されている。しかも、最近では、エイズ感染の恐怖から性交の相手として子どもがいつそう好まれる傾向にある。だが、子どもであればエイズに感染していない、という考えは、科学的・客観的根拠をまったく欠いている。

男性が集団で女性を買うことにより、相互の絆を強めるという現象もみられる。相手が子どもであった場合には、その絆がいつそう強まっているようである。また、男性は「男らしく」あることを社会的に強制されることが多いが、その際、男らしさは他人を支配する力をもつことと同一視される。女性、子どもを性の対象物・商品として扱う性産業は、そうした男性神話を体感するのに非常に適した場である。とくに、顧客の完全ないいなりになる子どもは、支配的な力を実感しようとする男たちにとって最上の対象物にほかならない。

先進国において、女性の社会的地位・意識の高まりに恐怖感を覚える男性が、思いのままになる女性を求めて子ども買春に走るケースもある。買春の相手といえども、時間の制限やコンドームの使用を口にする者は、脅威に感じられる。何も主張せず、ひたすらいうなりになる相手でなくてはならない。だからこそ、アジアの女性、しかも子どもが好まれる。

子どもと性交に及ぶ者の中には、それが、法的あるいは道徳的に好ましくないことを承知しているものも少なくない。そのような者が買春を正当化する論理を、エクパットは、つぎのように整理する⁹。第1、相手の承諾があること。子どもといえども、自らの選択として性交の相手方になっているのだから買春も構わない、という理屈である。第2、文化の違い。欧米などと違って、買春地にはセックスに寛容な文化的土壌があることが主張される。土壌が違う以上、欧米と同じ基準でセックスをみてはいけない、とされる。第3に、相手方の子どもがお金を欲しているということが指摘される。子どもを貧困から救うことに協力するのだから、褒められこそすれ非難される行為にはあたらない、という理屈がそこから出てくる。だが、これら3つの正当化論理はいずれも失当である。子どもの側に真の意味の承諾はなく、また、子どもの買春を容認するほど「寛容」な土壌の存在は、実際には作られた神話であることが多い。さらに、子どもを買ってもその金は第三者によって搾取されるのであり、本人の手にそのままとるわけではない。

(b) 売る側－供給

なぜ子どもは売られるのか。その最大の理由は貧困である。買春の犠牲となる子どもは、貧困層出身である場合が圧倒的に多い。貧困が身売りをうながしている。また、貧困には、教育レベルの低下、知識の欠落、失業などが不可避的にともない、結果的

⁹ Id., at 15-18.

に、親や家族、村落がかんたんに仲介業者の「餌食」になってしまう。親が、子どもの従事する業務の内容を正確に知らされずに契約してしまう例も少なくない。

だが、貧困だけが理由ではない。子どもの身売りには大きな金銭的対価がちらつかされる。消費財の流入により伝統的価値が破壊されつつある地域では、ただ単に贅沢品が欲しいというだけで子どもの身売りに同意する親・保護者も少なくない。さらに、そこには、根強い性差別も介在する。女の子は家族のために身売りをするのが当然であるという社会的「伝統」、女の子を寺院娼妓として捧げる宗教的「伝統」などは、いずれも女性を男性と平等視しない性差別主義のあらわれである。被害を受ける女性が低い教育しか受けられないことにより、こうした性差別的伝統はさらに増幅され、継承されていく。

子どもを売ること、あるいは、売るように勧誘することは、法的には多くの国で禁止されているはずである。それにもかかわらず子どもの売買が増加する背景には、法が適正に執行されないという事情もある。タイがその典型であったが、発展途上国には観光を発展の目玉に据え、あらゆる手段を用いて観光客を誘致しようとするところが少なくない。そうした政策のもとで、性産業は半ば公然と容認されてきた。国の政策じたいが買春をあおるのであれば、買春を処罰する法の執行に十分な資源が投入されるはずはない。むしろ、職務に忠実な法執行官が出世の道を閉ざされるという事態すら生じている。給与水準が低いために、法執行官がかんたんに買収されてしまうという実態もある。タイやインドやフィリピンでは、警察が売春宿と積極的に共働するという事態すら起きている。訓練も十分でなく、被害を受けた子どもも、みずからが処罰されるだけではないかとおそれるあまり、捜査への協力にはかなり消極的である。先進国政府も、自国民の行状には、あまり関心を示してこなかった。

(c) 仲介者

子どもの性的搾取からは莫大な収益が生じることから、犯罪組織を含むさまざまな集団が、「需要」と「供給」をつなぐ仲介業務をいとなんでいる。その実態の詳細に立ち入ることはできないが、ここでは、買春ツアーの経緯と現況について一言しておきたい。

タイやフィリピン、台湾などにおける性産業の飛躍的拡大をうながした一因は、1960年代のベトナム戦争である。この時期、若いアメリカ兵が束の間の休養期間中に女性を求めてタイや台湾にやってくるようになった。フィリピンではアメリカ海軍基地の所在地オロンガポが性産業の一大拠点となった。ベトナム戦争終了後、性産業の矛先は現地の男性に向けられ、また、国際的観光の目玉として、すでに確立していた性産業が効果的に利用されるようになった。こうして、多くの買春旅行客が流れ込む素地ができあがった。なかでも、旅行代理店あるいは勤務先の企業が介在して、日本から大量の男性旅行客がタイやフィリピン、台湾を訪れるようになった。こうした買春旅行をあおるガイドブックなども刊行されている。

1970年代から80年代にかけて、欧米からは、欲求のはけぐちを求めて数多くのペドファイルがタイやフィリピン、スリランカなどにやってくるようになった。その後で、国際的なペドファイル組織が情報の流通をはかっている。もっとも、ペドファ

イル組織の存在は必ずしも公にされているわけではない。ペドファイルの大多数は男性だが、男の子を求める女性ペドファイルも目立つようになっている。

買春旅行は、欧米からアジアに向けて行われるだけでなく、アジア間でも行われている。送り出し国の代表的存在が日本であることはすでに述べたが、これ以外にも、台湾からベトナムへ、あるいはマレーシアからタイへと、買春目的の人の移動が顕在化している。以前のように大手の旅行代理店が間に入ることはなくなっているようだが、欧米や日本、オーストラリアなどではいまだに小規模の旅行組織が旅行の斡旋を行っている。

3 子どもポルノ

(1) 問題性

子どもポルノは、大人のポルノと違って、猥褻だからとか、善良な性風俗に反するから、などといった理由で問題になっているわけではない。子どもポルノは、むしろ、被写体とされる子どもへの危害をいかに防止するか、という観点から論じられている。ポルノのもたらす社会的影響ではなく、ポルノの題材に用いられる子ども自身への害悪が問題となっているのである。むろん、子どもポルノにさらされる別の子どもの害悪や、子どもポルノによって自己の行為を正当化しようとするペドファイルの存在などを考えれば、子どもポルノには、大人のポルノにはみられぬ特有の社会的影響があることも否定できない。

子どもポルノがもたらす子ども自身への害悪としては、つぎのようなものが指摘されている¹⁰。第1、ビデオや写真が永久に残るため、被写体になった子どもは負の記憶から生涯、逃れることができない。第2、被写体として性的に搾取された子どもは、精神的発達をいちじるしく阻害され、みずから性的虐待にはしる危険性も高い。第3、被写体にこそならなかったものの、子どもポルノにさらされた子どもの場合も、そうした行為があたかも正常であるかの感をいだき、それをモデルとして性暴力や性的搾取を手がけるおそれがある。

子どもポルノの果たす機能は一様でないが、ペドファイルにとって、子どもポルノの利用価値は特に高い。ペドファイルは、子どもポルノによって自己の行動の正当化をはかろうとする。社会的地位が高い人を含む多くの人が子どもポルノに関わっていることを知り、自己の行動が逸脱したものでないとの確信を得ようとするのである。子どもポルノの題材は、ペドファイルの間のコミュニケーション、情報交換の手段としても有用である。また、子どもポルノは、相手方の子どもを性的行為にいざなう手段として用いられたり、あるいは被害者となった子どもを生涯、沈黙させるための恐喝の手段としても使われる。

もっとも、ペドファイルによる犯罪と子どもポルノとの因果関係については、いまだ解明されるべき点が残っていることも事実である。一般に、ポルノと性暴力との関

¹⁰ CHILD PORNOGRAPHY: AN INTERNATIONAL PERSPECTIVE, submitted by ECPAT for the World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, Stockholm, Sweden, 27-31 August 1996, at 14-15. 山田敏之「先進諸国における児童ポルノ規制」外国の立法 34 巻 5・6 号 139-140 頁。

連について、二つのモデルが考えられている¹¹。一つはカタルシス・モデル、もう一つは、模倣モデルとよばれるものである。前者は、ポルノによって抑圧された性エネルギーが放出され、結果的に性暴力が予防されるというもの。後者は、ポルノが性暴力のロール・モデルを提供するというものである。前者のモデルを採用するか後者のモデルを採用するかにより、ポルノの有害性に対する評価がまったく異なる。ポルノが性暴力を誘発するかしないかという命題は、科学的にはいまだ立証されていないのが実情である。ペドファイルによる犯罪についても基本的には同じことがいえる。子どもポルノがペドファイルを利用するものであることが事実だとしても、そこからただちに犯罪との因果関係を認めるには、いまだ少し検証が必要なようである。

(2) 実態

子どもポルノの被害者は男女の別を問わない。幼児も含まれる。アメリカやカナダでは男子が被写体になった題材が没収されることが多いが、実際には女子を使ったポルノの方が多いようである。日本では圧倒的に女子が多い。世界的にみれば、ストリート・チルドレンであるとか、機能不全におちいった家庭あるいは貧困層出身の子ども、障害をもった子ども、などが被害を受けやすい状態にある。こういった背景要因をまったく欠いた子どもであっても、子どもポルノの被害から無縁というわけではない。ペドファイルの中には社会的信望が厚い人もかなりおり、そうした社会的地位を利用して子どもをポルノに引き入れる例も少なくない。自分の子どもをポルノに使用させる親・保護者もいる。子どもポルノの作製や頒布などに携わる国際的ネットワークの存在が、子どもポルノの拡大を助長している。

地域的には、北欧と北米において、これまでもっとも多く子どもポルノがみられた。アメリカで製作された題材が多かったが、アジアやアフリカの子どもの被写体にしたものもあった。だが、1970年代から80年代にかけて法的規制が強まったため、商業的頒布はかなり減少することになる。しかし、子どもポルノそのものがなくなったわけではなく、非商業的なペドファイル間でのポルノの製作・頒布はむしろ拡充している。非商業的なものだけに、大人のポルノと違って一般に犯罪組織の関わりは薄い。むしろ、商業的子どもポルノも依然として存在している。

現在、商業目的をもった子どもポルノの製作は、日本においてももっとも盛んである。子どもを性的に利用する題材が、数多くの雑誌や新聞に掲載されている。制服姿の子どもが特に商業的価値が高く、思春期前の子どもを題材にしたものも公然と販売されている。日本の子どもポルノは、アジア各国を中心に、市場を世界的に拡大している。かなりの商業的価値をもつために、日本の犯罪組織の密接な関わりも指摘されている。

アジアなど発展途上地域にも、もちろん子どもポルノの問題は存在する。しかし、信頼できるデータがないこともあり、他の問題の影に隠れがちである。もっとも、先進諸国から来るペドファイルによって子どもたちがポルノ的題材の被写体にさせられている事実は、子ども買春ツアーへの問題関心の高まりとあいまって、かなり深刻に受けとめられている。欧米諸国のペドファイルは、最近では、法規制がより緩やかな東欧にも進出している。

¹¹ 金城清子『法女性学』[第2版]（日本評論社、1996年）258頁。

問題に拍車をかけているのは、撮影手段の簡易化である。特に、ビデオカメラの普及により、素人が簡便にポルノを製作できるようになったことが大きい。だが、それ以上に憂慮されているのは、パーソナル・コンピュータの普及である。日進月歩のコンピュータ技術を用いることにより子どもポルノの製作はさらに容易になり、また、実存する子どもではなく、子どもに似せた画像を使った新手の子どもポルノが出現したことにより問題はいつそう複雑になっている。子どもポルノは、インターネットを使えば瞬く間に世界中に拡散させることができる。その取締りは、いちじるしくむずかしい。

(3) 表現の自由との両立性

子どもポルノの規制には、表現の自由との関係を明確にしておくことが必要である¹²。

ポルノ一般について、これを「強制的な性行為の一形態」あるいは「ジェンダーにもとづく不平等の制度化」とみる有力な見解がある。たとえばカナダには、女性の品位を落とし、人間らしさを損なうものを違法とする刑法の猥褻規定があるが、連邦最高裁判所は、上記見解にもとづいてこの規定の合憲性を 1992 年に認めた。ポルノ表現は、性差別のあらわれであるがゆえに法的に規制できる、とされたのである。しかしその一方で、アメリカでは、女性を性差別的な表現から保護する利益は、国家による介入を必要とするほど緊要なものとは考えられていない。現に、ポルノは女性の人間性を喪失させるものなので、被害者たる女性はポルノを強要する人に対して民事上の責任を追及できる、とするインディアナポリス市の条例は、表現の自由を保障した憲法第 1 修正に反するという連邦最高裁の判断に遭って葬り去られている¹³。

しかしそのアメリカでも、子どもの利益については別の議論がなされている。アメリカでは、連邦最高裁が、1957 年のロス判決(354 U.S. 476)において憲法上の保護に値する表現と値しない表現とがあるという、言論の二層理論(two-level theory)を打ち出していたが、その後 1973 年にミラー判決(413 U.S. 15)において、最高裁は、第 1 修正の保護を受けない猥褻表現を特定する 3 つの基準を明確化した。それによれば、全体として性的な興味に訴え、性行為を明らかにみだらに表現し、全体として文学的・芸術的・政治的・科学的価値を欠いていることが猥褻表現のメルクマールとされた。もっとも子どもポルノはそのすべてが猥褻表現にあたるわけではなく、なお、保護に値する表現とされる余地は残っていた。1982 年のファーバー判決(458 U.S. 747)において最高裁は、そうした疑念を払拭し、猥褻表現にあたらずとも、子どもポルノは一律に憲法の保護の外におかれることを認めた。

ただ、ファーバー判決で問題になったのは、子どもポルノの製作・頒布であり、子どもポルノの所持まで規制できるかについては明らかにされなかった。所持の点についていえば、連邦最高裁は、1966 年のスタンレー判決(393 U.S. 573)において、猥褻表現物を家で所持することは禁止できないという判断を示していた。情報を受ける権

¹² 山田、前掲論文 141-143 頁。

¹³ 紙谷雅子「＜性の商品化＞と表現の自由」江原由美子編『性の商品化』（勁草書房、1995 年）所収、参照。

利・プライバシーの権利は、情報の価値にかかわらず保障されるという理由からであった。

1990 年のオズボーン判決(495 U.S.103)は、スタンレー判決との違いを強調しつつ、子どもポルノについては所持まで禁止できる旨を明らかにした。連邦最高裁によれば、猥褻表現の規制は、それをみる者の精神を害悪から防ぐというパターンリスティックな観点からなされるのに対し、子どもポルノの場合は、被害者である子どもを保護することが目的である。そのためには市場を撲滅しなくてはならないが、製作と頒布を規制するだけでは問題解決がむずかしくなった現状では、所持の禁止も認められなくてはならない。所持を禁止することにより、子どもを将来にわたって苦しめ、また、別の子どもをポルノにいざなう題材の廃棄も可能になる。最高裁はこのように論じ、子どもポルノの所持を禁止するオハイオ州法の合憲性を認めた。

表現の自由の価値をきわめて重視するアメリカにおいても、子どもポルノの規制は、憲法上の審査をパスしてきている。ヨーロッパにおいても、子どもポルノが表現の自由の保護の枠外におかれるという認識はかなり広まっている。ただ、アメリカの状況について、「ロス判決以来の二層理論には、やはり、表現の自由を縮小させる側面のあることが否定できない¹⁴」といわれるとともに、オズボーン判決については「プライバシーの権利を不安定な状態としたといえる。本判決が家で何をするかについて政府が関与する第一歩にならないかが危惧される¹⁵」との批判もなされている。

II 国際基準

1 子どもの性的搾取にかかわる諸条約

子どもの性的搾取にかかわる国際法規の形成は、すでに 20 世紀の初頭からはじまっていた。

その先駆けは、1904 年の「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際協定」と、1910 年の「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」、そして 1921 年の「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」である。これら一連の条約を通じ、強制売春を目的として 21 歳未満の女性を勧誘・誘引・拐去した者は、本人の同意の有無にかかわらず、処罰されるものとされた。1930 年には、強制労働に関する ILO29 号条約が採択され、18 歳未満の男性とすべての女性に対する強制労働が全面的に禁止された。この条約において強制労働とは「自ラ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ労務」と定義され、締約国は、そのような労務を強要した者の処罰を義務づけられた。また、1923 年に締結された「猥褻刊行物ノ流布及取引禁止ノ為ノ条約」は、あらゆる猥褻刊行物の製作、所持、取引などの鎮圧を求めている。1926 年には、奴隷取り引きの防止・禁止と、あらゆる形態の奴隷制の廃止をうながす奴隷制条約も採択された。

¹⁴ 江橋崇「児童ポルノの規制と表現の自由」ジュリスト 828 号 220 頁。

¹⁵ 矢口俊昭「児童ポルノの私的所持と修正 1 条の保護」ジュリスト 1019 号 164 頁。

国連の時代に入ると、婦女子売買禁止に関する上記諸条約を受けて、1949 年に「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」が締結された。この条約において、「売春…及び売春を目的とする人身売買は、人としての尊厳及び価値に反するものであり、かつ、個人、家族及び社会の福祉をそこなう」ものとされ（前文1段）、「売春を目的として他の者を、その者の同意があった場合においても、勧誘し、誘引し、又は拐去」した者は処罰されるものとされた（1条）。締約国は、「売春宿を経営し、若しくは管理し、又は事情を知って、これに融資し、若しくはその融資に関与」したり、「他の者の売春のために、情を知って、建物その他の場所又はその一部を貸与し、又は賃貸」した者についても処罰を義務づけられた（2条）。これらの犯罪はいずれも引渡犯罪とみなされ、司法共助の実施や調査機関の設置も求められている（8、13、14条）。このほか、締約国は、被害者のリハビリテーション措置、「売春を目的とする国際的人身売買を防止する」出入国管理上の措置、「売春を目的とする国際的人身売買の被害者が、その本国への送還に関する措置を完了させるまでの間、生活に困窮するときは、それらの者の一時的保護及び扶養のための適当な措置」などを講ずることも義務づけられている（16,17,19条）。

一方、1956 年には、奴隷制の新たな展開を受けて、「奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約」が採択された。この条約は、締約国に、債務奴隷や農奴制度、婚姻・相続などによる女性の売買、搾取のための子どもの取り引きをできる限りすみやかに廃止するよう求めている。また、翌年の 1957 年には強制労働の廃止に関する ILO105 号条約も採択された。

人身売買や奴隷制の禁止は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、地域的にはヨーロッパ人権条約、アフリカ人権憲章などでも明文で規定されている。さらに、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」10 条 3 項にもつぎのような規定がみられる。「[子ども]は、経済的及び社会的な搾取から保護されるべきである。[子ども]を、その精神若しくは健康に有害であり、その生命に危険があり又はその正常な発育を妨げるおそれのある労働に使用することは、法律で処罰すべきである」。この規定は、売春やポルノを含む子どもの性的搾取にも当然及ぶ。このほか、女性差別撤廃条約 6 条も、「締約国は、あらゆる形態の女性の売買及び女性の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置をとる」と定めている。

子どもの権利保護を正面から扱った国際文書として、1924 年と 1959 年の「子どもの権利に関する宣言」があげられるが、これらはいずれも、子どもをあらゆる形態の搾取から保護すべきことを謳う。明記されてはいないものの、「性的」搾取もまた、そのなかに含まれることはいうまでもない。

2 子どもの権利条約

こうした種々の国際文書によって世界の子どもは性的搾取からの保護を相当程度受けているはずである。だが、そうした規範的要請と世界の現実との間にはかなりのギャップがみられ、1980 年代後半には、国際社会はさらなる基準設定を求められるにいたった。こうして、1989 年に国連総会で採択された子どもの権利条約は、子どもの性的搾取に対し、より包括的な規定を盛り込むことになった。とくに重要なのは、つぎの 34 条の規定である。

「締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から子どもを保護することを約束する。このため、締約国は、特に、つぎのことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び他国間の措置をとる。

(a) いずれかの不法な性的行為に従事するよう子どもを勧誘し又は強制すること。

(b) 売春又は他の不法な性的行為において子どもを搾取的に使用すること。

(c) ポルノ的な演技及び題材において子どもを搾取的に使用すること。」

起草過程において、オランダとフランスが述べたように、「本条の目的は、子どもの性生活を規制することにあるのではなく、子どもの性的搾取を禁じることにある」¹⁶。(a)-(c)は例示列举であるが、(c)において子どもポルノが禁止された意義は小さくない。これは、1923年の「猥褻刊行物ノ流布及取引禁止ノ為ノ条約」をはじめとするこれまでの国際文書の法的空隙を埋めるものである。

もっとも、本条は、解釈にあたって若干の問題を残している。たとえば、本条は売春・ポルノにおける子どもの使用を明文で全面的に禁止しているわけではない。文言上、禁止されるのは「搾取的」な使用であり、「搾取的」でなければ売春やポルノに子どもを用いてもよい、という解釈が成り立つ余地がある。売春に従事する18歳未満の子どもすべてが事実上搾取されているという立場をとらないかぎり、性的自己決定権を行使する子どもが売春に従事することは禁止されない、と解することも、条約上、不可能ではないかもしれない。

従前の国際文書との関係で、売春そのものの位置づけにも問題がある。1949年の人身売買条約において、売春は、「人としての尊厳及び価値に反するものであり、かつ、個人、家族及び社会の福祉をそこなう」ものとされていた。この認識は売春一般に妥当するものであり、子どもによる売春も当然に含まれる。同条約は、締約国に、「売春を目的として他の者を、その者の同意があった場合においても、勧誘し、誘引し、又は拐去」した者の処罰も義務づけている。売春に対するこうした明確なスタンスが、子どもの権利条約では、意図的かどうかは別にして、ややあいまいにされた感がある。また、子どもポルノに規制の網をかけた点に本条の特徴のひとつがあることはすでに述べたとおりだが、肝心の「ポルノ」の定義が明確にされないままにおかれたことも、問題点のひとつである¹⁷。

概して、本条は、締約国に、とるべき措置の決定にあたってかなりの裁量を認める規定態様になっている。たとえば、国外犯の処罰について、本条は具体的にその法制化を求めているわけではない。だが、条約の趣旨がよりよく実現されるのであれば、本条は、そのような法整備を可能にする国際法上の根拠規定として機能しよう¹⁸。多くの論者が示唆するように、子どもを性的搾取から保護するための法的枠組みを指し示す規定として、本条が重要な役割を果たしうることはまちがいない。

¹⁶ 波多野里望『逐条解説 児童の権利条約』（有斐閣、1994年）235頁。

¹⁷ Van Bueren, G., THE INTERNATIONAL LAW ON THE RIGHTS OF THE CHILD 275-279 (1995)

¹⁸ Healy, "Prosecuting Child Sex Tourists at Home: Do Laws in Sweden, Australia, and the United States Safeguard the Rights of Children as Mandated by International Law?," 18 FORDHAM INTERNATIONAL LAW JOURNAL 1852, 1878 (1995).

3 性的搾取に関する子どもの権利条約選択議定書の起草

(1) 発議

1989年に採択された子どもの権利条約は、子どもサミットなどの援護も受けて、短期間のうちに批准国を増大させ、この結果、条約上の義務が世界各国に及んでいくようになった。国連の差別防止少数者保護小委員会（以下、小委員会）や人権委員会を中心に、国際社会は、子どもの性的搾取撲滅のためさまざまな具体的施策も打ち出すようになった。にもかかわらず、この問題にはいっこうに歯止めがかかったようには見受けられなかった。そこで、この問題に対する法的取組みを強化するため、再び国際基準を拡充しようという試みが表面化してきた。

先鞭をつけたのは、オーストラリアの人権弁務官(Human Rights Commissioner)ブライアン・バーデキン(Brian Burdekin)であった。「人権および機会均等委員会(Human Rights and Equal Opportunity Commission)」を代表して1993年12月にチュニスで開かれた第2回国内人権擁護機関国際ワークショップに出席したバーデキンは、みずからの手による条約案（子どもの性的搾取および売買の撤廃にかんする国連子どもの権利条約の選択議定書案）を会議に提出し、子どもの権利擁護にむけた強い関心をみせた。前文と本文12か条からなる議定書案を受けた会議は、国連人権委員会にたいして、その早急な検討を求める勧告を採択してこれに応じた(E/CN.4/1994/45 & Add.1)。

ほぼ同じ時期（1993年12月20日）、国連総会もラテンアメリカ・グループのイニシアチブにより決議48/156を採択し、選択議定書起草への政治的機運を盛り上げた。「子どもの売買、子どもの買春および子どもポルノを防止する有効な国際的措置を採択する必要」と題するその決議は、人権委員会にたいしてつぎのことを要請した。「第50会期（1994年2-3月）の間に、特別報告者と緊密な連絡をとり、子どもの売買、子どもの買春および子どもポルノにかかわる諸問題についてのありうる条約案のガイドラインの作成を、この重大な問題の防止および撲滅のために必要な基本的措置とともに、優先事項として研究する作業部会の設置について検討する」こと。こうして人権委員会は、国内人権擁護機関国際ワークショップだけでなく、国連総会からも同趣旨の提案を受けることになった。

1994年の人権委員会第50会期において、主導的立場にたったのはラテンアメリカ・グループの後押しを受けたキューバであった。発展途上国はおおむね、国連総会の提案を担ったキューバ案に賛同したが、オーストラリアとフランスを除き、先進国の多くは条約の必要性に疑問符をつけた。両者の間の溝を埋める試みとして、子どもの売買、子どもの買春および子どもポルノに関する特別報告者と子どもの権利委員会から助言を得たらどうかという提案がカナダ、フィンランドからなされたが、多数派はただちに起草作業の開始を求め、妥協はならなかった。キューバ案の採択にはアメリカが難色を示し、一時は表決が求められなかった。しかし、最終的にアメリカが表決に参加しないことを明らかにしたため、決議案は投票なしで採択された。「子どもの売買、子どもの買春および子どもポルノを防止し、撲滅する効果的な国際的措置を採択する必要」と題する決議1994/90は、子どもの売買、子どもの買春および子どもポルノに関する（子どもの権利条約）選択議定書案のガイドラインと、売買等の防止・撲

滅に必要な基本的措置の作成をになう自由参加の会期間作業部会の設置を決定するものであった。

(2) 作業部会第1会期

作業部会第1会期は、1994年11月に2週間にわたって開かれた（議長兼報告者は、キューバのイヴァン・モラ＝ゴドイ）¹⁹。子どもの性的搾取が重大な問題であり、国際協力を通じて早急に撲滅されるべきであるという認識に異論はなかった。けれども、そのための方策として、あらたな条約が必要なのかについて意見はわかれた。子どもの権利条約がすでに必要な法的枠組みを提供しているのだから、求められるのはその効果的な実施をいかに確保するかであり、別の条約を作り出すことではない、という意見が一方で示され、他方では、子どもの性的搾取を犯罪として明確に位置づけるあらたな条約が必要だという意見が呈された。

作業部会には、第2回国内人権擁護機関国際ワークショップから送付されてきた選択議定書案と、フランス政府作成の議定書案、それに、議長自身の作成したガイドライン案が提出されたが、作業部会は会期中に修正されたフランス案を叩き台とすることに決め、審議を進めた。数多くの修正案が提出された後、作業部会は、「子どもの売買、子どもの買春および子どもポルノに関する子どもの権利条約のありうる選択議定書案のためのガイドライン」をまとめ、人権委員会に可能なかぎり広い範囲での検討を勧告した。ガイドラインは、7章（それぞれ、序、定義、関連文書の実施、処罰・賠償・子どもの保護、国際協力・協調、支援・リハビリテーション、情報・教育・参加という表題を付された）と非差別、留保、報告に関する個別のガイドラインからなる。なお、この会期に、作業部会は「ありうる選択議定書以外に、子どもの売買、子どもの買春および子どもポルノの防止および撲滅に必要な基本的措置」も作成し、子どもの権利条約などの効果的な実施を求めた。

1995年の人権委員会では、選択議定書の必要性をめぐる作業部会と同様の意見の対立がみられた。スウェーデン政府は、子どもが搾取されるのは子どもを保護する法規がないからではなく、その法規が十分に適用されていないからだ、と述べ、子どもの権利条約の批准と効果的な実施の重要性を強調した。人権委員会の「行動計画」にも注意が喚起された。その一方で、オーストラリアやフランス、キューバなどは、問題の国際化に対抗するためのあらたな法的枠組みとして選択議定書が必要であると述べ、これに反論した。オーストラリアはまた、ニュージーランドとともに、国外犯の処罰に注意を喚起した。意見の対立が解消されないまま、人権委員会には作業部会による選択議定書案の作成を進める旨の決議案が提出された。この決議案は、イギリスから投票が求められたため表決に付され、賛成41、反対0、棄権11という結果で採択された（1995/78）。棄権にまわったのは、オーストリア、ブラジル、カナダ、ドイツ、ハンガリー、イタリア、日本、オランダ、ポーランド、イギリス、アメリカであった。これらの国々には、既存の法的枠組みを活用することで問題に対処できる、という立場を投票説明の際に繰り返した。

¹⁹ Report of the working group, UN Doc.E/CN.4/1995/95.

(3) 作業部会第2会期

作業部会第2会期は、1996年2月末から3月初にかけて2週間開かれた²⁰。議長＝報告者の提案で、前会期に作成されたガイドラインの各章ごとにコーディネーターが任命され、非公式協議の積み重ねで作業のとりまとめをはかるという方法がとられた。しかし、この方法は有効に機能せず、作業はスムーズに進まなかった。

あらたな文書を作成することへの疑問も依然としていくつかの先進国から呈された。今会期には、子どもの権利委員会からサントス＝パイスが参加し、選択議定書案について委員会の見解を開陳した。同委員会はずでに新条約作成の必要性に疑念を呈する意見を表明していたが、今会期も、既存の国際基準の効果的な実施に優先順位がおかれるべきことを重ねて強調した。もっとも、前会期に比べると、選択議定書作成にむけた潮流に抗することはかなりむずかしくなった。ただ、最終的に作業部会がまとめた選択議定書案に括弧がちりばめられていることからわかるように、議定書の内容、形式について各国間の合意はほとんどなされなかった。

「定義」の章では、とくに「子どもの売買」が、性的搾取を目的にする場合にかぎられるのか、あるいは、すべての売買を含み、たとえば臓器売買などにも及ぶのか、という点をめぐって意見が大きく割れた。オーストラリア政府がコーディネータになった「国際協力・協調」の章では、拷問等禁止条約第9条にならった相互援助の条文は別として、「貧困の除去」や「消費市場の排除」までもを条文に織り込もうとする提案が最終段階でインドやイランなどからなされたため議論は紛糾し、結局、この章全体が括弧に入ってしまった。「処罰」にかんしては、コーディネーターのフランス政府が精力的で、拷問等禁止条約第5条（裁判権の設定）、8条（犯罪人引き渡し）に範をとった条文が提案され、おおむね合意された。このほか、前文、「子どもの保護」、「支援・リハビリテーション」、「情報・教育・参加」などについては、ほとんど実質的な議論がなされないまま作業部会は時間切れとなった。

1996年の人権委員会では、選択議定書案の起草そのものを問題視する発言はほとんどなかった。前会期、懐疑的な姿勢をみせていたヨーロッパ諸国は公式の発言を控え、その一方で発展途上国グループからは起草作業を促進する旨の発言がなされた。選択議定書の起草作業を続行する旨の決議案は、EUを代表してイタリアから提出され、63か国が共同提案国にまわった。そのなかには、オーストリア、ブラジル、カナダ、ドイツ、オランダ、ポーランド、イギリス、アメリカといった、前回、棄権に回った国ぐにも含まれていた。東・東南アジアでは、韓国やフィリピンが共同提案国に名を連ねた。圧倒的な賛同を得たこの決議案は、若干の口頭での修正の後、投票なしで採択された。

(4) 作業部会第3会期

作業部会第3会期は、1997年2月初旬から中旬にかけて2週間開かれた²¹。日本やスペインなど、前会期まで慎重な態度をみせていた国ぐにも選択議定書へのコミット

²⁰ Report of the working group on its second session, UN Doc.E/CN.4/1996/101.

²¹ Report of the working group on its third session, UN.Doc.E/CN.4/1997/97.

メントを表明し、起草作業を迅速に終了させることについて、ようやくすべての国が共通の認識を共有するにいたった。

草案の 6 章（支援・リハビリテーション・賠償）、7 章（情報・教育・参加）、8 章（その他）、前文（旧 3 章）についての審議はなされなかったが、作業は、全体的にみて、かなり進展した。前会期、大量に残っていた「括弧」も、今回の作業によりだいぶ消えた。

にもかかわらず、作業早期終了の見通しは依然としてたっていない。2 章（定義）、4 章（処罰・訴追・子どもの保護）、5 章（国際協力・協調）など、議定書の中核をなす箇所について意見は容易にまとまらず、歩み寄りの気配も希薄であった。「子どもの売買」の定義をめぐる意見の対立はとくに深刻であった。

キューバ、ウルグアイ、コロンビア、ペルー、ニカラグア、コスタ・リカ、シリア、エジプト、ナイジェリア、エチオピア、中国など「南」の国々には、経済的搾取を含むあらゆる搾取、臓器売買にまで条約の適用範囲を広げようとした。その際、ラテン・アメリカにおける不法な養子縁組の問題などに注意が喚起された。これに対して、ドイツ、オランダ、オーストラリア、フィンランド、フランス、イタリア、スイス、アメリカ、カナダ、韓国は、性的搾取の側面に適用範囲を絞るよう求めた。その他の側面まで含めると条約の焦点がぼけてしまう、という懸念が表明された。

対立の様相を要約して、アメリカ代表はこういていた。「この問題について、私たちはさらに分裂してしまったようだ」。

メキシコ代表が指摘していたように、各国は、子どもの最善の利益を実現するため共通の道の手を見出す必要がある。1997 年の人権委員会は、次会期に起草作業を終了させるよう求める決議（1997/78）を採択したが、作業部会の会期が縮小されるおそれも示唆されており、その実現可能性は決して高くない。

Ⅲ 国際的实施

子どもの権利条約採択の前後から、子どもの性的搾取の問題に対する国際的関心が増大し、その撲滅に向けてさまざまな国際的取り組みがみられるようになった。以下で、主なものを概観する。

1 国連の人権擁護機関

（1）現代奴隷制作業部会のイニシアチブ

子どもの性的搾取の問題に中心に取り組んできた国連機関は、小委員会（差別防止少数者保護小委員会）である。なかでも、その下部機関である「現代的形態の奴隷制に関する作業部会」（以下、現代奴隷制作業部会）の働きは特筆される。小委員会の委員 5 名からなるこの作業部会は 1974 年に発足したが、その後の奴隷制の形態の変化をふまえ、1988 年に現在のように改称され、機能の強化がはかられた。現代奴隷制作業部会に対する関心はこんにちにいたるまできわめて低く、同じく小委員会の下部機関である先住民族作業部会やマイノリティ作業部会に比べると、政府代表や NG

〇の参加はきわだって少ない。にもかかわらず、この作業部会は、子どもの性的搾取の問題について、一貫して先進的な取組みをみせてきた。

人権にたいする傑出したコミットメントをもつノルウェーのアスビョン・アイデ (Asbjorn Eide) のリーダーシップのもと、現代奴隷制作業部会は、1989年から1991年にかけて毎年主要テーマを特定して討議をおこなうことにしたが、子どもの性的搾取は、そのなかで1989年(第14会期)の主要テーマに指定された²²。子どもの売買、買春および子どもポルノの防止について討議した同会期には、International Abolitionist Federation, International Catholic Child Bureau, International Save the Children Alliance, Radda Barnen, Defence for Children International, World Association of the School as an Instrument of Peace など、この問題に関心をもつNGOからさまざまな情報や提案がよせられた。国際刑事警察機構 (INTERPOL) やユネスコも代表を派遣し、それぞれ刑事手続き、教育について有益な発言をおこなった。

だがもっとも注目されたのは、ノルウェーの法相 (Ms. Helen Bosterud) が専門家数名をともなって作業部会に参画したことであった。問題の概要と自国の取組みについて述べた法相は、“Throwaway Children” という、世界各地の子ども買春・ポルノの実態を描き出した映画の上映も企画し、問題の深刻度を出席者に鮮明に植えつけた。この映画はノルウェー司法省の協力を得て制作されたもので、同国や他のスカンジナビア諸国のテレビで放映されていたものである。ノルウェー法相の出席は、スカンジナビア諸国が子どもの性的搾取への取組みをいかに重視しているかを示していた。むしろ、これは政府単独の判断というよりも、Redd Barna (ノルウェー・セイブ・ザ・チルドレン) をはじめとする関係NGOによる効果的な働きかけ、世論喚起があればこそであった。

子どもの性的搾取への国際的取組みを本格化するうえで、この年の現代奴隷制作業部会はひとつの分水嶺をなした。この年の作業部会は、上部機関である小委員会にたいして、ふたつの重要な提案をおこなった。ひとつは、「子どもの売買、子どもの買春および子どものポルノに関する特別報告者」の任命を人権委員会に勧告すること、もうひとつは、作業部会の作成した「子どもの売買、子どもの買春および子どものポルノの防止のための行動計画案」を採択すること、である。これを受けた同年の小委員会(第41会期)は、決議1989/43において人権委員会に上記特別報告者の任命を勧告し、決議1989/44において29項目に及ぶ「行動計画案」を承認した。小委員会は、人権委員会にたいして、「行動計画案」を各国政府、専門機関、NGOに送付し、コメントを求めることも要請した。

(2) 特別報告者の任命

翌1990年、人権委員会は、小委員会の要請を受けて決議1990/68を採択し、特別報告者の任命を決定した。子どもの売買・買春・ポルノに関する包括的な報告と結論、勧告の提出を求められた特別報告者のポストには、この分野に精通するタイ・チュロンコン大学のビティット・ムンターボーン (Vitit Muntarbhorn) が就任した。当初1

²² 同会期について、Report of the Working Group on Contemporary Forms of Slavery on its fourteenth session, *supra* note ; Davies, “The Working Group on Contemporary Forms of Slavery,” 6 HUMAN RIGHTS MONITOR 14 (1989).

年とされた任期は、その年の経済社会理事会決定 1990/240 において2年とされ、さらに 1992 年に、特別報告者の任期はもう3年延長された（人権委員会決議 1992/76 および経済社会理事会決定 1992/244）。

1991 年から 1994 年にかけて4度にわたって提出されたムンターボーンの報告書 (E/CN.4/1991/51:E/CN.4/1992/55:E/CN.4/1993/67:E/CN.4/1994/84)は、質的に非常にすぐれたものであった。彼は、子どもの性的搾取が世界的現象になっていることを明らかにするとともに、問題解決にむけた学際的アプローチの採用を主張した。オーストラリアやネパールなどへの現地調査も着実にこなし、その的確な勧告は、たとえばオーストラリアにおいて国内法の改正に大きく寄与した。セックス・ツアー、商業目的の国際養子縁組、貧困、構造調整政策など、子どもの性的搾取にかかわる諸問題を意欲的に分析するムンターボーンの報告書には各方面から高い評価が与えられたが、1994 年 10 月、国連人権センターからの支援が得られないことなどを理由に、彼は特別報告者のポストを辞任した。

ムンターボーンの後をついだのは、フィリピンのオフエリア・カルセタス＝サントスである。人権委員会は、1995 年の決議 1995/79 において特別報告者の任期をさらに3年延長することを決め、カルセタス＝サントスに報告書の提出を要請した。彼女の報告書はこれまでに2度提出され(E/CN.4/1996/100:E/CN.4/1997/95)、問題の現況、各国における取組みなどについて新たな情報が提供されている。

（3）行動計画の採択とフォローアップ

一方、「子どもの売買、子どもの買春および子どもポルノの防止のための行動計画案」は、その後、関係者のコメントなどを参考にしながら手直しされ、1991 年の現代奴隷制作業部会において、内容・文言が最終的に確定した。この行動計画案は、翌年、人権委員会決議 1992/74 において正式の行動計画として採択された²³。人権委員会は、その決議のなかで、すべての国家にたいして「国内的および国際的レベルで行動計画の実施に必要な立法および行政措置をとる」よう勧告し、国連機関その他の国際機構に政策立案の際に行動計画に留意することを求めた。NGOも行動計画の採択を要請された。

行動計画は、「総論」、「情報」、「教育」、「法的措置および法執行」、「社会的措置および開発援助」、「社会復帰および再統合」、「国際的調整」、「子どもの売買」、「子どもの買春」、「子どもポルノ」、「再検討」という11のテーマ、全59項目からなる。「総論」では、「子どもの売買、売春および子どもポルノが現代的形態の奴隷制にあたる」ことが明言され、「国家は、子どもの売買および搾取を撲滅することに明瞭に高いレベルのコミットメントと優先順位を与えること」を求められた。さらに、貧困や開発の遅れは子どもの性的搾取を正当化する理由にはなりえず、「子どもの最善の利益」が行動計画を実施するためのあらゆる決定や試みを規律・指導すべきであるとされた。

「法的措置および法執行」に関しては、子どもを保護する法制度の強化とともに、警察、裁判所などが子どもの福祉と保護に焦点をあてるべきことが勧告されている。被

²³ 本報告書に添付した資料1参照。

害者である子どもから証言をとる際の配慮や証人の保護も求められている。子どもの性的搾取は重大な犯罪であり、そのことをふまえて顧客、消費者、周旋者、仲介者、共犯者を逮捕、処罰すべきこと、とくに子どもの売買・性的搾取から収益をあげる仲介者に狙いを定めた効果的な法的取組みも求められている。このほか、行動計画は、子どもの権利条約を国内において有効に実施するため、公的機関・NGOの代表からなる国内機構の設置を要請し、さらに、子どもの雇用にかかわるILO諸条約、奴隷制補足条約、人身売買条約の批准と実施、子どもの性的搾取に関与した者の処罰または他国への引き渡しも求めた。「国際的調整」のもとにおいて、法執行機関の間の国際協力が不可欠であることも確認されている。

「子どもの買春」との関連では、買春ツアーの防止・撲滅のため立法その他の措置がとられるべきことが要請されたが、子ども買春ツアーの宣伝は、買春の周旋と同じレベルで処罰されるべきものとされた。買春ツアー撲滅のため世界観光機構(WTO)が専門家会議の招集を求められたこと、自国の軍人や外国に派遣する公務員が子どもの買春に手を染めることがないように必要な措置をとることを国家が求められたことも注目される。他方、「子どもポルノ」について、各国は「子どもを含んだポルノ的題材を製作し、頒布しまたは所持することを犯罪とする法律の制定」を求められ、マスメディアやジャーナリストへの注意喚起も求められた。

人権委員会は、すべての国家に対して、行動計画の実施のためにとった措置とその有効性について小委員会に定期的に情報を提供するように要請し、小委員会には、各国における行動計画の実施状況について人権委員会に2年ごとに報告するように求めた。これを受けた小委員会は、国連事務総長を通じて各国に情報提供を呼びかけ、寄せられた情報の検討を現代奴隷制作業部会に要請した。

これまでのところ、現代奴隷制作業部会は以下のところから寄せられた情報を集約し、人権委員会に送付している。

＜国家＞オーストリア、ブラジル、ブルキナ・ファソ、フィンランド、ドイツ、イラク、日本、リヒテンシュタイン、フィリピン、ポーランド、スペイン、スリランカ、タイ、ユーゴスラビア(以上、E/CN.4/Sub.2/1993/31)、アンゴラ、オーストラリア、ブルネイ、クロアチア、モーリシャス、ネパール、ノルウェー、スウェーデン、ウクライナ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、シリア(以上、E/CN.4/Sub.2/1995/29 & Add.1)。

＜国連機関＞ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会(E/CN.4/Sub.2/1993/31)

＜専門機関＞ユネスコ、世界旅行機構(E/CN.4/Sub.2/1993/31)

＜政府間機構＞米州機構(E/CN.4/Sub.2/1993/31)

＜NGO＞ワールド・ムスリム・コンGRESS(E/CN.4/Sub.2/1993/31)

行動計画の実施のためにとった措置とその有効性について情報を提供せよ、という人権委員会の要請趣旨にもかかわらず、各国から寄せられる情報は、概して形式的である。関連する国内法が紹介されているだけのものも少なくない。実施上の問題点や実例についてより詳しい情報の提供がなされることで、行動計画のフォローアップは真に意義あるものとなるはずである。

2 その他の国連機関

WTO（世界観光機構）はすでに 1985 年に Tourism Bill of Rights and Tourist Code を採択し、他人を買春から搾取するために観光業を用いる可能性を除去するよう国家に求めるとともに、観光業界に対して他人を搾取するための観光業の利用を奨励しないこと、旅行者に対して他人を買春から搾取しないことを求めているが、1995 年 10 月にカイロで開かれた第 11 回総会では「組織化された買春ツアーの防止に関する声明」と題する A/RES/338(XI) があらたに採択され、「平和、人権、相互理解、すべての民族および文化の尊重ならびに持続可能な発展を促進する観光業の基本目的」にそぐわない買春ツアーを非難する WTO の意思が明確にされた。買春ツアーは子どもの権利条約 34 条を侵害するものであり、法的および行政的措置を通じて撲滅されるべきものとされた。犯罪者の訴追をうながすための二国間協定の重要性も確認されている。また、旅行業界にたいして、NGO との協力、スタッフの教育、倫理綱領の採択、自主規制などを訴えるとともに、買春ツアーの犯罪性について旅行者に警告すること、買春ツアーの実態を明らかにし非難・防止のためメディアに働きかけることなども明記された。

この決議に関連して、WTO では、「観光業と子どもの買春を監視するタスク・フォース」が新しく組織された。このタスク・フォースは官民共同の機関として予定され、すでに、フランス、タイ、ブラジル、ケニヤ、ユニセフ、エクパット、UFTAA、IATA、スウェーデン旅行代理店連合などが参加の意思を表明している。観光業における性的搾取問題への意識を高め、観光業界の自主規制をうながすこと、問題撲滅のために情報を収集することがこのタスク・フォースの目的とされる²⁴。

子どもの性的搾取の問題に対しては、INTERPOL（国際刑事警察機構）も熱心に取り組んでいる。1992 年に「未成年者にたいする犯罪にかんする常設作業部会 (Standing Working Party on Offences Against Minors)」が設置され、現在、約 30 か国の法執行官が子どもの性的搾取防止のための協働作業をおこなっている。インターネットによる子どもポルノ鎮圧のための試みによって、1995 年にはイギリス、香港、ドイツ、南アフリカ、シンガポール、カナダ、アメリカにおいて相当数の犯罪者が逮捕された。

常設作業部会は、1993 年につぎの諸問題を検討するため小委員会を設置した。

(a) 法の執行－立法

- (i) 子どもポルノと子どもの買春
- (ii) 国際協力、リエゾン・ネットワーク、立法と法の適用
- (iii) 買春ツアー、国際養子縁組

(b) 一般的措置

- (i) 被害者の支援、警察の構造、行方不明の子ども、無料の電話ヘルプライン、予防モデル
- (ii) 訓練
- (iii) 調査－統計

²⁴“WTO Forms Task Force Against Sex Tourism,” 36 ECPAT AUSTRALIA Bulletin 7(1996).

これらの諸問題を扱う小委員会の活動によって、警察機構間の情報交換や、警察官への人権教育の促進などが意図されている²⁵。

3 地域的機構

地域的にみると、ヨーロッパの取組みがきわだっている。1980年代後半からこの問題への関心が高まっていたヨーロッパでは、ヨーロッパ審議会・ヨーロッパ犯罪問題委員会の下部機関として設置された「子どもおよび若年成人の性的搾取、ポルノ、買春および売買に関する特別委員会」が1988年から1990年にかけて問題の検討を行い、勧告案をまとめあげた。当該勧告案は、その後、犯罪問題委員会を経て閣僚委員会の審議に付され、1991年の9月に、「子どもおよび若年成人の性的搾取、ポルノ、買春および売買に関する閣僚委員会の加盟国に対する勧告 No.R(91)11」として結実した²⁶。

この勧告²⁷は、前文で、子どもの性的搾取が国内的・国際的レベルで驚くほどのレベルに達しているとの認識を示すとともに、この問題が子どもの精神的発達に及ぼす悪影響を憂慮し、CE加盟国の国内法制を調和させることの望ましさを確認している。そして、ヨーロッパ社会憲章や子どもの権利条約に留意しつつ、加盟国に必要な措置を勧告するものとなっている。

勧告本文は3部構成である。国内的側面を扱った第1部は、A. 一般的措置、B. 子どもの関与するポルノに関する措置、C. 子どもおよび若年成人の買春に関する措置、D. 子どもおよび若年成人の売買に関する措置、からなる。

A. 一般的措置は、a. 意識の喚起、教育および情報、b. 情報の収集および交換、c. 防止・発見・支援、d. 刑法および刑事手続、と細分化され、それぞれ、16項目のとられるべき措置が明示されている。cとdでは、被害者たる子どもの利益・人権への特別の配慮が強く要請されている。また、被害者への適切な損害賠償の提供、子どもの性的搾取から生じた収益の没収も求められている。

B. 子どもの関与するポルノに関する措置では、問題の重大さにふさわしい制裁の賦課とともに、子どもポルノ的題材の単なる所持についても刑事制裁を加える望ましさなどについて検討するよう要請している。

C. 子どもおよび若年成人の買春に関する措置では、ストリートチルドレンなどに対する福祉措置の拡充、子どもの買春を助長する者の特定と処罰、買春旅行を斡旋する旅行代理店への取組み、など6項目がかかげられる。

第2部は「国際的側面」について扱い、関連人権諸条約の署名・批准、国外犯処罰規定の導入、INTERPOLを通じた情報の交換、子どもの福祉に関わる国際的組織との連携などが勧告されている。第3部は、「調査の優先順位」として、問題の本質を解明するための10項目の勧告を提示している。

²⁵ Report submitted by Mr. Vitit Muntarbhorn, Special Rapporteur, in accordance with Commission on Human Rights resolution 1993/82, UN Doc.E/CN.4/1994/84, para.139.

²⁶ Council of Europe, SEXUAL EXPLOITATION, PORNOGRAPHY AND PROSTITUTION OF, AND TRAFFICKING IN, CHILDREN AND YOUNG ADULTS: RECOMMENDATION No.R(91)11 AND REPORT OF THE EUROPEAN COMMITTEE ON CRIME PROBLEMS(1993).

²⁷ 添付資料2参照。

全 44 項目からなるこの勧告は、ヨーロッパ各国の国内法に少なからぬ影響を与えていった。とくに、国外犯の処罰をはじめとする各国の刑法の整備にその点が顕著にみられる。

一方、1996 年の夏にベルギーでおきたペドファイルによる子どもの虐待と殺人事件を受けて、ヨーロッパ連合（European Union）理事会は、1997 年 2 月 24 日、人身売買と子どもの性的搾取を撲滅する共同行動計画を採択した²⁸。この共同行動計画²⁹は、前文と全 4 章からなる。前文は、後述する 1996 年夏のストックホルム会議の結論や子どもの権利条約に留意したうえで、国際組織犯罪の様相を強くおびている人身売買・子どもの性的搾取撲滅のため、各国間の共同行動が必要なことを確認している。

第 1 章は、使用される用語の概念を明確化しながら、共同行動の目標について定める。つづいて第 2 章では、「国内レベルでとられるべき措置」を明らかにする。まず A では、人身売買、子どもの性的搾取を犯罪として処罰すべきことが強調され、賦課すべき制裁の具体的形態が明記される。かなり厳格な処罰が要求されているが、その一方で、子どもポルノの所持を明示的に不可罰とする点（TITLE II A.(f)）はこれまでの国際文書にみられなかったものであり、また、B で、双方可罰性の要件の維持をわざわざ容認する点も、やや奇異な感を免れない。ただ、この要件を維持する国については、C でその見直しも要請している。第 2 章は、このほか、捜査権限の強化、被害者の適切な保護、各機関の協力などについても定める。

第 3 章は「加盟国間の協力」、第 4 章は「コミットメントとフォローアップ」として、理事会がこの共同行動計画の履行状況を 1999 年末までに評価することを明らかにしている。

4 国際会議

子どもの性的搾取の問題は、1990 年の「世界子どもサミット」において採択された「子どもの生存、保護および発展に関する世界宣言ならびに行動計画」でも取り上げられた。子どもサミットは、何百万人もの子どもがとくに困難な状況下で生存し、買売春、性的虐待、その他の形態の搾取を強要されていることを認めた。つづけて 1993 年の第 2 回世界人権会議では、子どもの権利条約の普遍的批准が呼びかけられるとともに、「有害な子どもの労働、子どもの売買…子どもの買春、子どもポルノおよびその他の形態の性的虐待に対する効果的な措置」が各国に要請された。

1995 年の第 4 回世界女性会議も子ども（女兒）の性的搾取が深刻化する状況に言及したが、この問題に対する国際的取組みがひとつの頂点に達したのは、なんといっても、1996 年 8 月末にスウェーデン・ストックホルムで開かれた「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」においてであった。子どもの性的搾取への「国際的関心を喚起し、この忌むべき子どもの権利侵害を終息させるための決定的な行動を国内的・国際的に発議することを目的とする」この会議は、スウェーデン政府がユニセフ、エクパット（ECPAT）、子どもの権利条約 NGO グループの協力を得て招集したも

²⁸ Cited in CHILDRIGHTS (A bulletin of law and policy affecting children and young people in England Wales published by the Children's Legal Centre in association with the University of Essex 17-19.

²⁹ 添付資料 3 参照。

のである。122 か国、約 20 の国際機関、約 1200 人のNGO代表が参加した。「NGOおよび政府が同等の立場で参加するという初の試みの会議であった」³⁰。

会議は、「宣言」と「行動のための課題」³¹を採択した。「宣言」は、「子どもの商業的性的搾取に反対するグローバル・パートナーシップ」の構築を謳いあげ、10 項目の「課題（チャレンジ）」と2項目の「公約（コミットメント）」をかかげた。「大人による性的虐待および子どもまたは第三者への現金もしくは現物による報酬を伴う」子どもの商業的性的搾取は、子どもを「性的および商業的対象物」として扱うものであり「現代的形態の奴隷制にあたる」ことがここでも確認された。貧困は子どもの商業的性的搾取を正当化する理由たりえないこと、犯罪組織の関与、腐敗・法の不備・不十分な法の執行が問題を誘発していることに注意が喚起された。「宣言」はさらに、各国に、つぎのような要請をおこなった。子どもの商業的性的搾取に反対する行動に高い優先順位を与え、十分な資源を配分すること。子どもの商業的性的搾取を犯罪とし犯罪者を処罰すること、ただし被害者である子どもは処罰しないこと。適当な場合、法、政策を見直し、執行すること。ジェンダーに配慮した被害者救済計画を策定すること。問題の克服にあたって各国を支援するため政府間機構、NGOを含む国内・国際社会を動員すること。子どもを含む民衆参加の役割を強化すること。

さらに「行動のための課題」では、「調整と協力」、「防止」、「保護」、「回復と再統合」、「子どもの参加」といったテーマのもとでさまざまな要請がなされている。たとえば、「保護」のもとでは、子どもの買春・売買、子どもポルノ（所持を含む）などのサービス提供者、顧客、仲介者の刑事責任を確立するため国内法を強化すること、買春ツアーを利用して犯罪をおかした者の処罰を確保するため法制度を強化すること、法執行担当部局に十分な資源と子どもに優しい施設を備えた特別ユニットを設置することなどが要請されている。また、「子どもの参加」のもとでは、商業的性的搾取から子どもを保護し、被害者の社会への再統合を支援するため、子どもたちの参加がうながされている。

この会議は、「宣言」と「行動のための課題」という具体的成果を生み出しただけでなく、問題解決にむけた政府、国際機関、NGO三者間の連携関係の礎を築き上げた点で特記される。ロン・オグレディがいうように、「参加者すべてにとってのおそらく最大の課題は、子どもの商業的性的搾取に反対する第2回世界会議を必要としない状況をつくりだすことであろう」。そのためには、会議の生み出した熱気・動力を絶やすことなく、政府、国際機関、NGOが「宣言」と「行動への課題」の実現に誠実に取り組むことが不可欠である。

5 NGOと観光業界

(1) エクパット

子どもの性的搾取に対する国際的関心を高めるにあたって大きな役割を果たしてきたのがNGOである。なかでも、「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」を

³⁰ 外務省人権難民課「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」（平成8年12月10日）。

³¹ 添付資料4参照。

発議したエクパットの存在はきわだっている³²。エクパットは、「アジア観光における子ども買春を終わらせるキャンペーン(Campaign to End Child Prostitution in Asian Tourism)」として、1991年に発足した(本部はバンコク)。1986年10月にオーストラリアのペドファイルによってフィリピン・オロンガポで引き起こされたロザリオ・バルヨットの衝撃的な死などをきっかけに、アジアにおける子ども買春への関心が高まった。「第三世界観光にかんするエキュメニカル(超教派)連合」がリーダーシップをとり、1990年、タイのチェンマイに国際会議が招集された。数か国のソーシャルワーカーがつどった会議には、スリランカ、タイ、フィリピンにおける子ども買春の実態が報告されたが、その報告は、問題の爆発的な広がり、事後的救済の無力さを参加者に強烈に認識させるものであった。この会議をきっかけに、エクパットは生まれた。

エクパットは、関係政府に対し、旅行者による買春に反対する行動をとり、みずから締結した条約を遵守するよう求めた。具体的には、つぎのような戦略目標がかかげられた。第1、発展途上国において、子どもの性的搾取に対する新たな法律の制定と執行を確保する。第2、それらの法律が搾取された子どもを犯罪者ではなく被害者として扱い、必要なりハビリテーションを提供するものであることを確保する。第3、先進国において、子どもを虐待して帰国した者の訴追を可能にする法律の制定を確保する。第4、発展途上国と先進国において、旅行者による子ども買春の広がりを周知させるための広報・教育キャンペーンを展開する。

エクパットは、時期を限って活動をおこなう国際的運動体である。第1期は1991年から93年、第2期は94年から96年、そして第3期は97年から2001年と設定された。逆説的ではあるが、運動を解消することこそエクパットの最終目標であり、2001年にそのときがやってくることが期待されている。この間、エクパットはアジアだけでなく、商業的性的搾取の対象になっているすべての子どもを活動範囲に含ませるようになった。また、新たなキャンペーン・テーマとして子どもポルノ、先住民族、HIV／エイズ、国際基準などがとりあげられるようになった。活動範囲の広がりを受けて、1996年4月に開かれた代表者会議を機に、正式名称もEnd Child Prostitution, Child Pornography and Trafficking in children for sexual purposesと改められた。

エクパットは、現在では、北米、西ヨーロッパ、東ヨーロッパ、アジア太平洋、アフリカ、中南米にまたがる30以上の国にネットワーク組織をもつ世界的運動体に成長した。各国政府や国際機構との連携も促進され、それにともない、キャンペーンの成果も着実にあがっている。広報・教育の面では、国際コーディネーターのロン・オグレディの著わしたThe Child and the Tourist(1992)、The Rape of the Innocent(1994)が問題の重大性を広く世界に知らしめた。これらの書物は、それぞれ、『アジアの子

³² エクパットについては、オーストラリアへの現地調査(1997年3月15-21日)の際、エクパット・オーストラリアのナショナル・ディレクターを務めるクリスティーナ・ベドゥ(Beddoe, C.)氏から詳細なご教示を得た。また、本文で言及するオグレディ氏の書物(『アジアの子どもと買春』『アジアの子どもとセックスツーリスト』)にはともに「解説」が付されているが、そこでは、日本におけるエクパット運動の展開も詳しく記されている。このほか、アジアの児童買春阻止を訴える会(カスバル)『アジアの子ども買春と日本』(明石書店、1996年)にも詳細な説明がある。

どもと買春』(1993年、明石書店)、『アジアの子どもとセックスツーリスト』(1995年、明石書店)として日本語にも翻訳され出版されている。

各国の法律の整備についても、いくつかの注目すべき成果があがっている。なかでも、1992年3月にバンコクで開かれたエクパットの国際会議に出席したドイツの6名の女性国会議員が帰国後にさっそく刑法の改正作業を手がけ、1993年6月に法案が可決されたことはよく知られている。このほかオーストラリアでも1994年3月に子ども買春ツアー法が成立したが、エクパットは、その強力な推進勢力であった(各国の法改正の詳細については後述)。

(2) 観光業界

エクパットは、観光業界に対しても精力的な働きかけをおこなってきている³³。エクパット運動の意義を認めた最初の旅行組織はUFTAA(Universal Federation of Travel Agents' Associations)であった。UFTAAは、1995年に、「買春ツアーに関連する子どもの買春を撲滅し、買春ツアーの被害者である子どもを保護する」ために「子どもおよび旅行代理店の憲章(Children's and Travel Agent's Charter)」を作成した。「この憲章に署名する旅行代理店は、良心と関係国の法律にしたがって行動すること」を約し、子どもの性的搾取を目的とする旅行をけっして計画しないこと、買春ツアーの被害者への支援を惜しまないこと、などを宣言している。UFTAAの加盟団体は、子どもの権利条約34条にしたがって、旅行者の活動に帰せられる搾取・性的暴力から子どもを保護することも誓約している。

同じ1995年の1月に、IHA(International Hotel Association)の理事会も、子どものあらゆる形態の性的虐待を強く非難し、エクパットをはじめとする諸組織の活動を支持する決議を採択した。IUFA(International Union of Food, Agricultural, Hotel, Restaurant, Catering, Tobacco and Allied Workers' Associations)もまた1995年に買春ツアーを非難し、政府に適切な法整備を求める決議を採択している。こうした観光業界の動向には相互に密接な連動がみられる(WTOについてはすでに述べたとおりである)。

国内の旅行業界もエクパットのロビー活動の対象になっている。たとえばオーストラリアでは、1995年に「子どもの買春ツアー、旅行代理店、法律」と題する情報キットがエクパット・オーストラリアによって作成され、オーストラリアのすべての旅行代理店に配布された。その際、連邦観光相からの支援があった。また、オーストラリアの旅行代理店はエクパットのロゴを店舗の窓にかかげ、子どもの買春ツアー撲滅への支援を公にしており、オーストラリア旅行代理店連盟(Australian Federation of Travel Agencies)も、1996年に組織の倫理綱領を改正し、子どもの性的搾取のために用いられるいかなる旅行サービスも提供しない旨を宣明した。このほか、子ども買春ツアーを禁止するオーストラリア法への注意を喚起する「旅行者への新たな法律」というエクパットのリーフレットが、オーストラリアのすべての空港税関、在外公館などに配布されている。

³³ ECPAT Australia, END CHILD PROSTITUTION, PORNOGRAPHY AND TRAFFICKING: AN ECPAT RESOURCE 28(1996). See also, "Protect Our Children," PATA TRAVEL NEWS JANUARY, at 8

ヨーロッパでは、スイス、フランス、スウェーデンなどにおいて、航空券に小さなパンフレットを添える取決めがエクパットと旅行代理店の間でかわされた。たとえばスウェーデンでは、アジアむけの航空券すべてにパンフレットがはさまれ、その裏面にはつぎの警告文が掲載されるようになった³⁴。

「タイ、スリランカ、フィリピンには生きるために、体を売ることが余儀なくされている子どもたちが何万人といます。残念なことです、このような彼らの窮状に乗じる旅行者がいます。こういった旅行者は自分たちは金を与え、子供たちの家族を助けてやっているのだと言いますが、もちろんそれは真実ではありません。実際に利益を得るのは売春を管理している人びとです。そして肉体的、精神的犠牲者は子供たちなのです。子供たちはこれからずっと犠牲を払っていくことになります。もし生きながらえたらの話ですが。」

「子供の権利条約によれば、18歳未満のすべての子供は性的虐待から保護される権利を有します。タイ、スリランカ、そしてスウェーデンはこの条約に調印しています。どの国に住んでいようが、子供たちにはこの権利が保障されています。」

「この…側面…を心にとどめて、ご旅行をお楽しみ下さい。」

このほか台湾やドイツなどでも、国内の観光業界が子どもの性的搾取に反対する旨を明らかにしている。

IV 各国の法的対応

問題関心の高さや国際基準へのコミットメントの度合いが違っているとはいえ、子どもの性的搾取にたいする取組みは、国際的動向を視野にいれながら国内レベルでもかなり具体化されてきている。以下では、この問題にかかわる各国の法整備の現状について検討を加える³⁵。

1 子どもの買春

(1) オーストラリア

オーストラリアでは、1994年7月5日に、犯罪（子ども買春ツアー）修正法（Crimes(Child Sex Tourism)Amendment Act）が施行され、国外で子どもを相手とする性的行為に従事したり、買春ツアーを組織・推進したオーストラリア国民・居住者を処罰するための法制が整えられた³⁶。フィリピンやタイで子ども買春に手を染めるオーストラリア人の姿を生々しく描写したポール・ロビンソンのルポルタージュ（1993年4月18日、メルボルンのサンデーエイジ紙に掲載）が、この問題にたいする社会的

³⁴ ロン・オグレディ『アジアの子どもとセックスツーリスト』（明石書店、1995年）74頁。

³⁵ 各国の法律については、外務省人権難民課の飯田展子氏から多くの資料提供を得た。記して感謝申し上げる。

³⁶ 横山潔「1994年犯罪（子ども買春ツアー）改正法律—Crimes(Child Sex Tourism)Amendment Act 1994」外国の立法 34 巻 5・6号参照。

関心を高める重要な契機になった。これを受けて、同年末までにさっそく、政府法案が用意され、議会の審議に付されることになった。

外国の子どもを性的虐待から保護する法律をなぜオーストラリア議会が制定しなくてはならないのか、という疑問に対して、起草者は、ふたつの側面から答えた。第1に、子どもの虐待に対して大多数のオーストラリア人が怒りを覚え、法的対応を求めているということである。現に、細部にわたる技術的異論は別として、「法・憲法問題に関する下院常設委員会(House of Representatives Standing Committee on Legal And Constitutional Affairs)」の公聴会での証言、あるいは同委員会に提出された文書のはぼすすべては、法案への支持を表明するものであった。委員会自身、諮問報告書(Advisory Report)のなかで、つぎのように述べている。

「実際の数字がどうあれ、委員会は、とくにアジアを旅行する多くのオーストラリア人男性が子どもの性的虐待にかかわっていると確信している。その行為は、道徳的に許しがたいものであり、オーストラリアで犯罪とされるに値する。(行為地国ではすでに犯罪とされている。)道徳的に忌むべきことに加え、そのような行状によりオーストラリアの信用も損なわれてしまう。本国のオーストラリア人が容認すべきものではない」³⁷。

第2に、オーストラリアの負う国際的義務の履行、あるいは性的搾取から子どもを保護しようとする国際社会の潮流の存在があげられた。子どもを性的搾取・虐待から保護するため必要な措置をとるよう求める子どもの権利条約(とくに19条、34条)をオーストラリアは批准している。この条約によって課せられる義務を履行するうえで新たな法律の制定は不可欠であり、また、この条約は国外犯処罰規定新設の法的根拠を提供するものでもある、とされた。このほか、子どもの権利条約選択議定書案の火つけ役がオーストラリア人権弁務官であったこと、国連人権委員会特別報告者ヴィティット・ムンターボーンがオーストラリアを調査に訪れ、国外犯処罰規定の新設にむけて努力をうながした事実、1993年の世界人権会議が子どもの搾取・虐待を撲滅するため効果的な措置をとるよう求めた事実、にも注意が喚起された。さらに、オーストラリアの司法大臣も出席して1993年7月にシドニーで開かれた「家族法および子どもの権利に関する第1回世界会議」(LAWASIAなど主催)で、スウェーデン、ドイツなどにならい、各国が刑事法を改正し国外犯処罰規定を設けるよう求めるコミュニケが出されたことも、法案の可決をうながす要因の一つであった。

1914年の犯罪法(Crimes Act)を修正する犯罪(子ども買春ツアー)修正法は、法律あるいはその執行体制が整っていない国に赴いて、オーストラリア国内であれば処罰されるはずの行為に従事する自国民(住民)を訴追するための法律である。この立法を通じ、オーストラリア人(住民)ペドファイルによる国外犯罪の抑止が目論まれている。もとより、この法律は、オーストラリアの警察・捜査権限を外国に及ぼすことを目的としているわけではない。法務大臣みずからが強調しているように、性的搾取から子どもを保護する第一義的責任は、犯罪地国にある。その国の刑事司法手続をすりぬけてきた者に網をかけることが犯罪修正法の眼目である。外国における犯罪を自

³⁷ The Parliament of the Commonwealth of Australia, CRIMES(CHILD SEX TOURISM)AMENDMENT BILL 1994:REPORT BY THE HOUSE OF REPRESENTATIVES STANDING COMMITTEE ON LEGAL AND CONSTITUTIONAL AFFAIRS 9(1994).

国において「代理処罰」するという、国際協力主義の立場が現れている。この立場は、外国の判決に一事不再理の効力を認める規定からもうかがい知ることができる。

この法律により、オーストラリアの国外で 16 歳未満の者と性交した者には、17 年の自由刑が科せられることになった。16 歳未満の者に面前で第三者と性交するよう勧誘した者にも、17 年の自由刑が予定されている。また、16 歳未満の者と猥褻な行為(act of indecency)に及ぶかまたは 16 歳未満の者に猥褻な行為をおこなうよう勧誘することなどにも 12 年の自由刑が予定された。このように国外犯の処罰を明示した点にこの法律の第 1 の特徴がある。

第 2 の特徴は、犯罪を支援した者の処罰が法定されたことである。この法律において犯罪とされた行為から利益を得たり、または、そのような行為を奨励した者は、17 年の自由刑に処せられることになった。未遂犯も罰せられる。このような規定が設けられたのは、「通常の共犯では、子ども買春ツアーを発起・組織・広告した者を罰するのに不十分であることによる。即ち共犯は、発起者等が直接リンクした罪に従属するが、共犯者が時間的にも場所的にも正犯と離隔している場合には、共犯の成立が困難であること、また扇動の罪は正犯の犯行を必要としないが、刑は 12 か月の拘禁に過ぎないことによる³⁸」。「子ども買春ツアー」という名称が本法に与えられているゆえんである。本法では、オーストラリアの市民・住民だけでなく、オーストラリアの法人や「事業を主にオーストラリアで営んでいる他のいずれかの法人組織体」も訴追対象にされた。この法律の定める犯罪の遂行のために用いられた資産や犯罪から生じた果実は、連邦に没収されることになっている（これは、Proceeds of Crime Act 14 条による）。

第 3 の特徴は、手続面の整備である。外国に所在する証人から裁判所がビデオ・リンクを用いて直接に証言を得ることが可能にされた。証人をオーストラリアに連れてくることに伴う財政的負担、不便あるいは証人の心理的負担などを考慮してのことである。

第 4 の特徴として、この法律では、被害者の子どもの年齢を判断するために用いられる証拠の種類が列記される一方で、被告人に二つの抗弁が認められた。一つは、犯罪遂行時に被害者が 16 歳以上であったと信じていたこと、もう一つは、犯罪遂行時に被告人と被害者との間に有効で(valid)真正な(genuine)婚姻関係があったということである。この二つの抗弁とも、蓋然性のバランスにもとづく(on the balance of probabilities)立証を必要とされる。なお、審議過程において、この法律が被告人の権利を毀損する事態をもたらすのではないかという懸念が表明されたが、通例の証拠規則あるいは訴訟手続によって一般に保証されている被告人の権利はなんらそこなわれない旨が確認されている。

(2) ニュージーランド

ニュージーランド犯罪法によれば、12 歳未満の女子と性交した者には、14 年以下の自由刑が科せられる。未遂犯には、10 年以下の自由刑が予定されている。被害者の女子が同意していたこと、あるいは、加害者が被害者の年齢を 12 歳以上と信じていた

³⁸ 横山、前掲論文、93 頁。

ことは、抗弁として認められない。被害者の女子は、犯罪の当事者として訴追されることはない。

12 歳未満の女子に対して、猥褻な暴行を加えた者、猥褻行為を行った男性、または猥褻行為を行うよう勧誘した男性には、10 年以下の自由刑が科せられる。同意、年齢についての錯誤は、抗弁にならない。被害者の女子は、犯罪の当事者として訴追されることはない。

12 歳以上 16 歳未満の女子（ただし、妻である女子を除く）と性交した者には、7 年以下の自由刑が科せられる。未遂犯も同じ。12 歳以上 16 歳未満の妻でない女子に対して、猥褻な暴行を加えた者、猥褻行為を行った男性、または猥褻行為を行うよう勧誘した男性にも、7 年以下の自由刑が科せられる。ただし、当該女子の真正な同意があったことと、男性が当該女子よりも年少であったことを立証できれば、抗弁として認められる。また、当該女子の真正な同意があったことに加え、男性が行為時に 21 歳未満であり、かつ、当該女性を 16 歳以上と信じる相当な理由があり、現にそう信じていたことを立証できれば、これも抗弁として認められる。被害者の女子は、犯罪の当事者として訴追されることはない。なお、16 歳未満の女子に対して猥褻行為を行うかまたは猥褻行為を行うよう勧誘した 21 歳以上の女性についても、7 年の自由刑が予定されている。

12 歳未満の男子に対して、猥褻な暴行を加えた男性、または、猥褻行為を行うかもしくは猥褻行為を行うよう勧誘した男性には、10 年以下の自由刑が科せられる。同意、年齢についての錯誤は、抗弁にならない。被害者の男子は、犯罪の当事者として訴追されることはない。

12 歳以上 16 歳未満の男子に対して、猥褻な暴行を加えた者、猥褻行為を行った男性、または猥褻行為を行うよう勧誘した男性にも、7 年以下の自由刑が科せられる。ただし、当該男子の真正な同意があったことと、当該男子が自己よりも年長であったことを立証できれば、抗弁として認められる。また、当該男子の真正な同意があったことに加え、自己が行為時に 21 歳未満であり、かつ、当該男子を 16 歳以上と信じる相当な理由があり、現にそう信じていたことを立証できれば、これも抗弁として認められる。被害者の男子は、犯罪の当事者として訴追されることはない。

16 歳未満の者に対して肛門性交を行った者には、7 年以下の自由刑が科せられる。行為の相手方が 12 歳未満であった場合には、刑期は 14 年以下となる。

1995 年 8 月 2 日の法律第 49 号により、犯罪法に第 144 条 A が追加され、ニュージーランド国民または通常ニュージーランドに居住する者が国外で上記犯罪を犯した場合にも、同一の刑罰が科せられることになった。

1989 年の証拠法改正により、裁判官は、証人となる子どもへの影響について専門家に助言を求め、ビデオ・テープまたはクローズドサーキット・テレビによる証拠の提供を指示できるようになった。

(3) アメリカ

アメリカは国際人権保障体制へのコミットメントが稀薄である。世界のほとんどすべての国が参加している子どもの権利条約もいまだに締結していない。1994 年の「子どもの性的虐待防止法(Child Sexual Abuse Prevention Act)」の成立は、国際的動向

との連動というよりも、むしろ、NCAP(National Coalition Against Pornography)などからの働きかけによるところが大きい。NCAPは、国内の50以上の市民運動・宗教団体などからなる連合体で、子どもポルノや子ども・女性への暴力などから生じる害悪についての意識を高めることを目的にしている。なお、子どもポルノにたいする関心の高まりを受けて、この連合体は1995年1月にNational Coalition for the Protection of Children and Familiesと改称された。

「子どもの性的虐待防止法」は、1910年のWhite Slave Traffic (Mann)Actを母体として制定された。マン法(Mann Act)は、1986年に修正され、売春または犯罪に問われる性的行為に従事させる意図をもって18歳未満の者を州間または外国との間で移送した者に、罰金または10年以下の自由刑を科すものである。子どもの性的虐待防止法は、18歳未満の者と109A章で禁じられている性的行為を行う目的をもって外国に旅行するかもしれないそのような旅行の共同謀議にあたったアメリカ市民または永住権者に、罰金および／または10年以下の自由刑を科す。「双方可罰性」の要件は求められない。犯罪地法のいかにかわらず、訴追、処罰が可能である。この法律はまた、18歳未満の者と109A章で禁じられている性的行為を行う目的をもった州間旅行(の共同謀議)にも同じ刑罰を予定する。問われるのは、性的行為を行う意図であって、実際に性的行為をおこなったかどうかの立証は必要ない。したがって、ペドファイルを対象にした買春ツアー企画者の訴追も可能である。ただし、通常のビジネスマンや個人で旅行する者については、子どもと性的行為を行う意図を有していたことの立証はかなり困難なことが予想されている。

109A章で禁じられている性的行為とは、つぎのようなものである。109A章は、12歳未満の者と事情を知らずながら性的行為を行ったかまたは行おうとした者に罰金および／またはいずれかの有期刑もしくは終身刑を科す旨を定める。政府には、被害者が12歳に達していないことを被告人が了知していたことを立証する責任はない。12歳以上16歳未満の者と事情を知りつつ性的行為を行ったか行おうとした者にも、罰金および／または1年以下の自由刑が科せられる。ただし、被害者が被告人よりも4歳以上年少であるとの条件がつく。16歳または17歳の者との性的行為は、暴行や重大な脅迫、その他被害者への危害が伴う場合に、犯罪とみなされる。このため、16歳または17歳の者には、強制が介在しなければ、子どもの性的虐待防止法は適用がないことになる。つまり、同意がある場合や商行為としておこなわれる場合の性的行為は、16歳または17歳の者が相手のときには、アメリカでは処罰の対象にはならない。

(4) スウェーデン

スウェーデン刑法では、15歳未満の子どもと性交を行った場合、4年以下の自由刑が科せられる。強制の有無は問わない。15歳未満の子どもは大人との性交について「承諾」を与える能力を欠くとみなされており、したがって、子どもから形式的に「承諾」を得ていたとしても、刑の減軽要素にはならない。また、対価を約束または対価を支払って18歳未満の不特定の子どもの性交しようとした者もしくは性交に及んだ者は、青少年誘引(seduction of youth)罪で罰金または6月以下の自由刑に処せられる。このほか、15歳未満の子どもに性的目的をもって触れたり、または、性的意味をもつ

行為を行うこともしくはそのような行為に参加することを勧誘した者は、性的いやがらせにより罰金または1年以下の自由刑を科せられる。

刑法第2章第2条によれば、スウェーデン市民またはスウェーデンに居住する外国人は、国外で上記犯罪をおかした場合、スウェーデン法にしたがって、スウェーデンの裁判所で裁判を受けるものとされている。もっとも、スウェーデンが管轄権を行使できるのは、原則として犯罪地においても可罰的とされる行為についてのみである（「双方可罰性」の要件）。また、犯罪地の刑法よりも重い刑が適用されることも予定されていない。

(5) フィンランド

フィンランド刑法は、14歳未満の子どもと猥褻行為を行った者または子どもとの猥褻行為を幫助した者を、10年以下の自由刑に処している。ただし、猥褻行為が性交である場合には、刑期は1年を下回ってはならない。行為の態様や常習性によって、あるいは、猥褻行為が10歳未満の子どもに対しておこなわれた場合などは、刑期が21年以下とされる。子どもの年齢についての錯誤は、刑事責任を免れさせる理由とはならない。猥褻行為に及んだ者が被害者と年齢および発達段階がほぼ同じ場合には、法律上のまたは酌量減輕が認められている。

16歳未満の子どもと猥褻行為を行った者または子どもとの猥褻行為を幫助した者には、5年以下の自由刑が予定されている。もっとも、行為の態様や常習性など加重事由のある場合は、刑期は15年以下とされる（年齢の錯誤、減輕事由については上記と同じ）。加害者の権限または監督下にある18歳未満の子どもと猥褻行為を行った者にも、1年以下の自由刑が科せられる（年齢の錯誤、減輕事由については上記と同じ）。

フィンランド国民またはフィンランドに住所を有する者は、国外で上記の犯罪を犯したときにも、同様の処罰の対象になる。フィンランドでは、犯罪捜査のためリエゾン・オフィサーを在外公館に常駐させたり、フィンランドと犯罪地国の法廷をビデオリンクで結んだ証言を確保するなど、国外犯を訴追するための手続が整備されている。

(6) ノルウェー

ノルウェー一般市民刑法は、フィンランド刑法と同様の規定をおいている。

(7) デンマーク

デンマーク市民刑法は、15歳未満の子どもと性交した者を6年以下の自由刑に処する。ただし、子どもが12歳未満の場合または暴行もしくは脅迫を用いて性交を行った者には、10年以下の自由刑が予定されている。

養子、継子、里子あるいは養育下にある18歳未満の子どもと性交に及んだ者は4年以下の自由刑に処せられる。年齢や経験による優越的立場をはなはだしく濫用して18歳未満の者を誘引し性交を行わせた者にも同様の刑罰が科せられる。

(8) ドイツ

ドイツ刑法176条は、14歳未満の者（子ども）と性的行為を行ったり、第三者と性的行為を行うよう14歳未満の子どもを勧誘した者を、6月以上10年以下の自由刑に

処すと定める。ただし、比較的重大でない場合には、5年以下の自由刑または罰金刑が予定されている。逆に、とくに重大な場合には、1年以上10年以下の自由刑が科せられる。とくに重大な場合とは、行為者が子どもと性交したとき、および、行為者が子どもの身体に重大な虐待を加えたときである。子どもまたはその他の者を性的に興奮させるため、自己もしくは第三者の面前で性的行為を行うよう子どもをしむけた場合には、3年以下の自由刑または罰金に処せられる。以上すべては、未遂犯の場合にもあてはまる。

1992年3月にバンコクで開かれたエクパットの国際会議に出席した6名の女性議員からの働きかけなどにより、1993年に刑法が改正され、国外で上記の犯罪をおかした者の処罰規定が強化された。従来は、行為者と被害者がともにドイツ人であり、しかも、生活の基盤をドイツにしている場合にかぎって国外犯の処罰が可能とされていた。被害者が外国人の場合には、ドイツ刑法を適用することができなかった。1993年の第27次刑法改正法は、この不備を補い、行為者がドイツ人でありかつドイツに生活の基盤をおいていれば、それだけで訴追可能になった。

(9) オーストリア

オーストリア刑法では、14歳未満の者と性交した者には1年以上10年以下の自由刑が科せられる。被害者に重傷を負わせた場合、被害者を妊娠させた場合には、5年以上15年以下の自由刑が科せられ、被害者を死亡させた場合には、10年以上20年以下の自由刑に処せられる。

また14歳未満の者と猥褻行為を行ったり、14歳未満の者に第三者との猥褻行為を行わせた者は、6月以上5年以下の自由刑に処せられる。被害者に重傷を負わせた場合には10年以下の自由刑、死に至らしめた場合には5年以上15年以下の自由刑が科せられる。ただし、加害者の年齢が被害者と2歳以上変わらない場合で、被害者に致死あるいは重傷の結果が生じないときには、この刑を受けることはない。

1996年11月にオーストリア議会は刑法の改正を可決し、97年3月1日をもって、国外で子どもを性的に虐待したオーストリア国民の処罰が可能とされた。オーストリア刑法は、双方可罰性の要件を求めておらず、外国判決に一事不再理の効力も認めていない。

(10) フランス

フランス刑法は、他人の身体に、暴行、強制、脅迫を用いてまたは不意に性器を挿入する行為を強姦と定義し、15歳未満の子どもを強姦した者に20年の自由刑を科している。15歳未満の子どもに対して、暴行、強制、脅迫を用いてまたは不意に行う強姦以外の性暴力には、7年の自由刑または70万フランの罰金が予定されている。暴行、強制、脅迫を用いることなく、また不意を襲うことなく、成人が15歳未満の子どもの身体に対して性暴力を加えた場合には、2年の自由刑または20万フランの罰金に処せられる。そこに報酬の支払いが伴ったときの刑罰は、10年の自由刑および100万フランの罰金である。

1994年2月1日の法律第94-85号により、フランス国民が国外で行った上記犯罪にも、フランス刑法が適用されることになった。被害者からの告訴も犯罪地国当局からの告発も必要ない。双方可罰性の要件も課せられていない。

(11) ベルギー

ベルギー刑法は、暴行または脅迫を用いることなく16歳未満の男女に猥褻行為を行った者に5年以上10年以下の自由刑を科している。また、いかなる手段によれ、14歳未満の子どもに対する性的挿入行為は強姦とみなされ、15年以上20年以下の自由刑の対象になる。子どもが10歳未満の場合には終身刑が科せられる。

1995年4月13日の人身売買および子どもポルノの取締りに関する法により、刑事訴訟法10条3が追加され、国外で上記の犯罪をおかしたベルギー人またはベルギーに居住する外国人も、訴追可能となった。その際に外国の当局からの告発・通知などが必要とされない。

(12) イタリア

イタリア刑法は、暴行もしくは脅迫を用いて、あるいは権限を濫用して性的行為を行うかまたは性的行為を強制した者に5年以上10年以下の自由刑を科する。性的行為の強制が14歳未満の者に対して行われた場合には、刑期は6年以上12年以下になる。直系の存続、養親、後見人が16歳未満の子どもに対して性的行為を強制した場合も同じ。被害者が10歳未満の場合は、7年以上14年以下の自由刑となる。

暴行・脅迫・権限の濫用なく14歳未満の者と性的行為を行った者の刑期は5年以上10年以下、暴行・脅迫・権限の濫用なく直系の存続、養親、後見人が16歳未満の子どもに対して性的行為を行った場合も同じ。被害者が10歳未満の場合は、5年以上10年以下の自由刑となる。13歳以上の者を相手に、その者との年齢差が3歳を越えない未成年が性的行為を行った場合は処罰の対象とされない。被害者が14歳未満であった場合、被害者の年齢について知らなかったことは免責事由にはならない。

上記犯罪はいずれも親告罪であり、告訴期間は6か月である。もっとも、14歳未満の者に性的行為が強制された場合や未成年を保護・監督すべき者が犯罪を犯した場合、公務員が職務の遂行に関連して犯罪を犯した場合などは職権による公訴提起が認められている。

上記規定は、1996年2月15日の性暴力に関する法により、刑法に追加されたものである。なお、イタリア刑法によれば、国外で上記犯罪を犯したイタリア国民も処罰の対象になる。国外でイタリア国民を相手に上記犯罪を犯した外国人も、司法大臣の請求または被害者の告訴にもとづき、イタリアで処罰が可能とされる。

(13) イギリス

イギリスでは16歳が性的自己決定を可能にする年齢とされており、性犯罪に関しては概ね16歳未満の者が子どもと定義されている。1956年の性犯罪法(Sexual Offences Act)によれば、同意があった場合でも、16歳未満の女子との性交には2年の自由刑が、13歳未満の女子との性交には最も重い量刑として終身刑が予定されている。同意がない場合は、強姦となる。その場合、最も重い刑は終身刑である。

相手方が 16 歳未満の男子である場合にも、猥褻行為として、同意の有無にかかわらず可罰的である。子どもに対する肛門性交については、最も重い量刑として終身刑が科せられる。

一方、16 歳未満の女子に売春することを勧誘した者は、2 年以下の自由刑に処せられる。16 歳未満の女子に対する猥褻行為を行わせたり、奨励した者も処罰の対象になり、子どもに対する猥褻行為の共同謀議、扇動も可罰的とされる。

1996 年の性犯罪（共同謀議および教唆）法により、外国で上記性犯罪を行うための共同謀議、教唆も処罰されることとなった。これにより、子どもとセックスを行うためのツアーを組織した者などが処罰されることになった。もっとも、共同謀議、教唆はイギリス国内での行為・合意に限られる。イギリスでは属地主義が採用されてきており、国外犯を処罰することはできない。

積極的属人主義を採用する新たな性犯罪法案が、現在、議会で審議されている。この法案は、イギリス国民またはイギリスに居住する外国人が国外で犯した性犯罪に刑罰の適用を可能にするものである。ただし、双方可罰の要件が課せられる。また、イギリスでは、明確な規則こそ存在しないものの、国内判決の場合と同様に、外国判決にも一事不再理の効力は認められるものと解される。

(14) カナダ

カナダ刑法は、14 歳未満の者の身体に性的目的をもって直接・間接に触れることを禁じている。そのような行為をそのかすことも禁じられている。14 歳以上 18 歳未満の未成年者を保護・監督すべき立場にある者が当該未成年者の身体に性的目的をもって直接・間接に触れたり、そのような性的行為をそのかすことも処罰の対象になる。

18 歳未満の者の売春を利用して生計のすべてまたは一部を立てている者は、14 年以下の自由刑に処せられる。また、対価を払って 18 歳未満の者の性的サービスを得るかまたは得ようとした者は、5 年以下の自由刑を科せられる。

国外で子どもの買春に関わったカナダ市民の処罰を可能とする法案が現在議会で審議中である。この法案は、双方可罰の要件を課してはいないが、外国判決には一事不再理の効力を認めるものになっている。

また、1993 年の刑法改正により、子どもの証言に大人の証言と同様の信憑性が認められるようになった。証人となる子どものための訴訟後見人(guardian ad litem)制度がおかれるなど、子どもの特別のニーズも相応に配慮されている。裁判所は、有罪判決を受けた性犯罪者が、子どもの集まる場所に立ち入ったり、子どもを保護・監督する職業に従事することを禁止する旨を命令することができる。

(15) タイ

タイでは、1992 年以来、子どもの買春根絶への取組みが政治課題として本格的に浮上し、1996 年に売春防止及び鎮圧法が成立した（これにより、旧法は廃止された）。

この法律にもとづき、15 歳以上 18 歳未満の者に売春を斡旋した者は、5 年以上 10 年以下の自由刑および 10 万バーツ以上 30 万バーツ以下の罰金に処せられることになった。売春斡旋が 15 歳未満の者に対するものであった場合、刑は加重される。この刑罰は、国外での行為にも適用される（9 条）。18 歳未満の子どもを売春施設に売り渡

した親・保護者も処罰の対象になり、4年以上20年以下の自由刑および8万バーツ以上40万バーツ以下の罰金が科せられる（10条）。

売春のための場所において15歳以上18歳未満の者と性交またはその他の性的満足を得るための行為を行った者は、同意の有無にかかわらず、1年以上3年以下の自由刑および2万バーツ以上3万バーツ以下の罰金を科せられる。15歳未満の者を相手にした場合には、刑が加重される（8条）。第8条は、今回の法改正により新たに導入された。このほか、売春防止及び鎮圧法では、売春問題の防止・是正策を講ずるため専門家委員会の設置も規定された。

また、証言する子どもへの影響に配慮して、刑事訴訟法の改正も検討されている。警察官に対する子どもの証言をビデオテープにとり、これを法廷で証拠として採用すること、そのビデオの内容に関する子どもへの反対尋問は、心理学者を通じてのみ行われること、被害者の子どもから裁判前に宣誓供述証書をとっておくこと、などが提案されている。

（16）フィリピン

1992年に成立した「子どもの性的虐待、搾取及び差別からの子どもの特別保護法」（共和国法第7610号）は、虐待や搾取から子どもを保護することを国家の政策として宣言するとともに、子どもに関わるあらゆる行為に際して「子どもの最善の利益」を最も重視すべきことを義務づけている。この法律において、子どもは18歳未満の者と定義されている。

金銭、利得もしくはその他の対価のためまたはいずれかの成人、組織あるいは集団の強制もしくは影響を受けて性交または猥褻な行為を行う子どもは、男子であると女子であるとを問わず、売春およびその他の性的虐待において搾取されているとみなされる。子どもの売春を助長、幫助した者には、無期または中期の自由刑が科せられる（5条a）。売春において搾取されているかもしくはその他の性的虐待を受けている子どもと性交または猥褻な行為を行った者にも同じ刑が科せられる。ただし、被害者が12歳未満である場合には、刑法335条3項または336条の定める強姦または猥褻行為として訴追される（5条b）。

理性のある人(reasonable person)であれば子どもが性的に搾取されるであろうと信じる状況のもとで、子どもの親族でない者が、その子どものみと、住宅、ホテルの部屋や隔離された場所にいた場合には、5条aの子どもの買春未遂とみなされる。また、サウナやヘルス・クラブなどにおいて子どもからサービスを受けている場合にも、5条bの子どもの買春未遂とみなされる。

こうした子どもへの性犯罪を犯した外国人は、刑期を終えた後、ただちに国外退去を強制され、フィリピンへの入国を永久に禁止される。

なお、子どもの虐待の通報および捜査に関する規則によって、病院、医師、看護婦、法執行官は、子どもの性的虐待が疑われる場合に、関係機関に通報する義務を課せられた。また、子どもの虐待の訴えがあった場合には、すみやかに訴訟後見人(guardian ad litem)が任命されなくてはならない。

(17) 台湾

台湾では、1995 年 8 月に児童及び少年の性取引防止法が公布された。この法律において、性取引とは対価を得た姦淫または猥褻行為をいい（2 条）、16 歳未満の者とそのような性取引を行った者は 3 年以下の懲役が科せられることになった。16 歳以上 18 歳未満の者との性取引にも罰金が科せられる（22 条）。さらに、こうした性犯罪を犯した者には補導教育も義務づけられている（35 条）。1993 年に改正された児童福祉法では、12 歳未満の者を児童といい（2 条）、売淫または営業性のある猥褻行為に従事する児童と性取引を行った者への罰金と姓名の公表が規定されている（46 条）。さらに、児童福祉法の施行規則 36 条により、新聞紙上における姓名の公表も可能とされた。

なお、刑法にも、14 歳未満の女子の姦淫を強姦とみなすこと（221 条）、14 歳未満の男女への猥褻行為に懲役 7 年を科すること（224 条）、14 歳以上 16 歳未満の女子との姦淫に 7 年以下の懲役を科すること、14 歳以上 16 歳未満の男女への猥褻行為に 5 年以下の懲役を科すること（227 条）などの規定がある。もっとも、これらはいずれも親告罪とされており、刑法の規定にもとづく買春者の処罰は事実上ないとされる。

(18) スリランカ

子どもの権利条約の批准をきっかけに、1992 年、子どもを性的虐待から保護するための法制について検討する委員会が設置された。NGO の代表を含んだこの委員会の勧告を受けて、スリランカでは刑法と刑事訴訟法が改正され、この結果、性交同意年齢が 12 歳から 16 歳に引き上げられ、子どもの性的搾取、子どもの売買、ポルノにおける子どもの使用が新たな犯罪類型として法定された。

(19) マレーシア

マレーシア刑法では、16 歳未満の女子と性交した男性は、承諾の有無にかかわらず、強姦により、5 年以上 20 年以下の自由刑および鞭打ち刑に処せられる（375,376 条）。14 歳未満の子どもに対してはなほだしく猥褻な行為を扇動した者には 5 年以下の自由刑および鞭打ち刑が科せられる（377E 条）。

(20) シンガポール

シンガポールでは、女性憲章 140 条(1)(i)により、婚姻による場合を除くほか、16 歳未満の少女と性的関係をもつ者に 5 年以下の自由刑と 1 万ドル以下の罰金が科せられる。刑法 376 条では、承諾なく 14 歳未満の女性と性交することは、強姦として、8 年以上 20 年以下の自由刑と 12 回以下の鞭打ち刑の対象になる。一方、子どもおよび青少年法 6 条は、子ども（14 歳未満の者）または青少年（14 歳以上 16 歳未満）を性的に搾取した者に罰金および／または 2 年以下の自由刑を科している。

(21) インドネシア

インドネシア刑法 287 条は、妻でない 15 歳未満の女性と性交した者に 9 年の自由刑を科している。また、15 歳未満の女性に猥褻な行為を行った者または猥褻な行為を行うことを勧誘した者は 7 年の自由刑に処せられる（290 条）。

(22) 韓国

韓国刑法 305 条によれば、13 歳未満の女性に姦淫または醜行を行った者は、強姦、強制醜行、強姦等致死傷の罪により処罰される。これは、親告罪である。営利目的で未成年者を姦淫させた者は、3 年以下の懲役または罰金に処せられる。また、1991 年に制定された風俗営業の規制に関する法律によれば、18 歳未満の者を風俗営業所において遊興従事者として働かせてはならない。

(23) ブラジル

ブラジル刑法では、性交同意年齢は 14 歳とされる。14 歳以上 18 歳未満の女性を欺網して性交に及んだ者、14 歳以上 18 歳未満の女性を欺網して猥褻な行為を行わせた者、また、信頼関係などに乗じて 14 歳以上 18 歳以下の女性と性交した者にも刑罰が科せられる。他人の情欲を満足させるため 14 歳以上 18 歳未満の女性を誘引した者への刑罰も予定されている。

2 子どもポルノ

(1) 概観

1960 年代から、ポルノを「被害者なき犯罪」とみる主張が強まり、西欧や北欧においてポルノを合法化する潮流が顕在化した。それとともに、売春や覗き見などの犯罪も非処罰の対象になったり、その取締りをきわめて緩やかにされていった。その結果、それらの国々には性産業が飛躍的に成長したが、反面、子どもが性的に搾取される事態も増大していった。そこで、1990 年代に入ると、子どもポルノの取締りを強化する方向で法整備が進められていくことになる。今では、東欧を除くヨーロッパの大部分において、子どもポルノの製作と頒布は禁止されている。オーストリア、ベルギー、デンマーク、イギリス、ドイツ、オランダ、ノルウェーでは、単純な所持まで禁止されている。なお、アイルランド、アイスランド、イタリア、リヒテンシュタイン、マルタでは、ポルノは一般的に禁止されている。

子どもポルノの製作、頒布、所持を禁止する法は、カナダでも導入されている。アメリカでも子どもポルノは所持まで禁止されているが、ただ、連邦法は 3 つ以上の題材の所持を禁止するにとどまり、所持する題材が 2 つ以下であれば禁止の対象にならない。したがって、現在子どもポルノを禁止していない 10 の州では、子どもポルノの題材を 2 つ以下であれば所持してよいことになっている。

東欧には、エストニア、クロアチア、ラトビア、スロバキアを除き、子どもポルノに関する法はない。アジアもほぼ同じで、こうした事情が経済的貧困などとあいまって、これらの地域を子どもポルノの巨大な供給地に行っていると考えられる。

コンピューターを使った子どもポルノの規制については、イギリスが「疑似写真 (pseudo-picture)」という概念を法定してこれに対応しているのが注目される。また、サイバー・ポルノの規制はシンガポールや中国、アメリカなどで進められているが、表現の自由などとの関連もあって、たいへん微妙な段階にある。

(2) 国別状況

以下で、主な国の法状況を考察する。

(a) オーストリア

未成年者（14 歳未満の者）に対するまたは未成年者による性行為の図画であって、製作時に実際に性行為を行ったとの印象を与えるものを製作し、頒布目的で輸入・輸送し、あるいは他人に提供した場合、1 年以下の自由刑または 360 日分の罰金に処せられる。そのような図画を取得しまたは所持すると、6 か月以下の自由刑または 360 日分の罰金が科せられる（207a 条）。この規定は、1994 年に新たに追加されたものである。

(b) オーストラリア

連邦体制をとるオーストラリアでは子どもポルノの規制は州の権限に属するが、現在、各州において、子どもポルノの製作、頒布、所持が禁止されている。1995 年の連邦指定（出版物、フィルム及びコンピューター・ゲーム）法により、子どもポルノは指定拒否(refused classification)出版物の一つとされ、性行為を行っているかどうかにかかわらず、理性ある成人を不快にさせるような態様で 16 歳未満の者を記述しまたは描いた出版物やフィルム、コンピューター・ゲームは、連邦レベルの規制対象となった。

(c) ベルギー

1995 年 4 月 13 日の法律により刑法が改正され、16 歳未満の子どもを関与させたポルノ的性質を有する性的行為または性的姿態を写し出す図画、物、フィルム、写真、スライドその他の視覚媒体を陳列し、販売し、貸与もしくは送付し、または、それらを営利もしくは頒布する目的をもって製作し、所持し、輸入もしくは運送業者に送付した者は自由刑（5 年以上 10 年以下）と 500 フラン以上 1 万フラン以下の罰金に処せられることになった。上記視覚媒体をその内容を知りながら所持する者にも、1 年以下の自由刑と 100 フラン以上 1000 フラン以下の罰金刑が科せられる（383b 条）。

(d) ブラジル

「子ども及び青年法」（1990 年 7 月 13 日法律第 8069 号）240 条が、劇場、テレビ、映画において子どもをポルノ的性行為に用いることを禁止している。子どもを関与させたポルノ的性行為の場面を撮影したり出版したりすることも犯罪とされる（241 条）。この法律上、子どもは 12 歳未満の者、青年は 12 歳以上 18 歳未満の者と定義されている。なお、子どもへの不正な行為を禁じる刑法 72 条も子どもポルノについて援用可能とされるが、この国には、子どもポルノの頒布と所持を明文で禁止する規定はない。

(e) カナダ

1993 年 6 月 23 日法律第 46 号によって追加された刑法 163.1 条に、子どもポルノに関する規定がある。同条(a)は、電子的または機械的手段で製作されたかどうかにかかわらず、つぎのいずれかに該当する写真、フィルム、ビデオその他の視覚的表現を子どもポルノと定義する。(i)18 歳未満の者または 18 歳未満のように描かれている者が、露骨な性的行為を行っているかまたは行っているように描かれているもの、(ii)18 歳未満の者の性器または肛門付近を性的目的で描写することが主な目的とされるもの。同条は、(b)において、本法にもとづき罪となる 18 歳未満の者との性的行為を唱導または勧奨する文書または視覚的表現も子どもポルノと定める。

本条は 2 項ないし 4 項において、子どもポルノの製作、頒布・販売、所持（理由のいかんを問わない）を可罰的としている。製作、頒布・販売には 10 年以下の自由刑、所持には 5 年以下の自由刑が科せられる。もっとも、芸術的価値または教育的・科学的・医学的目的が認められる場合には罪には問われない（6 項）。

(f) 中国

中国には子どもポルノを規制する明文の法規定はない。しかし、刑法 170 条により、営利目的でポルノ的書物や図画の製作、販売を行った者への処罰が予定されており、「ポルノ的物品の密輸、製作、販売および頒布を行う犯罪者の処罰に関する全国人民代表大会常設委員会」の諸決定により、わいせつ物などは厳しい取り締まりの対象になっている。また、文化省により 1996 年 1 月 8 日に公布され、同日施行された「視聴覚製品の内容の検閲に関する措置」によって、「青少年及び子どもの性的行為を具体的に描く」製品は全面的にわいせつなものとして製造や輸入、頒布などが禁止された。同年 1 月 23 日に State Council によって採択され、同年 2 月 1 日に施行された「国際的コンピューターネットワークの管理を規律する暫定規則」も、13 条で、公の秩序を害する情報およびポルノ的題材の製作、検索、複製、頒布を禁止している。さらに、1991 年 9 月 4 日に全国人民代表大会常設委員会で採択された未成年者の保護のための法では、子どもへのポルノ的題材の販売などが禁止された。

(g) デンマーク

刑法 235 条で、子どもポルノの製作、頒布、所持が禁止されている。同条によれば、子どものわいせつな写真、フィルムまたは類似の物を営利目的をもって販売もしくは頒布し、または製作もしくはは取得した者は、罰金または 6 月以下の自由刑などに処せられる（1 項）。性交または性交以外の性交渉を行う子どもの写真、フィルムまたは

類似の物を所持した者には罰金が科せられる。また、動物と性交渉を行うかまたははなはだしくわいせつな態様で物を使用する子どもの写真、フィルムまたは類似の物を所持する者にも同じ刑罰が科せられる（2 項）。2 項は、1994 年に法律 1100 号によって追加されたものである。デンマークには、成人ポルノの流通を禁止したり規制する法令はない。

(h) フィンランド

フィンランドでは、子どもポルノの製作と頒布は禁じられているが、個人的利用に供される子どもポルノの所持は禁止されていない。もっとも、子どもポルノの単なる所持を禁止する法案が審議中であり、コンピューターを用いた子どもポルノについても、新たに規定が設けられるとされる。

(i) フランス

刑法 227-23 条において、子どもポルノの製作と頒布が禁じられている。頒布、印刷、複製または伝達を目的とする未成年者（18 歳未満の者）の像の製作は、その像がポルノ的性格を有している場合、可罰的とされる（1 年の自由刑と 5 万フランの罰金）。いかなる手段であれ、そのような像を頒布することにも同じ刑罰が科せられる。未成年者が 15 歳未満である場合は、刑が加重される。刑法 227-24 条は、子どもをポルノにさらすことも禁じている。もっとも、フランスの法は、子どもポルノの所持までは禁止していない。

(j) ドイツ

1993 年 7 月の第 27 次刑法改正法により、子どもポルノに関する規定（184 条）が挿入された。子どもの性的虐待を被写体とするポルノ的文書の頒布、公然陳列、頒布・陳列目的の製作を行った者に 3 月以上 5 年以下の自由刑が科せられる（184 条 3 項）。また、その場合に、ポルノ的文書が現実の出来事を再現する商業目的のものと認められると、刑は 6 月以上 5 年以下となる（4 項）。子どもの性的虐待を内容とするポルノ的文書であって、現実の出来事を再現するものを自己または第三者のために取得すること、あるいは単に所持することにも、1 年以下の自由刑または罰金が科せられる（5 項）。所持が禁止されたのは、子どもポルノの市場を枯渇させるためとされる。なお、ドイツ刑法上（176 条 1 項）、子どもは 14 歳未満の者とされる。

ドイツではサイバーポルノの規制も進められており、一定のサイトが禁止されている。

(k) インドネシア

インドネシアには、子どもポルノについての特別の規定はない。ただし、刑法 282 条 1 項は、公序良俗に反する文書、図画、物品の放映・公然陳列、または、放映・公然陳列目的の国内持ち込み、郵送、国外への持ち出しなどを禁じ、1 年 4 月以下の自由刑または罰金を科するものとしている。

(l) イタリア

イタリアには、子どもポルノについての特別の規定はない。ただし、わいせつ物の出版や陳列、公序良俗に反する文書、図画、物品の販売は、刑法（528,725 条）によって禁じられている。

(m) 韓国

刑法 243-244 条で、わいせつな文書、図画、物品の頒布、販売、公然陳列、製作、所持、輸出入が禁じられている。

(n) マレーシア

マレーシアには、子どもポルノについての特別の規定はない。ただし、刑法により、わいせつ物の販売、輸入、宣伝、頒布などは禁じられている (292 条 a-e)。

(o) オランダ

明らかに 16 歳未満の者が関与する性的行為の図画またはそのような図画を含む情報媒体の製作、輸出入、所持に対して、4 年以下の自由刑または 10 万ギルダの罰金が科せられる。ただし、学術的・教育的・治療上の目的であることが証明される場合は除く。この犯罪類型はすでに 1985 年に定められていたが、1995 年に刑が加重されて現在のようなになった (自由刑は 3 月から 4 年に、罰金は 1 万ギルダから 10 万ギルダに、それぞれ引き上げられた)。

(p) ニュージーランド

ニュージーランドで子どもポルノを規制するのは、1993 年のフィルム、ビデオ及び出版物指定法である。同法 3 条 2 項によれば、性的目的をもった子ども・青少年の搾取を助長・支援する (傾向にある) 出版物は、不快 (objectionable) とみなされ、不快な出版物を製作・頒布・陳列・他人に提供する目的で所持した者 (個人、法人) に罰金、自由刑が科せられることになっている (3 条 2 項 a, 123 条、124 条)。

(q) ノルウェー

一般市民刑法 211 条 1 項 d は、16 歳未満の者、16 歳未満と信じられている者または 16 歳未満に見える者をわいせつなまたはポルノ的態様で写し出す図画、フィルム、ビデオまたは類似の物を所持しまたは輸入した者に、罰金および／または 2 年以下の自由刑を科す。

ポルノの製作、頒布は同条 1 項 a - d において規制されている。

(r) フィリピン

1992 年の子ども虐待保護法 9 条は、「生であるとビデオであるとを問わず、猥褻な展示およびいかがわしい興行に出演し、わいせつな出版物もしくはポルノ的題材でポーズをとりもしくはモデルとなり、または当該題材を販売もしくは頒布するように、子ども (18 歳未満の者) を雇用し、使用し、説得し、勧誘しまたは強制する者は」に 6 月 1 日以上 12 年以下の自由刑を科すと定める。使用された子どもが 12 歳未満である場合は、刑が加重され、最長期の自由刑が科せられる。子どもの性的搾取に加担した保護者にも、6 ヶ月以上 12 年以下の自由刑が科せられる。

(s) シンガポール

子どもポルノそのものを規制した法規定はない。ただし、刑法 292 条に、わいせつ物に関わる一般的規制がある。また、「不法なまたは不快な題材の放送からとくに青少年を保護するため」、1996 年の初頭からインターネットのすべてのサーバーはシンガポール放送委員会(Singapore Broadcasting Authority)への登録を求められるようになった。同委員会は、サイバースペースを監視し、ポルノを含む不快なサイトの除去を行っている。

(t) スリランカ

1995 年の刑法改正により、18 歳未満の者を使用した子どもポルノの製作、販売などを禁止する規定が挿入された (286A 条)

(u) スロバキア

1992 年の刑法 205 条に子どもポルノや病的形態のセックスを表現するいかがわしい題材の製造、頒布、提示、伝達が禁止されている。禁止される伝達の形態は特定されていない。

(v) スウェーデン

刑法 16 章 10a 条により、頒布する意図をもってポルノ的図画に子どもを描いた者、または当該図画を頒布した者は、子どもポルノ罪で、罰金または 6 月以下の自由刑に処せられる。また、1994 年 11 月 24 日の子どもポルノの没収に関する法により、子どもを描いたポルノ的図画は、特別の理由がある場合を除き、没収されることになった。

(w) 台湾

1995 年の児童及び少年の性取引防止法により、18 歳未満の者が関わるいかがわしい行為または性交渉を描写する図画、ビデオテープ、写真、C O - R O M、電子通信その他の製品の製造が禁止された。

(x) タイ

子どもポルノそのものを規制した法規定はない。ただし、刑法 287 条により、ポルノ一般について規制が及んでいる。

(y) イギリス

1978 年の子ども保護法により、子ども (16 歳未満の者) のいかがわしい写真または疑似写真を製作し、頒布し、頒布・陳列目的で所持し、または広告することが処罰の対象とされた (1 条)。「疑似写真」とは、コンピューターまたはその他いかなる手段によって製作されたかを問わず、写真と判断される画像をいう (7 条 7 項)。また、「コンピューターディスクまたはその他の電子手段に保存されたデータであって、写真に変換可能なもの」も疑似写真に含められた (7 条 9 項)。このほか、1988 年の

刑事司法法 160 条により、子どものいかがわしい写真または疑似写真の単なる所持も犯罪とされた。

(2) アメリカ

合衆国法典第 18 編 110 章（子どもの性的搾取その他の虐待）に、性的に露骨な行為を視覚的に描いた物を製作する目的で 18 歳未満の子どもを雇用し、使用し、説得し、勧誘し、誘引しまたは強制した者への処罰規定がおかれている。また、子どもポルノ的題材を受領し、複製し、頒布し、州間あるいは外国で輸送・郵送し、広告し、または所持した者も処罰される。現行法上、取締りの対象になる子どもポルノは「わいせつ」である必要はなく、所持も販売目的に限られない。ただ、単純所持については、3 以上の題材を所持している場合にかぎられる（2252 条 a(4)）。

子どもポルノにかかる犯罪を犯すと、ポルノ的題材が没収されるだけでなく、その犯罪から得た（またはその犯罪に起因する）純益またはその他の収益を構成する不動産または動産、あるいは、その犯罪を行うために使用され（ることが意図され）た不動産または動産も合衆国に没収される。ハードコア・ポルノを製作する業者には、出演者の年齢などを記載した記録をとる義務も課せられている（2257 条）。さらに、1994 年の法改正により、合衆国に輸入する目的で子どもポルノを国外で製作し、受領し、輸送し、郵送し、頒布しもしくは販売し、または輸送・販売・頒布などの目的で所持した者にも刑罰が科せられることになった。

アメリカは子どもポルノの最大消費国の一つだが、同時に、子どもポルノに対する取締りが法制上もっとも厳しい国の一つでもある。1996 年の電信電話法により、インターネット上でまたはオンラインのコンピューターサービス上で 18 歳未満の子どもの目に触れる「わいせつなまたはいかがわしい題材」を事情を知らずに伝達することが可罰的とされた。だが、この規定は、表現の自由などと抵触するおそれが指摘され、現在、連邦最高裁の違憲審査に付されている。

3 法の執行

上でみたように、各国は、子どもの性的搾取撲滅のため、90 年代にはいって新たな法の整備に着手しはじめている。おそらく、一連の各国の立法作業は一段落し、今後の焦点は法の執行の側面に移行しつつある。現時点ではそれほど多くの事例があるわけではないが、入手し得た情報のなかから、いくつかの国の法の執行概況をみてみることにする。

(1) スウェーデン

国外での子ども買春に刑事罰を科した事件として近年とくに注目されたのは、1995 年 6 月 22 日にストックホルム地方裁判所で下されたボーリン事件判決³⁹である。1993 年 2 月にタイのパタヤで 13 歳の少年を相手に性交を行ったベングト・ボーリンに対して、同裁判所は 3 月の自由刑ならびに 10 万バーツの損害賠償および利息の支払いを命じた。ボーリンは、レッド・バーネン（スウェーデン・セイブ・ザ・チルドレン）の

³⁹ 酒井貴美子「ボーリン事件判決」外国の立法 34 巻 5・6 号 112-118 頁。

要請を受けて、スウェーデン市民の性犯罪を調査するためタイに派遣されていた2名の警察官とタイ警察の協力により、同年2月にいったんはタイで逮捕された。しかしボーリンは、保釈金を支払った後、スウェーデン大使館で新たに旅券を交付され帰国するに及んだ。スウェーデンではボーリンに同情を寄せる声もあがったが、政府やNGOからの働きかけが功を奏し、訴追が実現した。エクパットの援助により、被害者本人の出廷と証言も実現した。被害者の証言とボーリンの証言とにはかなりの食い違いがみられたが、裁判所は、他の証拠も勘案のうえ、被害者の証言に信憑性を認め、有罪判決を下した。

(2) ノルウェー

国外での性犯罪を処罰した最初の事例は、スウェーデンに先立ってノルウェーでみられた。フィリピンで13歳の少年たちを性的に虐待した3人のノルウェー人男性に、ノルウェー最高裁判所は、1990年、刑法の国外犯処罰規定を援用して6か月から18か月の自由刑を宣告した。少年たちが強要された性的行為の様子を収録したビデオが重要な証拠になった。

(3) ドイツ

ドイツでは、1994年から95年にかけて9歳から14歳の少年のポルノフィルム・写真をタイで撮影した43歳と33歳のドイツ人男性が、1996年11月27日に、それぞれ4年および4年10月の自由刑を宣告された。国外で性犯罪を犯したドイツ人が処罰された初めての事例である。この2人の男性は、タイから送られてきた郵便物の内容がフランクフルトの税関で明らかにされた後、1995年11月にベルリンで逮捕された。被告人は、金銭の授受とポルノ題材の製作は認めたものの、少年の同意があり、また少年は自発的に性的行為に及んだと抗弁した。だが、この抗弁は退けられた。男性のうちの1人は、1994年に2度にわたってタイのパタヤに赴き、大人と性交を行う男子12人の写真を撮影した。その際、子どもたちは縛りあげられ、激しい苦痛を加えられることもあった。彼らは、ペドファイル向けの子どもポルノの製作・販売に携っていたとされる。

つづいて同年12月18日にも、国外犯処罰が行われた。この事件の概要はつぎのとおり。96年1月、フィリピンの観光地で12歳の少女と同宿していた33歳のドイツ人男性が現地の警察に身柄を押さえられた後、保釈金を払って仮釈放され、ドイツに帰国した。しかし、フィリピンのプレダ基金の通報によりその男性はドイツで逮捕され、訴追された。少女は、96年12月に、プレダ基金のカレン神父の支援を受けてドイツに赴き、非公開の場で2時間にわたって証言した。被告との対面が注意深く避けられたその証言に信憑性が認められ、ドイツ人男性には3年6か月の自由刑が宣告されることになった。なお、その少女のドイツでの証言にかかる費用はドイツ政府がすべて負担した。

(4) オランダ

オランダでは、1996年10月8日、ハーグ地方裁判所において、フィリピンで6人の子どもと性交を行った43歳のオランダ人男性に5年の自由刑が宣告された。国外で

の性犯罪についての初めての司法判断である。性的虐待の相手になった子どものなかには 11 歳の子どもも含まれていた。オランダ人男性が現像を依頼した写真のなかに、少女との性交場面を写し出したものがあったことから、事件が明るみに出た。

(5) オーストラリア

1994 年の子ども買春ツアー法にもとづく訴追はこれまで 5 件ある。以下で、各事案を概観する。

この法律にもとづく最初の訴追は、アンソニー・リチャード・カーに対してなされた。フィリピンで 5 歳の女の子に加えた性的虐待により、カーは、1996 年 4 月 26 日にニューサウスウェールズ州地方裁判所で 6 か月以上の自由刑を宣告された。カーは、シドニーで犯した子どもへの性犯罪についても 7 年の自由刑を科せられたが、その事件の捜査の際に押収された子どもポルノのなかから、フィリピンでの事件が発覚した。裁判では、フィリピンの 5 歳の女の子に対する性暴力の場面を収録したビデオが証拠として用いられている。女の子自身がオーストラリアに連れて来られることはなかった。なお、この事件に関する情報はオーストラリアの警察からフィリピンの当局に送付され、その後、女の子のおじが逮捕された。

つぎに訴追されたのは、75 歳の男性と 38 歳の男性である。両名とも 1994 年 7 月から 1996 年にかけてフィリピンで現地の男の子と女の子に加えた性犯罪の容疑で 1996 年 5 月に訴追された。大量の子どもポルノが押収されている。いずれも裁判係属中である。

4 人目は、ジョン・ホロウェイである。ホロウェイはオーストラリア大使として駐在していたカンボジアで 1994 年に子どもを性的に虐待した容疑で司法手続きに付されたが、8 日間の聴聞の後、治安判事により、証拠不十分として放免された。この事件では、ホロウェイの性交の相手になったとされる 2 人の少年と、成人の証人 1 人が聴聞のためオーストラリアに連れてこられた。2 人の少年の証言は、クロード・サーキット・テレビを通じて別室から法廷に送り届けられた。治安判事は、反対尋問の際に、性交の場所と期日について少年の証言に矛盾があるとしてホロウェイを放免した。

もっとも、この事件では、3 日間にわたる少年への仮借なき反対尋問が問題をよんだ。オーストラリア連邦法は、州法と違い、子どもが証人である場合の反対尋問について特に配慮をしていない。ホロウェイ事件では、大人にとってすら厳しい反対尋問が行われ、まして、証人が外国からの、しかも被害を受けた子どもであったということから、反対尋問に関する法の不備が指摘されることになった。また、通訳の質にも問題があり、証言が正確さを欠いて訳出されたとの批判もなされた。さらに、カンボジアにおいて証人の身体が安全が脅かされたことから、外国から連れてくる証人の保護についてオーストラリア連邦法が無策であることも露呈した。この事件は、外交官が当事者であったことに加え、証人の処遇についての手続的不備を明るみにした点でも大きな関心をよんだ。

5 人目は、レイモンド・ジョン・ジョーンズである。56 歳のジョーンズは、フィリピンで子どもと性交を行った容疑、そして、第三者に子どもと性交を行うよう勧誘した容疑で、訴追された。この事件は裁判係属中である。

オーストラリア連邦警察は、すでに麻薬取引をはじめとする国際的犯罪に対処するため、関係国当局協力を得て、海外渉外担当官ネットワーク(Australian Federal Police Overseas Officer Liaison Network)を構築していたが、子どもの性的搾取撲滅に向けて、このネットワークが強化されることになった。すべての渉外担当官は、今では、ペドファイルや子どもの性的搾取について必要な説明を受け、情報の収集にあたるものとされている。

こうした活動の実効性は、関係国との捜査共助協定の締結によって保証される。フィリピンとの間の協定は 1993 年 12 月に発効し、同様の協定がタイとの間でも締結された。被害者や第三者を証人としてオーストラリアに連れてくることも、これらの協定によって簡易化されることになった。

(6) フィリピン

1992 年の子ども特別保護法による初の司法判断は、1996 年 5 月 7 日にオロンガボ地方裁判所で下された。1993 年に金銭を支払って 12 歳の少女と性交を行った 66 歳のオーストラリア人ピクター・キース・フィッツジェラルドに、8 年以上 17 年以下の自由刑が宣告されたものである。フィッツジェラルドは、少女に対し、5 万ペソの損害賠償金の支払いも命じられた。裁判官によって「明らかにペドファイルである」と断じられたフィッツジェラルドは、子どもとの性交は行っておらず、ただ子どもの福祉に関心があっただけだと主張していた。この事件は、プレダ基金によって告発されたものだが、フィッツジェラルドは基金とカレン神父が証拠を捏造しいると申し立てていた。だが、この主張は裁判官によって相当な理由がないとして退けられた。

フィリピンでは、プレダ基金が中心になり、子ども特別保護法のもとでの告発が数多く行われている。1996 年末までに、プレダ基金は 55 人のペドファイルもしくは性的虐待者のケースを扱っている。1996 年 10 月 11 日に、子どもの買春を助長したとして 16 年の自由刑を宣告されたイギリス人男性のケースも、基金の告発によるものである。このほか、別のイギリス人男性も、基金の尽力により 4 歳と 8 歳の子どもに猥褻行為を行ったことが明るみに出たため、1996 年 3 月 6 日に逮捕され、子ども特別保護法にもとづき、14 年以上 17 年以下の自由刑を科せられた。被害者各自に損害賠償金の支払いも命じられている。

子ども特別保護法違反の疑いがあるとしてプレダ基金が 1996 年末までに取り上げた 55 人の内訳は、つぎのとおりである。イギリス人 6 人、日本人 3 人、ドイツ人 3 人、スイス人 3 人、フランス人 1 人、オーストラリア人 1 人、アメリカ人 1 人、オランダ人 1 人、カナダ人 1 人、フィリピン人 35 人。なお、子ども特別保護法違反の容疑で逮捕された外国人は、95 年と 96 年の 2 年間だけでも 45 人に及ぶ。そのなかには、アメリカ人 8 人、日本人 7 人、ドイツ人 7 人、スイス人 5 人、オーストラリア人 3 人が含まれている。

V 日本の現状と法的対応

1 概観

1996年に子どもの権利委員会に提出された日本政府の第1回報告（第300段）にも明らかなように、「我が国では、海外における日本人旅行者によるいわゆる買春ツアーの防止のために、旅行業法において、旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供することを禁止（第13条第3項第1号）しており、日本人旅行者の不健全な行動に関与したことが明らかな旅行業者については、当該旅行業社名、関与の内容等の概要を公表することとしているほか、我が国の旅行業協会を通じ、日本人旅行者に対する海外旅行の健全化に向けて指導・啓発を行うものとされている。13条3項1号は、1979年の旅行業法改正の際に挿入されたものだが、こうした規定が必要とされたこと自体、旅行業界を巻き込んだ日本からの買春ツアーがいかにも多く行われていたかを物語っている。旅行先は周辺のアジア諸国がメインで、特に韓国への「キーセン旅行」はあまりに広く知られるところとなった。

この法改正により、旅行代理店を通じた買春ツアーは減少することになるが、それは、買春旅行そのものの減少には必ずしもつながらなかった。小規模な旅行代理店を通じたツアーや個人旅行、企業の「慰安」旅行などのなかから、依然として何万、何十万という単位で買春行為が生み出されている。アジア各国の現状をみるに、買春の相手として子どもが用いられることも少なくない。いっそう深刻なのは、日本人ペドファイルの行状である。タイやフィリピンの子どもたちを性的に虐待し、現地の司法手続に付される日本人男性が目につくようになっていく⁴⁰。1996年には、日本の刑法を適用して、そうしたペドファイルの行為を裁こうという試みもみられるようになった。

組織的な人身売買によって、アジア各国から日本に連れてこられる者もかなりの数に及ぶ。いわゆる「下館事件」において明らかにされたように、現代の日本においてなお、奴隷的な苦役を強制されるアジア人女性が少なくない⁴¹。加えて、日本の女子高校生を相手とするいわゆる「援助交際」例の増大をみるに、この国が世界でもおそろく有数の「買春社会」であることは否定できない。

「買春天国ニッポン」に対する批判とならんで、いやそれ以上に批判されているのは、子どもポルノの放任あるいは容認であろう。子どもポルノ専門ともいえる書店が首都の中心街で公然と営業しており、しかもその数は減るところかむしろ増えている。世界的に流通する子どもポルノの多くが日本で製作されているともいわれ、その子どもポルノに、アジアの子どもたちが用いられることも少なくないようである。

⁴⁰ たとえば、「ストップ子ども買春」の会『アジアの蝕まれる子ども』（明石書店、1996年）20-34頁。

⁴¹ 下館事件タイ3女性を支える会『買春社会日本へ、タイ人女性からの手紙』（明石書店、1995年）。

2 法制度

子ども買春、子どもポルノに対応するための法令とその問題点にはつぎのようなものがある⁴²。

(1) 刑法

刑法は、176 条において、13 歳以上の男女に対して暴行または脅迫を用いてわいせつな行為をした者に、6 月以上7 年以下の懲役が科することを定めている。13 歳未満の男女に対してわいせつな行為をした者にも同様の刑事罰が予定されている。また、177 条は、暴行または脅迫を用いて13 歳以上の女子と性交した者に強姦罪として2 年以上の有期懲役を、13 歳未満の女子と性交した者にも同様の刑事罰を科することを定めている。一方、人の心神喪失もしくは抗拒不能に乘じ、または心神を喪失させ、もしくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、または性交した者も、それぞれ準強姦わいせつ罪、準強姦罪として、前2 条の例にしたがって罰せられる(178 条)。176 条から178 条までの罪についてはいずれも未遂の場合も罰せられる(179 条)。

これらはいずれも親告罪であり、告訴がなければ公訴を提起できない。告訴期間は、犯人を知った時から6 か月以内でなくてはならない(刑事訴訟法 231 条)。ただし、2 人以上の者が現場において共同して犯罪を犯した場合は、別であり(180 条)、176 条から179 条までの罪を犯して人を死傷させた場合も非親告罪とされている(181 条)。

このほか、刑法 182 条は、営利の目的で淫行の常習のない女子を勧誘して性交させた者にも刑罰を科している。年齢は問わない。もっとも、性交を実行した者は処罰の対象とはされていない。

刑法は、外国で182 条を除く上記の犯罪を犯した日本国民にも適用される(3 条)。日本の刑法は、国家主義的な考え方にもとづき、「無制限の積極的属人主義」を採用している。このため、双方可罰性の要件や犯罪地の刑法より重い刑を適用しない、などといった制限的規定はない。また日本の刑法は、外国刑事判決の積極的効力の承認を行っていない。消極的効力の承認も限定的なものにとどまっており、外国で確定裁判があった場合でも、同一の犯罪について日本でもう一度裁判することができる。つまり、外国の判決には一事不再理の効力が認められていない。もっとも、外国で刑の執行を受けたときには、刑の執行が必要的に減免される(刑の算入主義の採用)。一事不再理の効力が認められていないことには立法論として整備されるべき点があるとはいえ、これらの規定は、国外犯の適正な処罰を可能にする規定として相応に評価されるものである。とくに、欧米各国において国外犯処罰規定が最近になって導入されていることを思いおこせば、日本の刑法はむしろ「先進的」であったとすらいえる。

もっとも、その反面で、日本の刑法にはいくつかの検討されるべき問題もある。まず、性交同意年齢を13 歳に設定しておくことが妥当なのかどうか、という点がある。改正刑法準備草案(1961 年)も、それを原案として作成された法制審議会の「改正刑法草案」(1974 年)も、ともに各国の立法例を参考に同意年齢を14 歳に引き上げているが、それでもまだ低いという考え方もある。

⁴² 関連法令と判例の動向について、藤永幸治編集代表『風俗・性犯罪』（東京法令出版、1996 年）参照。

それ以上に、告訴期間が6か月に制限されていることの是非は再検討されてしかるべきである。性的搾取という重大な精神的外傷を生じさせる犯罪について、告訴期間が6か月というのは、あまりに短いとの感をぬぐえない。各国の例をみても、告訴期間を6か月に制限しているところはほとんどみあたらない。親告罪規定そのものについては、本人への不利益を回避するために基本的に必要かもしれないが、ただ、被害者が有形・無形の圧力を受けて不本意に告訴を思いとどまらざるをえない事態があることを想起すれば、この規定を削除する可能性もいちはいには排除できまい。とくに発展途上国では、犯罪組織を含む仲介者から被害者本人あるいはその家族に恫喝が加えられ、犯罪が闇に葬られることも少なくない。そうした実態にいかに対処するかについても考慮する必要がある。

告訴期間という実体規定上の壁に加えて、刑法を執行する体制についても再検討を要する。特に国外犯の処罰には、現地の法執行機関との連携は不可欠であり、そのために必要な措置がとられなくてはならない。これは、子どもの権利条約の要請でもあり、また、国連人権委員会の行動計画やストックホルム会議「宣言」などでも繰り返し求められていることでもある。実際には、子どもの性的搾取を撲滅するための捜査共助の実施や、十分な研修を受けた法執行官の在外公館への配属などが必要になるだろうが、こうした特別の措置は日本ではいまだ講じられていないようである。国外犯に標的を絞った法執行体制は、控え目にいっても、未整備である。それがただちに国際義務の違反を構成するとまではいえないにしても、少なくとも、そこに、国際人権基準を誠実に遵守する姿勢は見出せない。現に、これまで、国外犯が処罰された事例はない（ただし、現在、3件の告訴がなされている）。

国外犯を適正に処罰しようとするのであれば、証人の喚問や証言の録取をはじめとする証拠調べの面でも手続が相応に整備されなくてはならない。被害者となった子どもが証言する場合のケアや証人の安全の保護などへの配慮も欠かせない。だがこの点でも、特別の措置は講じられていない。

また、日本への人身売買の取り締まりについても問題が残る。刑法は、国外移送目的略取・誘拐罪・人身売買罪・国外移送罪について規定している（226条、228条）が、いずれも日本国外への移送を念頭においたものであり、逆のケースが想定されていない。しかし、現実には、アジアから日本への人身売買はかなり組織的におこなわれている。

一方、子どもポルノに関して、刑法は174条で、公然とわいせつな行為をした者の処罰について定めている。この犯罪については、それを演じさせた劇場の興行主などにも、教唆犯ないしは従犯が認められうる。ついで175条は、わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、または公然と陳列した者に2年以下の懲役または250万円以下の罰金もしくは科料を科す旨を定める。「わいせつな」とは、「徒に性欲を興奮又は刺激せしめ且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し善良な性的道義観念に反する」ことを意味し、「徒に」とは、「社会的制約に従って性的秩序に違反し、過度に性欲を興奮又は刺激せしめることを意味する」ものとされている。これまでの判例によれば、図画には、絵画のほかに、写真の陽画・陰画、ビデオテープ、未現像の映画フィルムなどが含まれ、その他の物には、彫刻物、置物、レコード、録音テープなどが含まれる。所持は、販売目的の場合にのみ犯罪を構成する。もっとも、最高裁判所

によれば、販売目的とは、国内での販売にかぎられ、国外で販売する目的を含まない、とされる。

子どもポルノを扱った雑誌や映画などは、刑法 175 条により取締りを受ける場合がある。しかし、本条の定めるわいせつ物頒布罪は、風俗に対する罪の一つと位置づけられており、保護されるのは個人の法益ではない。刑法 175 条は善良な性的秩序の維持を念頭においた規定として論理構成されている。善良な性的秩序は社会通念に照らして客観的に判断されるものとされるが、これまでの日本社会は「健康な成人男性」という人間像を前提にしており、したがってその必然的帰結として、わいせつ性の判断も、子どもや女性には不利なものとならざるをえない。現在の適用の実態をみると、陰部や性器が写し出されていれば、幼少の子どもが被写体の場合であっても、わいせつ物とみなされ、取締りの対象になる。だがそこで保護されるのは、あくまで善良な性的秩序であって、子どもの利益そのものではない。現に、陰部や性器が写し出されていなければ、子どもの価値をおとしめる内容のものであっても、わいせつ物には必ずしもあたらないとされる。こうしたわいせつ概念が維持されるかぎり、本条は、子どもポルノに対する有効な法的対応たりえない。

また、刑法 175 条は基本的に「有体物」に対する規制を意図したものであることから、インターネットを用いたサイバーポルノには効果的に対応することがむずかしい。本条の論理構造では、わいせつなフィルムや映画の放映はわいせつ物陳列にあたるが、陳列されているのは映像ではなく、フィルムそれ自体とされる。映像や画像がフィルムなどに固定されると、そこではじめて、そのフィルムがわいせつ物になるのである。このように規制対象が「物」に限定されるかぎり、インターネット上を行き来する一時的なポルノ画像そのものを取締ることはかなりむずかしい。インターネットを利用した子どもポルノを規制するには、「有体物」中心の思考からの脱却も必要になる。

(2) 売春防止法、児童福祉法など

1957 年に施行された売春防止法は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものである」（1 条）との認識のもと、「何人も、売春をし、又はその相手方となってはならない」（3 条）と定めている。文言上は売春それ自体が害悪と位置づけられている。もっとも、法制定時の社会背景や政治力学の作用を受けて、処罰の対象とされたのは、公衆の迷惑になる行為や売春を助長する行為に限定された（いわゆる廃止主義の採用）。買春者の処罰は予定されていない。なお、この法律上、売春とは「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう」（2 条）。

この法律によれば、日本では、売春は違法なはずだが、「公衆衛生法」や「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」により、公然たる売春である個室付浴場業の営業が法的に容認されている。その他、売春が行われていることが明白な風俗産業も、こうした法律のもとで一定の手続をふめば、営業が認められることになっている。売春防止法は、これら別次元の法体系によって、良くも悪くも、その内容を「骨

抜き」にされてきた⁴³。売春をめぐる日本の現実には、廃止主義というよりも、規制主義（一定の条件のもとに売春を認めるもの）の実態を呈している。

1985年に施行された風俗営業適正化法は、第1条で、「この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び風俗関連営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする」と定める。この規定が明らかにするように、この法律は、風俗営業の健全化と子どもの性非行防止を目的にしている。子どもに関しては、とくに、28条5項2号で18歳未満の者を個室付浴場業やストリップ劇場で使用することを禁じ、また、この法律の施行令5条で18歳未満の者を個室マッサージで使用することを禁じている。もっともこの法律の力点は国家による性秩序の規制であり、子どもの性的搾取からの保護に十分な関心がはらわれているわけではない。

子どもの利益を守るという観点から非常に重要な役割を果たす児童福祉法は、34条6項で「児童に淫行をさせる行為」を禁止し、この規定に違反した者を、10年以下の懲役または50万円以下の罰金に処すると定める（60条1項）。また、「児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為」（34条9項）にも、刑罰が予定されている（60条2項）。これにより、買春やポルノから子どもを保護することが一定程度可能となっている。だが、買春に関しては、売春防止法と同じように、買春行為そのものを処罰の対象としているわけではない。罰せられるのは「淫行をさせる行為」にとどまる。また、「児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為」の禁止も絶対的なものでなく、「児童が4親等内の児童である場合」や「児童に対する支配が正当な雇用関係にもとづく…場合」などには、その禁止が及ばないことになっている。

児童福祉法は18歳未満の者を児童と定義し、「児童を心身ともに健やかに育成する責任」（2条）を果たすため、児童福祉司、児童委員、児童相談所など、さまざまな制度的整備もおこなっている。性的搾取から子どもを保護するうえできわめて有益な制度であることにはまちがいないが、ただ、子どもが親権者から虐待を受けている場合などにおいては、改善の余地がかなり残されている。たとえば、通常、親権者の同意がなければ子どもに対する「福祉の措置」はとれず（27条4項）、施設等への入所後も、親の意思で子どもは容易に引き取られているのが実情である。都道府県は、家庭裁判所の承認を得れば、親権者の意思に反しても入所等の措置をとれることになっているが、この規定が用いられることはきわめて少ない。親権に対する介入は非常に慎重におこなわれており、それが、子どもの性的虐待・搾取撲滅へのブレーキにもなっている。

（3）条例

青少年の保護や健全育成を目的とする条例が長野県を除く46の都道府県で制定されており、そのほぼすべてが、18歳未満の子どもを相手として「淫行」等を処罰する、

⁴³ 片居木英人「売春防止法の現代的課題」林千代編『現代の売買春と女性』（ドメス出版、1995年）所収、参照。

いわゆる「淫行処罰規定」をもっている。最高裁によれば、「『淫行』とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきでなく、青少年を誘惑し、威迫し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが妥当」（最大判昭 60.10.23 刑集 39 巻 6 号 13 頁）とされる。最高裁は、つづけて、「このような解釈は通常の判断能力を有する一般人の理解にも適うものである」とするが、その判決の少数意見がいうように、一般人がそこまで読み取れるかはかなり疑問である。刑罰法規に求められる明確さ、罪刑法定主義の観点から、「淫行」処罰条例には重大な疑義が呈されている。

また、刑法が 13 歳以上の者に対する暴行・脅迫のない性交・わいせつ行為を処罰していないのに、条例で処罰の範囲を拡大できるのか、という点も問題である。条例の制定根拠は、憲法 94 条と地方自治法 14 条 5 項だが、そのいずれもが、「法律の範囲内（「法令に違反しない限りにおいて」）という条件をつけている。上位法である刑法の範囲を逸脱する内容の条例は無効ということになるが、判例は、「淫行」処罰条例と刑法は矛盾しない、という認識を示している（たとえば大阪高判昭 48.12.20 刑集 26 巻 5 号 619 頁）。このほか、性行動について自治体ごとに規制内容が異なることが法の下での平等に反しないかという問題もある。性行動についての規制は、条例にゆだねるのではなく、法律で統一的に規制すべきであるという意見が学説上は有力である。

（４）小括

日本における子ども買春、子どもポルノの問題は、構造的に、必ずしも一律に論じられるものではない。しかし、日本人による国外での性犯罪、日本への組織的な人身売買、子どもポルノ、といった問題は、まぎれもなく深刻な側面を有しており、それに対する有効な手立てを講じることは、子どもの人権を真剣に保護しようとするのであれば、避けてとおれない段階に立ち入っている。子どもの権利条約の締約国として、この条約を誠実に履行する意思を示すためにも、すでに述べた現行法制の不備、問題点を克服する方向で行動をおこすことが強く期待される。もっとも、その際、つぎの点をあわせて考慮することも必要である。

第 1 に、法を整備する際の基本理念の問題がある。子ども買春や子どもポルノを取り締まる目的は、被害者たる子どもの人権を保護するためでなくてはならない。その目的が明確にされないと、取り締まりじたいが一人歩きしかねない。それは、子どもの人権の伸長にとってかえって有害な場合すらある。重要なのは「子どもの最善の利益」の実現であり、善良な性風俗の維持そのものではないことを再確認する必要がある。

第 2 に、法執行機関の支配的意識の問題がある。特に「警察文化」の実態が、子どもの人権保護に適合するものであるかどうかを改めて問い直さなくてはならない。警察法で定められているように、日本の警察は、本来、個人の人権を保障するために設置された組織である。だが、これまでの実態をみると、警察は、概ね、治安目的の社会防衛観に立った活動を展開してきており、性の問題に関しても「行き過ぎた」風俗営業を必要に応じて取り締まるという性秩序優先主義を顕現させてきている。

被害者対策についても十分な配慮がなされてきておらず、95年5月に、警察庁に犯罪被害者対策室が設置され被害者への取組みが開始されたばかりである。ただ、性犯罪と子どもの被害者の問題について特に力が入れられはじめているのは注目される。この方向は基本的に評価すべきものである。だがその内実をさらに充実させるには、警察官の97パーセントもが男性であるという、この組織の極端な男性支配構造を変革し、女性の人権と子どもの人権を政策の中にきちんと組み入れられるような体制づくりにいっそう力が注がなくてはならない。

第3に、法は特定の人に差別的に適用されるものであってはならないのだから、国外で子ども買春をおこなう者と、国内でアジア人女性を相手にする者だけに法規制を及ぼすわけにはいかない。それは当然、国内で日本の子ども相手の買春をおこなう者にも及ぼざるをえない。となると、いわゆる「援助交際」をどう評価するかという問題も避けて通れないことになる。

「援助交際」とよばれるものの多くが実態として子どもの売買春にほかならないことはいうまでもない。ただ、日本の国内でおこなわれるこの特殊な形態の売買春を、アジアにおける子どもの買春や日本に強制的に移送されてくるアジア人女性・子どもの性的搾取と同一視できるかどうかは、必ずしも簡単に結論づけられるものではない。売買春すべてを撲滅すべきとする見解をとるのであれば、これらの間に区別を設ける必要はまったくないだろうが、撲滅すべき売買春を強制的なものに限定すると、「援助交際」の見方は若干微妙になる。「援助交際」は、大人の男性と少女との一見して自由な選択のようにみえるからである。特に少女の側には、みずからが売春を強制されているという意識ははたらいっていないようにもみえる。しかし、「援助交際」の広がり背後には、それを促す社会的・構造的圧力が強くはたらいいることは否定できず、また、子どもには性的自己決定能力を育む十分な教育と環境が与えられてきていないことから、そうしたなかでの「性的行動」を真に自由な選択とみなしてよいのかについては疑問が残る。

「援助交際」の構造的本質をどうみるにしても、この問題への対処を、各自治体の、きわめてあいまいな淫行条例に委ねるのは法治主義の観点から好ましくない。淫行条例は、有害図書の規制がそうであるように、問題の本質から人々を遠ざけてきただけのようにも思われる。

性的搾取から子どもを守るには、教育を通じ、性的神話や社会的価値観を変革することも不可欠である。法は決して全能ではない。だが、法は、性にまつわるさまざまな神話や社会的価値観を変革するための有力な手段になりうる。少なくとも、そのような変革をになう社会勢力に正統性を付与する。その意味で、国内法が整備されることには大きな意味がある。

現時点において、そのような法整備が十全な形で実現する可能性は必ずしも高くないかもしれない。しかし、そうであればいっそう、国際法との連動の可能性を模索することが必要になろう。これまでの日本の歴史をみても、条約の採択・批准を奇貨として国内法制が整備された例は少なくない。条約の採択・批准は、国内の政治的関心を高める絶好の機会になる。子どもの最善の利益を実現するために必要とされる法の整備が困難な状況にあるならば、子どもの権利条約と、子どもの売買・買春・ポルノ

に関する現在審議中の選択議定書案を有効に活用する途をいっそう真剣に検討すべきである。

まとめ

1 国際的取組み

子どもの性的搾取の問題が重大な国際的関心を集めるようになったのは、1980年代の末からである。ノルウェーをはじめとする北欧諸国のリーダーシップや、エクパット運動に結集した民間の強力な推進力により、問題撲滅への機運は世界的規模で拡大していった。国連人権小委員会・奴隷制作業部会の発議を受けて、人権委員会は1990年、子どもの売買・売春・ポルノに関する特別報告者を任命し、1992年には、子どもの売買・売春・ポルノ防止のための行動計画を採択した。特別報告者にはタイのヴィティット・ムンターボーンが就任し、精力的に情報収集にあたるとともに、毎年すぐれた報告書が刊行されるようになった。特別報告者のポストは、1995年からフィリピンのオフエリア・カルタス＝サントスに引き継がれ、こんにちにいたっている。一方、行動計画については、奴隷制作業部会を中心にその後フォローアップ作業が進行中である。

地域レベルでは、ヨーロッパ審議会において、1991年、子どもの性的搾取撲滅のための、全44項目からなる勧告が閣僚委員会で採択され、1997年2月にも、ヨーロッパ連合理事会で、人身売買と子どもの性的搾取撲滅のための共同行動計画が採択された。国際機関のなかでは、国際刑事警察機構（INTERPOL）がこの問題に熱心に取り組んでいる。

こうした広範な国際的動向が一つの頂点に達したのが、1996年夏のストックホルム国際会議であった。「この忌むべき子どもの権利侵害を終息させるための決定的な行動を国際的・国内的に発議する」という目的をもって開かれたその会議には、政府、国際機関、NGOから多数の参加があり、「宣言」と「行動のための課題」が生み出された。

この間、子どもの性的搾取撲滅のための規範的礎を提供してきたのは、1989年に採択された子どもの権利条約であった。とくに、あらゆる形態の性的搾取から子どもを守ることを誓った条約34条の規定がその中核になった。もっとも、34条は、性的搾取の問題に効果的に対処するための「牙」を欠いているきらいがあり、そのため、オーストラリアやラテン・アメリカ諸国から、子どもの売買・売春・ポルノを撲滅するための特別の法制度の構築を求める提案がなされるようになった。その提案は、子どもの権利条約・選択議定書案として、現在、人権委員会の検討に付されている。選択議定書構想には、当初、多くの欧米諸国やNGOが反対の意向を示していたが、1996年の夏に明るみに出たベルギーにおけるペドファイルの蛮行などが契機となって、いまでは、選択議定書への懐疑的な姿勢は完全に後景にしりぞいた。ただ、起草作業の

見通しは、人的・事項的適用範囲に関する各国の見解の相違もあって、けっして明るいものではない。

2 各国の取組み

こうした国際的動向と直接的あるいは間接的に連動しながら、各国で、法制度の改編が進められている。とくに、国外で性犯罪を犯した者の処罰を可能にする法規定の導入がヨーロッパ各国でぞくぞくと実現している。また、オーストラリアやアメリカのように、子どもを性的に搾取する外国旅行に取締りの矛先を向ける国もみられる。十分とはいえないものの、オーストラリアなどでは、外国で被害を受けた子どもの証言を確保するための制度的仕組みも整えられはじめた。子ども買春の「供給地」になってきた国々にも、法の改革にかなりの精力を注入するようになっている。フィリピンで 1992 年に成立した「子どもの性的虐待、搾取及び差別からの子どもの特別保護法」や、1995 年の台湾・児童及び少年の性取引防止法、1996 年のタイの売春防止・鎮圧法などがそうした成果の一端である。

子どもポルノの取締りも 1990 年代にはいって顕著になってきた。子どもポルノの製作・頒布は、東欧をのぞくヨーロッパの大部分において禁止されるにいたった。オーストリア、ベルギー、デンマーク、イギリス、ドイツ、オランダ、ノルウェーでは、子どもポルノの単純所持までが禁止の対象になっている。カナダも事情は同じで、アメリカやオーストラリアにも類似の状況がみられる。この間、子どもポルノが表現の自由の範囲外にあるという認識も定着した。その一方で、アジアや東欧では子どもポルノを規制する法の整備が進んでおらず、それが、貧困などとあいまって、こうした地域を子どもポルノの一大供給地にしている。

近年新たに制定された法規定にもとづく処罰例も少しずつみられるようになっていく。その先駆けは 1990 年にノルウェーでみられたが、1995 年から 1997 年にかけて、国外犯の処罰はスウェーデンやドイツ、オーストラリア、オランダでも現実のものになった。フィリピンなどでも、現地の NGO の強力な支援を得て、子どもの性的搾取への取締りが本格化している。

子どもの性的搾取は、性の問題というよりも、権力濫用の問題である。社会的にきわめて脆弱な子どもの人権が、力をもった大人との不均衡な関係のなかで一方的に踏み躪られることに問題の本質がある。そこには、「男と女」あるいは「富める者と富めない者」といった 2 重、3 重の差別の構造も内包されている。法制度の見直しは、大人・男性中心の社会のなかでないがしろにされきた子ども（女性）の利益を保護し、子どもの性的搾取を容認しないという政治的意思の現れとみることができる。そうした政治的意思の発現が、こんにち、多くの国でみられるようになっている。

3 日本の対応

子どもの性的搾取の問題からは、日本もけっして無縁ではない。それどころか、日本はこの問題の重要な一翼をになっているとって過言でない。とくに、東・東南アジアでの子ども買春に日本からも大量の人間が「参画」してきたことは周知のとおりである。日本人ペドファイルが性犯罪容疑で逮捕・訴追される例も増大している。子どもポルノの製作・頒布・所持が公然と容認されているのもこの国の特徴である。1994

年に遅ればせながら子どもの権利条約を批准したとき、日本政府は一片の国内法改正にも着手しなかった。その必要がない、という判断からであった。たしかに、「日本の法制度は子どもの権利条約と積極的に抵触するのか」と問われれば、「そのおそれはない」と回答してもまちがいでなかったかもしれない。しかし、「子どもの最善の利益を実現するため、必要な資源を適切に投入しているのか」という問いのたてかたをすれば、答えはおそらくちがったものになるだろう。少なくとも、この国が、あらゆる形態の性的搾取から子どもを守るのに必要な体制を整えてきたとはいいがたい。日本（人）と子どもの性的搾取とのかかわりの現状をみれば、本来とられるべき措置がとられていないとの疑いは払拭できない。

ただだからといって、日本だけをこの方面で「遅れた国」とみる見方は正しくない。「世界各国が問題撲滅のため法改正を積極的におこなっているのに日本だけはなにもししていない」という批判は、まちがっているとまではいえないまでも、正しいとはいいきれない。たとえば、子ども買春への法的対応としてヨーロッパ各国が90年代に入って共通に導入しているのは国外犯処罰規定である。しかし、この規定は、すでに日本の刑法には挿入済みのものである。また、ヨーロッパ各国のなかには、よきにつけあしきにつけ、国外犯処罰を制約する可能性のある「双方可罰性の原則」や「外国刑事判決の効力の承認」を法定しているところも少なくないが、日本の刑法は「無制限の積極的属人主義」を採用し、そうした条件を排除している。日本の法は、ヨーロッパ各国の法より遅れているのではなく、むしろヨーロッパ各国の法が日本の法に「追いついてきた」という見方もあながちまちがいでないのである。

問題は、改正内容は別にして、各国が問題撲滅のための行動をとりはじめているのに日本はなにもししていない、という印象が内外で生み出されていることである。これは、政治的にみてけっして好ましい事態ではない。しかしそれ以上に問題なのは、各国との単純な比較を通じてではなく、「子どもの最善の利益を擁護する」という観点から、日本がとるべき措置をおこたっている疑いが濃厚だということである。現行の法制度には検討されるべき点が少なからずある。さしあたり、つぎのような点が指摘できる。

まず、刑法関係について。

第1、現行刑法は性的自己決定年齢を13歳に設定しているが、それでよいのか。改正刑法草案は14歳としているが、それでもなお低いということはないのか。

第2、強姦、強制わいせつなどの性犯罪は、個人的法益が考慮され、親告罪とされている。現行法では、告訴期間が6か月に制限されているが、被害者のこうむる精神的外傷などを考えれば、これではあまりに短すぎるのではないか。被害者が外国にいる場合には、なおそういえる。また、性犯罪を親告罪と位置づけることじたいはどうか。

第3、国外犯を処罰するための法執行体制は、十分に整えられているのか。関係国機関との捜査共助の実施、あるいは在外公館への法執行官の適正配置などは、人権委員会の「行動計画」やストックホルム会議の「宣言」などで繰り返し促されている。この方面での措置は早急に講じられてしかるべきではないか。また、国外犯を適正に処罰するには、証拠調べの面でも手続が相応に整備されなくてはならない。被害者たる子どものケア、証人の安全の確保などについて特別の措置がとられるべきである。

第4、現行刑法に、日本への人身売買を適切に取り締まる規定がないのは、是正されてしかるべきではないか。

第5、刑法は、わいせつな文書・図画その他の物の頒布・販売・公然陳列などを禁止しているが、そこから、多くの子どもポルノがもれている事態にどう対処するか。この刑法規定の保護法益は善良な性風俗（性秩序）であり、子ども・女性の人権そのものではない。両者は重なり合うことがあるにしても、本質的には別物である。子どもポルノの多くは、子どもの人権の観点から問題であっても、必ずしも「わいせつ物」とはみなされていないのが現状である。大人・男性中心の支配的価値観を反映した「わいせつ」概念を根本から変革し、子ども・女性の視点を「わいせつ」概念のなかに織り込むことができれば、子どもポルノの取締まりを現行刑法でおこなうことも不可能ではないかもしれない。しかし、その実現可能性はどの程度のものか。実現可能性が低いのであれば、別の法（規定）を制定する途が考えられてもいいかもしれない。また、現行刑法は、固定された「物」ではなく、一時的な画像であるサイバースペース・ポルノの規制に適当かどうか検討されなくてはならない。

また、売春防止法は、買春者を取締まりの対象からはずしている。買春者はなぜ処罰されないのか。その背景的価値は、子どもの性的搾取を撲滅するという観点からも無視しえない。勧誘行為のみを処罰の対象にする現行の「廃止主義」について、その結論がどうあれ、改めて検討を加えてしかるべきである。もとより、この法律は、売春を違法と位置づけているが、この国では、風俗営業適正化法など別の法体系により、売春が実質的に公認されてきているという実態がある。このいかにも矛盾した事態も、きちんと議論されるべきである。

児童福祉法も、「淫行」を勧誘した者を処罰する規定をもつ一方で、売春防止法と同じように、買春者の処罰については沈黙している。また、児童福祉法は、「児童の心身に有害な影響を与える行為」を規制することによって子どもポルノを一定程度牽制することができるが、ただ、これは親や雇用者の意思を凌駕するものではなく、そこに重大な限界がある。

国内で子どもの買春者に刑事罰を加えるためもっともひんぱんに援用されてきたのは、地方自治体の制定したいわゆる青少年保護条例である。だが、こうした条例による「淫行」処罰は、刑罰法規に求められる明確さ、罪刑法定主義、刑法との整合性などにおいて、重大な問題をはらんでいる。自治体によって刑事罰の態様が異なっていることは、法の下の平等に照らしても問題である。

法制度をいかなる形で整備するにせよ、その目的が子どもの人権の擁護であることを明確にすることと、法執行をになう警察の文化のなかに、子ども・女性の視点を適切に組み入れることを欠いてはならない。

4 課題と展望

子どもの性的搾取の問題が社会的に認知されるには、おおむね4段階のプロセスを経るといわれている。第1段階は、「否認または軽視」の段階である。問題の所在が適切に認識されず、したがって必要な情報も収集されない。第2段階は、「逸脱者への責任転嫁」である。問題が表面化しても、それをごく1部の変質者のしわざに転嫁してしまう。第3段階では、「被害者の非難」がおこなわれる。被害者が性的虐待を

よびこむ原因をつくったとされる。こうしたプロセスを経た後、最後の第4段階を迎えてようやく問題が適切に認識されることになる。NGO、市民運動による問題の告発が正当に評価され、立法府、行政府の行動がみちびかれることになる⁴⁴。

日本がどの段階にあるのかをはっきりと特定することはむずかしいが、第4段階を迎えるにはいたっていないのではないか。性的搾取から子どもを保護するのに必要な法の適切な整備に向けて、問題関心をいっそう高めていく必要がある。

その際、国際法との効果的な連動の可能性も模索すべきである。子どもの権利条約、そして、現在審議中の子どもの権利条約選択議定書案をうまく活用することにより、この問題にたいする政治的関心を高めることができる。これまで、日本政府は、選択議定書案の起草過程において、きわめて慎重な姿勢をみせてきた。しかし、子どもの性的搾取撲滅への国内的取組みを強化する意思があるのであれば、強力な追い風となる選択議定書案の起草にも積極的にコミットしていってしかるべきである。もとより、選択議定書は、「この忌むべき子どもの権利侵害を終息させるための」たたかいに敢然といどんでいる社会勢力にゆるぎなき国際的正統性を刻印するものでもある。起草過程の行方には、より多くの市民が関心を払ってしかるべきである。

⁴⁴ Council of Europe, op.cit., at 17-18

<資料 1>

5. Requests the Special Rapporteur, given his experience, to consider the possibility of presenting his comments and suggestions to the Working Group on Contemporary Forms of Slavery, if possible by attending the session of the Group;
6. Requests the Under-Secretary-General for Human Rights to provide the Sub-Commission with the necessary support for the fulfilment of this mandate;
7. Decides to consider the question at its forty-ninth session under the agenda item entitled "Rights of the child".

55th meeting
5 March 1992

[Adopted without a vote. See chap. XXII.]

ANNEX

Programme of action for the prevention of the sale of children,
child prostitution and child pornography

General

1. Child victims of trafficking and sale, child prostitution and child pornography are children in especially difficult circumstances, as indicated in the World Declaration on the Survival, Protection and Development of Children, adopted in New York on 30 September 1990 by the World Summit for Children (See E/CN.4/1991/59, annex).
2. The trafficking in and sale of children, child prostitution and child pornography constitute modern forms of slavery which are incompatible with human rights, human dignity and values and jeopardize the welfare of individuals, families and society as a whole.
3. To prevent the trafficking in and sale of children, child prostitution and child pornography, concerted measures are called for at the national, regional and international levels, including information, education, assistance and rehabilitation, legislative measures and a strengthening of law enforcement in this field. Coordinating agencies should be appointed or established at the national, regional and global levels.
4. At the global level, coordination of the Programme of Action should be carried out by the Centre for Human Rights in cooperation with other sections of the United Nations Secretariat, the Centre for Social Development and Humanitarian Affairs of the Secretariat, the United Nations Development Programme, the United Nations High Commissioner for Refugees, the United Nations Children's Fund, the International Labour Organisation, the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization and the

World Health Organization. Cooperation should also be established with regional bodies, the World Tourism Organization, the International Criminal Police Organization and non-governmental organizations.

5. Economic conditions will continue to have considerable influence over the destiny of children, particularly in the developing countries. For the future of all children, it is absolutely essential to ensure or revive sustained and sustainable economic growth and development in all countries.

6. The best interests of the child should govern every decision and guide all efforts undertaken to implement this Programme of Action.

7. The measures contained within this Programme of Action should be implemented bearing in mind the economic imbalance which exists between industrialized States and the developing nations and the need to support the efforts of developing countries in this regard.

8. States are required to accord a clear high level of commitment and priority to combat and eliminate the trafficking in, sale and sexual exploitation of children.

9. States should systematically discourage the exercise of all customs, traditions and practices which encourage the trafficking in and sale or sexual exploitation of children.

10. The sale of children, child prostitution and child pornography cannot be justified by reason of poverty or underdevelopment. Besides the long-term action required to treat the underlying causes and thus prevent these phenomena from occurring in the future, it is essential that States take urgent and immediate measures to reduce the dangers that children face.

11. In situations of emergency, national or international conflicts, or disasters, when communities and normal patterns of life break down, children are especially vulnerable. In such circumstances, States should take all necessary measures to protect children from trafficking, sale and sexual exploitation.

Information

12. International, regional and national information campaigns are required to raise public awareness at all levels of the grave problems of trafficking in, and sale of children, child prostitution and child pornography by:

- (a) Warning and informing people about these grave abuses;
- (b) Informing them about prevention programmes;
- (c) Publicizing ways of reporting these abuses;

(d) Publicizing services for victims;

(e) Making known the penalties for the perpetrators;

(f) Teaching that culture and traditions which encourage these forms of child abuse are contrary to international norms for the protection of children.

13. In order to increase the availability and to improve the quality of information, investigation of abuses should be undertaken by public and private institutions. The results should, wherever possible, be made public and exchanged between governmental and non-governmental organizations at the local, national and international levels. Due regard should be paid to the need for confidentiality with regard to the identity of the victims.

14. It is imperative that information programmes be carried out on a continuous basis. Nevertheless, to provide a focus for the campaigns, States should consider the possibility of proclaiming a world day for the abolition of contemporary forms of slavery. The anniversary of the adoption of the Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and of the Exploitation of the Prostitution of Others, 2 December, might be an appropriate date. Alternatively, an international children's day already established in a State's calendar might be used for this purpose.

15. The media should contribute fully to these information efforts with a view to ending the silence surrounding these forms of child exploitation.

16. Non-governmental organizations and associations should be encouraged to lend their full support to these efforts.

17. Law enforcement agencies should be given a significant role in these information campaigns.

Education

18. The following educational goals are central to this Programme of Action:

(a) Universal primary education for all, with special emphasis on girls;

(b) Accelerated literacy programmes for women and girls;

(c) Vocation-oriented formal and/or non-formal education curricula.

19. Preventive educational programmes could usefully be integrated into primary and secondary school curricula. Similar programmes should be designed for out-of-school children and particularly vulnerable groups, for example, street children, adolescent mothers and single and abandoned mothers.

20. Specific educational measures and training should be directed towards professionals who work with children, including teachers, social workers, health workers, members of the police, members of the judiciary and religious

personnel. Special educational measures should be directed towards the general public, especially men and parents, and to particular groups, such as travel agencies, tourists and the military.

21. All educational efforts should be based on universal ethical principles including the recognition of the integrity of the family and of every child's fundamental rights to the integrity of his or her own body and the protection of his or her identity. Such educational programmes should include:

(a) The rights of the child and the respect due to all children by all;

(b) The inculcation of values such as self-esteem;

(c) The transmission of universal ethical principles;

(d) Making the child understand the dangers of trafficking and sale, child prostitution and pornography, including health risks such as acquired immunodeficiency syndrome, and of drug and alcohol consumption and their damaging effects;

(e) Ways to prevent, identify and expose such abuses and to help child victims;

(f) Education in fatherhood and motherhood, including the need to create a family atmosphere of trust and communication within which a child can expose these issues;

(g) The principle of equality between men and women.

22. Innovative methods, including the use of the mass media, and grass-root community-based methods reaching the widest possible public, including potential victims, should be encouraged.

23. In all educational measures, care should be taken to avoid both underplaying and sensationalizing these issues. Account should be taken of the sociocultural characteristics and economic conditions of each country and, where children are involved, of the age of the child.

Legal measures and law enforcement

24. Preventive legislation aimed at protecting children should be promulgated, strengthened and better enforced. Police, courts and treatment and support systems should focus on the welfare and protection of children. Legal aid should be made available to those who claim to have been sexually violated and to parents or legal guardians in cases of trafficking in and sale of children. Methods should be developed to obtain evidence from the child without further traumatization, and witnesses should be afforded protection.

25. Trafficking in, sale or sexual exploitation of children are serious crimes and must be treated as such. Efforts should be made to detect, arrest and

convict clients, consumers, procurers, intermediaries and accomplices, and provision made for sanctions which take into account the grave nature of these offences.

26. Effective legislative and enforcement measures must also be directed against the intermediaries and others who encourage and make profits from the trafficking in, sale and sexual exploitation of children, such as agents, dealers, brothel-owners, policemen, and others involved. The proceeds from such activities should be seized and confiscated.

27. The Convention on the Rights of the Child provides protection against trafficking in, sale and sexual exploitation of children. States are encouraged to become parties to the Convention at the earliest possible date. For its implementation within States, national institutions composed of representatives of public agencies, non-governmental organizations and associations should be established to coordinate action and to protect children and their rights.

28. States are urged to become parties to the International Labour Organisation conventions pertaining to the employment of children, in particular the Minimum Age Convention, 1973 (No. 138), and effectively to enforce laws which prohibit the employment of children in work likely to endanger their morals and physical health.

29. States are urged to ratify and effectively implement the Supplementary Convention on the Abolition of Slavery, the Slave Trade, and Institutions and Practices Similar to Slavery of 1956, and the Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and of the Exploitation of the Prostitution of Others of 1949, and, furthermore, to submit reports regularly to the Secretary-General of the United Nations on their implementation.

30. States are urged to take all necessary measures to ensure that persons involved in trafficking in, sale or sexual exploitation of children are punished or extradited to other countries.

31. States should keep under review all new forms of technology which could be used for trafficking in, sale or sexual exploitation of children, and adopt appropriate legislation.

Social measures and development assistance

32. These abuses are often linked with poverty. Their prevention and elimination requires long-range structural reforms in the social and economic fields. In the short term, development activities of United Nations agencies, especially the World Bank and the International Monetary Fund, and of other international and national agencies should have a substantive and positive impact on children and promote appropriate development strategies and policies. Priority should be given to formulating a family policy to prevent abuse and to policies aimed at improving the social, economic and working conditions of

girls and women in general, and of the poorest girls and women in particular. Local community-based projects, including collective self-help projects should also be encouraged.

33. The needs of children who have been victims of trafficking, sale or sexual exploitation should be taken into account in development plans and assistance. Special attention should be given to certain groups of children at risk, for example, street children, teenage single mothers, children of broken homes or those whose mothers are in prostitution and other children in especially difficult circumstances. Governments, specialized agencies, United Nations bodies and non-governmental organizations should be encouraged to initiate projects designed to protect street children from sexual abuse (mobile units to offer social and medical aid, small-scale enterprise projects for children, "safe houses", emergency centres, etc.). Efforts should be made to reunite street children in cities with their families in rural areas and in general to improve the social, economic and working conditions of parents whose children are victims of sexual exploitation or are at high risk.

Rehabilitation and reintegration

34. Rehabilitation and reintegration programmes using an interdisciplinary approach should be established to assist children who have been victims of trafficking, sale or sexual exploitation and their families. Agencies implementing such programmes, whether public or non-governmental, should be established, or strengthened by being provided with the necessary support and funding. They should be encouraged to request technical assistance, evaluational assistance, information on new methods of self-funding schemes, etc., from United Nations bodies and from public or private, national or international sources with relevant competence.

International coordination

35. Bilateral and multilateral cooperation among law enforcement agencies is essential. States should establish their own data bases, improve their reporting at all levels, exchange information and report to the International Criminal Police Organization to enable a special data bank on suspects involved in cross-border trafficking, sale or sexual exploitation of children to be set up. The experience gained in international police cooperation in combating drug traffic should be used to prevent international traffic in and sexual exploitation of children.

36. A special intergovernmental task force should be set up at the regional level to assist Governments in devising ways and means of checking the phenomena of the trafficking in, sale and sexual exploitation of children; national level commissions should plan new measures to address these problems in cooperation with concerned non-governmental organizations.

Trafficking in and sale of children

37. The measures mentioned in the following paragraphs specific to the trafficking in and sale of children are required.

38. States should take effective legal and administrative measures to prevent the abduction and sale of children for whatever purpose (sexual exploitation, any form of labour, adoption, criminal activities, trafficking in organs, etc.). Laws should be adopted or strengthened which impose penalties on parents and on all others knowingly involved in the trafficking in and sale of children.

39. States should pay special attention to preventing and severely punishing any case of sale, abduction or traffic of children for transplantation of organs, particularly from developing to developed countries. They should cooperate with each other and with intergovernmental and non-governmental organizations to these ends.

40. States should adopt urgent and effective procedures at the national level and through bilateral and international cooperation to find abducted, unlawfully removed or disappeared children and to trace families and reunite such children with their families. In this regard, special attention should be given to the situation of refugee children and their need for protection from trafficking, sale and sexual exploitation.

41. Measures should be taken to ensure that international adoptions do not involve the sale of children by their parents or their illicit removal. Procedures for this purpose should be based on the Declaration on Social and Legal Principles relating to the Protection and Welfare of Children, with Special Reference to Foster Placement and Adoption Nationally and Internationally of 1986, and the Convention on the Rights of the Child. Under no circumstances must adoption be allowed to involve financial gain for any of the parties involved. The commercialization of adoption procedures should be prohibited.

42. Inter-country adoptions, where permitted by national law, should only take place through competent, professional and authorized agencies in both the country of origin and the receiving country of the children.

43. The procedures for child birth registration, renunciation of parental rights and consent to adoption by a parent should be strictly regulated by law and adequate counselling offered to the biological parents.

44. Governmental and non-governmental bodies should cooperate at the national and international levels in order to promote and develop local and national alternatives to inter-country adoptions, such as child care facilities, including day care and other support services for parents, care by relatives, foster family care and domestic adoptions. Special efforts should be made to ensure that parents are not incited to part with their children for socio-economic reasons.

Child prostitution

45. The measures mentioned in the following paragraphs specific to child prostitution, independently of whether the clients are locals or foreigners should be taken.

46. Incest and sexual abuse within the family or by the child's employers may lead to child prostitution. States therefore should take all appropriate legislative, administrative, social and educational measures to protect children against all forms of abuse while in the care of parents, family or legal guardians or any other person.

47. Special attention should be paid to the problem of sex tourism. Legislative and other measures should be taken to prevent and combat sex tourism, both in the countries from which the customers come and those to which they go. Marketing tourism through the enticement of sex with children should be penalized on the same level as procurement.

48. The World Tourism Organization should be encouraged to convene an expert meeting designed to offer practical measures to combat sex tourism.

49. States with military bases or troops, stationed on foreign territory or not, should take all the necessary measures to prevent such military personnel from being involved in child prostitution. The same applies to other categories of public servants who for professional reasons are posted abroad.

50. Legislation should be adopted to prevent new forms of technology from being used for soliciting for child prostitution.

Child pornography

51. The measures mentioned in the following paragraphs specific to child pornography are required.

52. Law enforcement agencies, and social and other services should place a higher priority on the investigation of child pornography in order to prevent and eliminate any exploitation of children.

53. States that have not yet done so are urged to enact legislation making it a crime to produce, distribute or possess pornographic material involving children.

54. Where required, new legislation and penalties should be introduced for the mass media which broadcast or publish material threatening the psychic or moral integrity of children or containing unhealthy or pornographic descriptions and to prevent new technology being used to produce pornography, including video films and pornographic computer games.

55. States should be encouraged to protect children from exposure to adult pornography, especially through new forms of technology, by adopting suitable legislation and appropriate measures of control.

56. States should encourage the mass media and the journalistic profession to adopt codes of practice governing the publication of material, including advertising, with pornographic overtones, and should remind them of their responsibility in influencing public attitudes.

Follow-up

57. States are invited to consider this Programme of Action in relation to the Plan of Action for Implementing the World Declaration on the Survival, Protection and Development of Children in the 1990s (See E/CN.4/1991/59, annex) and to the implementation of the Convention on the Rights of the Child.

58. States are further invited to inform the Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities periodically on measures taken to implement the Programme of Action, whether or not they are parties to the Convention on the Rights of the Child.

59. United Nations bodies, specialized agencies and non-governmental organizations are invited to examine the application of the above Programme of Action as appropriate to their mandates.

1992/75. Implementation of the Convention on the Rights of the Child

The Commission on Human Rights,

Recalling General Assembly resolution 46/112 of 17 December 1991 and Commission resolution 1991/52 of 6 March 1991,

Reaffirming that the rights of children require special protection and call for continuous improvement of their situation all over the world, as well as for their development and education in conditions of peace and security,

Profoundly concerned that the situation of children in many parts of the world remains critical as a result of inadequate social conditions, natural disasters, armed conflicts, exploitation, illiteracy, hunger and disability, and convinced that urgent and effective national and international action is called for,

Mindful of the important role of the United Nations Children's Fund and of the United Nations in promoting the well-being of children and their development,

Convinced that the Convention on the Rights of the Child, as a standard-setting accomplishment of the United Nations in the field of human rights, makes a positive contribution to protecting the rights of children and ensuring their well-being,

Recommendation No. R (91) 11

**of the Committee of Ministers to member states
concerning sexual exploitation, pornography
and prostitution of, and trafficking in,
children and young adults**

*(Adopted by the Committee of Ministers on 9 September 1991
at the 461st meeting of the Ministers' Deputies)*

The Committee of Ministers, under the terms of Article 15.b of the Statute of the Council of Europe,

Considering that the well-being and interests of children and young adults are fundamental issues for any society;

Considering that sexual exploitation of children and young adults for profit-making purposes in the form of pornography, prostitution and traffic of human beings has assumed new and alarming dimensions at national and international level;

Considering that sexual experience linked to this social phenomenon, often associated with early sexual abuse within the family or outside of it, may be detrimental to a child's and young adult's psychosocial development;

Considering that it is in the interests of member states of the Council of Europe to harmonise their national legislation on sexual exploitation of children and young adults in order to improve the co-ordination and effectiveness of action taken at national and international level with a view to tackling this problem;

Having regard to Recommendation 1065 (1987) of the Parliamentary Assembly of the Council of Europe on the traffic in children and other forms of child exploitation;

Recalling Resolution No. 3 on sexual exploitation, pornography and prostitution of, and trafficking in, children and young adults of the 16th Conference of European Ministers of Justice (Lisbon, 1988);

Recalling Recommendation No. R (85) 4 on violence in the family, Recommendation No. R (85) 11 on the position of the victim in the framework of criminal law and procedure, Recommendation No. R (87) 20 on social reactions to juvenile delinquency and Recommendation No. R (89) 7 concerning principles on the distribution of videograms having a violent, brutal or pornographic content;

Bearing in mind the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms (1950) and the European Social Charter (1961);

Bearing also in mind the United Nations Convention on the Rights of the Child (1989),

I. Recommends that the governments of member states review their legislation and practice with a view to introducing, if necessary, and implementing the following measures:

A. General measures

a. Public awareness, education and information

1. make appropriate documentation on sexual exploitation of children and young adults available to parents, persons having minors in their care and other concerned groups and associations;
2. include in the programmes of primary and secondary school education information about the dangers of sexual exploitation and abuse to which children and young adults might be exposed, and about how they may defend themselves;
3. promote and encourage programmes aimed at furthering awareness and training for those who have functions involving support and protection of children and young adults in the fields of education, health, social welfare, justice and the police force in order to enable them to identify cases of sexual exploitation and to take the necessary measures;

4. make the public aware of the devastating effects of sexual exploitation which transforms children and young adults into consumer objects and urge the general public to take part in the efforts of associations and organisations intervening in the field;
5. invite the media to contribute to a general awareness of the subject and to adopt appropriate rules of conduct;
6. discourage and prevent any abuse of the picture and the voice of the child in an erotic context;

b. Collection and exchange of information

7. urge public and private institutions and agencies dealing with children and young adults who have been victims of all forms of sexual exploitation, to keep appropriate statistical information for scientific purposes and crime policy, while respecting anonymity and confidentiality;
8. encourage co-operation between the police and all public and private organisations handling cases of sexual abuse within the family or outside of it and of various forms of sexual exploitation;

c. Prevention, detection, assistance

9. urge police services to give special attention to prevention, detection, and investigation of offences involving sexual exploitation of children and young adults, and allocate to them sufficient means towards that end;
10. promote and further the creation and operation of specialised public and private services for the protection of children and young adults at risk in order to prevent and detect all forms of sexual exploitation;
11. support public and private initiatives at local level to set up helplines and centres with a view to providing medical, psychological, social or legal assistance to children and young adults who are at risk or who have been victims of sexual exploitation;

d. Criminal law and criminal procedure

12. ensure that the rights and interests of children and young adults are safeguarded throughout proceedings while respecting the rights of the alleged offenders;

13. ensure throughout judicial and administrative proceedings confidentiality of record and the respect for privacy rights of children and young adults who have been victims of sexual exploitation by avoiding, in particular, the disclosure of any information that could lead to their identification;

14. provide for special conditions at hearings involving children who are victims or witnesses of sexual exploitation, in order to diminish the traumatising effects of such hearings and to increase the credibility of their statements while respecting their dignity;

15. provide under an appropriate scheme for compensation of children and young adults who have been victims of sexual exploitation;

16. provide for the possibility of seizing and confiscating the proceeds from offences relating to sexual exploitation of children and young adults;

B. Measures relating to pornography involving children

1. provide for appropriate sanctions taking into account the gravity of the offence committed by those involved in the production and distribution of any pornographic material involving children;

2. examine the advisability of introducing penal sanctions for mere possession of pornographic material involving children;

3. ensure, particularly through international co-operation, the detection of firms, associations or individuals often linked with two or more countries, using children for the production of pornographic material;

4. envisage informing the public, in order to raise awareness, of the implementation of penal policy, the number of prosecutions and convictions in cases involving child pornography, while ensuring the anonymity of the children concerned and of the alleged offenders;

C. Measures relating to the prostitution of children and young adults

1. increase the material and human resources of welfare and police services and improve their working methods so that places where child prostitution may occur are regularly inspected;
2. encourage and support the setting up of mobile welfare units for the surveillance of, or establishment of contact with, children at risk, particularly street children, in order to assist them to return to their families, if possible, and, if necessary, direct them to the appropriate agencies for health care, training or education;
3. intensify efforts with a view to identifying and sanctioning those who foster or encourage the prostitution of children or young adults, or who profit from it, on the one hand, and of the customers of child prostitution, on the other;
4. create or develop special units within the police and, if necessary, improve their working methods, in order to combat procuring of children and young adults;
5. dissuade travel agencies from promoting sex tourism in any form, especially through publicity, in particular by instituting consultations between them and the public services;
6. give priority to vocational training and reintegration programmes involving children and young adults who are occasionally or habitually prostituting themselves;

D. Measures relating to the trafficking in children and young adults

1. supervise the activities of artistic, marriage and adoption agencies in order to control the movement within, or between countries, of children and young adults to prevent the possibility that they will be led into prostitution or other forms of sexual exploitation;
2. increase surveillance by immigration authorities and frontier police in order to ensure that travel abroad by children, especially those not accompanied by their parents or their guardian, is not related to trafficking in human beings;
3. set up facilities and support those existing, in order to protect and assist the victims of traffic in children and young adults.

II. International aspects

Recommends that the governments of member states:

1. examine the advisability of signing and ratifying, if they have not done so:

- the United Nations Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and the Exploitation of the Prostitution of Others (1950);
- the Hague Convention on Jurisdiction, Applicable Law and Recognition of Decrees relating to Adoptions (1965);
- the European Convention on the Adoption of Children (1967);
- Convention No. 138 concerning Minimum Age for Admission to Employment, of the International Labour Organisation (1973);
- the United Nations Convention on the Rights of the Child (1989);

2. introduce rules on extraterritorial jurisdiction in order to allow the prosecution and punishment of nationals who have committed offences concerning sexual exploitation of children outside the national territory, or, if applicable, review existing rules to that effect, and improve international co-operation to that end;

3. increase and improve exchanges of information between countries through Interpol, in order to identify and prosecute offenders involved in sexual exploitation, and particularly in trafficking in children and young adults, or those who organise it;

4. establish links with international associations and organisations working for the welfare of children and young adults in order to benefit from data available to them and secure, if necessary, their collaboration in combating sexual exploitation;

5. take steps towards the creation of a European register of missing children.

III. Research priorities

Recommends that the governments of member states promote research at national and international level, in particular in the following fields:

1. nature and extent of various forms of sexual exploitation of children and young adults, especially with a cross-cultural view;

2. nature of paedophilia and factors contributing to it;
3. links between adoption and sexual exploitation;
4. links between sexual abuse within the family and prostitution;
5. characteristics, role and needs of the consumers of child prostitution and child pornography;
6. evaluation studies of vocational training and reintegration programmes concerning youth involved in prostitution;
7. structure, international networks, interconnections and earnings of the sex industry;
8. links between the sex industry and organised crime;
9. possibilities and limitations of the criminal justice system as an instrument of prevention and repression of various forms of sexual exploitation of children and young adults;
10. epidemiology, causes and consequences of sexually transmitted diseases in children and young persons, and analysis of their links with sexual abuse and exploitation.

Acts adopted pursuant to Title VI of the Treaty on European Union

Pursuant to the Stockholm Conference the EU (covering 15 States, not to be confused with the Council of Europe) has adopted a plan of Joint Action to combat human trafficking and the sexual exploitation of children. This is one of the few instruments specifically aimed at the protection of children and requires all State Members to take important measures at national level. Given the recent police incompetence in Belgium in detecting and breaking up paedophile rings, which led to the loss of children's lives, this instrument is to be particularly welcomed. It is also to be welcomed as it recognises children's rights within the context of the Treaty on European Union. If fully implemented by Member States, the proposals contained in this joint action would promote co-operation between States Parties' police forces, ensure that trafficking and sexual exploitation of children is firmly recognised as a crime, and lead to better co-operation between national police forces and between the police and the families of victims.

JOINT ACTION of 24 February 1997 adopted by the Council on the basis of Article K.3 of the Treaty on European Union concerning action to combat trafficking in human beings and sexual exploitation of children (97/1 54/JHA)

THE COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION,

Having regard to the Treaty on European Union, and in particular Article K.3 (2) (b) thereof,

Having regard to the initiative of the Kingdom of Belgium,

Whereas the establishment of common rules for action to combat trafficking in human beings and sexual exploitation of children is likely to contribute to the fight against certain unauthorized immigration and to improve judicial cooperation in criminal matters, which are of common interest to the Member States within the meaning of Article K.1 (3) and (7) of the Treaty;

Having regard to the Resolution on trafficking in human beings and adopted by the European Parliament on 18 January 1996¹ and the Resolution on victims of violence who are minors, adopted on 19 September 1996²;

Bearing in mind the Recommendations on combating trafficking in human beings adopted by the Council on 29 and 30 November 1993;

Bearing in mind the conclusions of the European Conference on trafficking in women, held in Vienna on 10 and 11 June 1996;

Bearing in mind the conclusions of the World Congress against commercial sexual exploitation of children, held in Stockholm from 27 to 31 August 1996;

Recalling Article 34 of the Convention on the Rights of the Child of 20 November 1989.

Whereas trafficking in human beings and sexual exploitation of children constitute serious infringements of fundamental human rights, in particular human dignity;

Aware of the need to take account of the particularly vulnerable position of the victims of this type of crime, in particular the vulnerability of children;

Whereas trafficking in human beings and sexual exploitation of children may constitute an important form of international organized crime, the extent of which within the European Union is becoming increasingly worrying;

Anxious to implement the necessary measures to put a stop to trafficking in human beings and the sexual exploitation of children;

Taking into account the fact that the Council already has decided to take effective measures against the trafficking in human beings by the adoption of a Joint Action to set up a Directory of Centres of excellence³ and by establishing an Exchange Programme for training of persons competent in this matter⁴;

Considering that the Member States of the European Union concerning certain types of trafficking in human beings and

sexual exploitation of children should take concerted action to counter obstacles, where they exist, to effective judicial cooperation on the subject, in accordance with the multiannual programme on cooperation in Justice and Home Affairs, adopted by the Council on 14 October 1996;

Aware of the need for a multi-disciplinary approach to the question of trafficking in human beings and sexual exploitation of children;

Noting that the terms used in this Joint Action do not refer to any specific legal system or national law but rather should be interpreted in the light of the legal systems of Member States;

Noting that the provisions of this Joint Action are without prejudice to obligations of Member States under conventions to which they are bound, such as the 1950 UN Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and of the Exploitation or the Prostitution of others, or to the right of Member States to take measures which further enhance the protection of children or combat trafficking in human beings,

HAS ADOPTED THIS JOINT ACTION.

TITLE I Aims

A. For the guidance of Member States in applying this Joint Action, and without prejudice to more specific definitions in the Member States' legislation, the following concepts are understood, in the context of this Joint Action:

(i) 'trafficking', as any behaviour which

legal feature

facilitates the entry into, transit through, residence in or exit from the territory of a Member State, for the purposes set out in point B (b) and (d);

(ii) 'sexual exploitation' in relation to a child, as the following behaviour:

(a) the inducement or coercion of a child to engage in any unlawful sexual activity;

(b) the exploitative use of a child in prostitution or other unlawful sexual practices;

(c) the exploitative use of children in pornographic performances and materials, including the production, sale and distribution or other forms of trafficking in such materials, and the possession of such materials;

(iii) 'sexual exploitation' in relation to an adult, as at least the exploitative use of the adult in prostitution.

B. In order to improve judicial co-operation in the context of combating trafficking in human beings and sexual exploitation of children, each Member State undertakes, while respecting the constitutional rules and legal traditions of each Member State, to review their relevant national laws concerning the measures set out in Titles II and III relating to the following intentional types of behaviour, in accordance with the procedure set out in Title IV:

(a) Sexually exploiting a person other than a child for gainful purposes, where:

- use is made of coercion, in particular violence or threats, or
- deceit is used, or

- there is abuse of authority or other pressure, which is such that the person has no real and acceptable choice but to submit to the pressure or abuse involved;

(b) trafficking in persons other than children for gainful purposes with a view to their sexual exploitation under the conditions set out in paragraph (a);

(c) sexually exploiting or sexually abusing children;

(d) trafficking in children with a view to their sexual exploitation or abuse.

TITLE II

Measures to be taken at national level

A. Each Member State shall review existing law and practice with a view to providing that:

(a) the types of behaviour set out in Title B are classified as criminal offences;

(b) these offences, and, with the exception of the possession referred to in Title I A (ii) (c), participation in or attempt to

commit them, are punishable by effective, proportionate and dissuasive criminal penalties;

(c) legal persons may, where appropriate, be held administratively liable in connection with the offences listed in Title I B or criminally responsible for such offences, committed on behalf of the legal person in accordance with modalities to be defined in the national law of the Member State. That liability of the legal person is without prejudice to the criminal responsibility of the physical persons who have been accomplices in or instigators of those offences;

(d) the penalties and, where appropriate, the administrative measures referred to in paragraphs (b) and (c) of this Title include:

- insofar as natural persons are concerned, in serious cases at least, custodial penalties which may involve extradition,

- confiscation, where appropriate, of the instruments and proceeds of those offences,

- where appropriate and as provided by the administrative or criminal law of the Member State, the temporary or permanent closure of establishments which have been used or intended for committing such offences;

(e) the offences covered by this Joint Action will, where appropriate, fall within the scope of application of the Council of Europe 1990 Convention on Laundering, Search, Seizure and Confiscation of the Proceeds from Crime;

(f) its authorities are competent regarding the offences set out in Title I B (c) and (d), at least in cases where:

(i) the offence is committed, wholly or partly, on its territory,

(ii) with the exception of the offence of possession of pornographic material referred to in Title I A (ii)

(c), the person committing the offence is a national or a habitual resident of that Member State.

B. Where it would be otherwise contrary to the established principles of its criminal law relating to jurisdiction, a Member State may in either adopting or exercising the competence referred to in point A (f) (ii), provide that the offence must also be punishable under the law of the State where it was committed.

C. Where a Member State maintains the requirement of double criminality provided for in point B, it shall keep its law under review, with a view to ensuring

that this requirement is not an obstacle to effective measures against its nationals or habitual residents who are suspected of engaging in such offences in jurisdictions which may not have taken adequate measures as referred to in Article 34 of the Convention on the Rights of the Child of 20 November 1989.

D. Member States may provide that they will only exercise the jurisdiction provided for in point A (f) (ii) if certain procedural conditions are fulfilled, or where the alleged offender cannot be extradited because of:

- a refusal by the Member States concerned to comply with a request for extradition made by the State where the offence was committed, or
- a confirmation by that latter State that it does not intend to request the extradition of the alleged offender, or
- failure by that State to request the extradition of the alleged offender within a reasonable time.

E. Each Member State shall take the measures necessary to ensure that in addition to ordinary constraining measures such as search and seizure, adequate investigation powers and techniques are available to enable the offences listed in point A (a), (b) and (e) to be investigated and prosecuted effectively, in compliance with the rights of defence and privacy of the persons subject to those measures.

F. Each Member State shall take the measures necessary to ensure:

(a) appropriate protection for witnesses who provide information concerning the offences referred to in point A (a), (b) and (e), in accordance with, in particular, the Resolution of the Council of the European Union of 23 November 1995 on the protection of witnesses in the fight against organized crime;
(b) appropriate assistance for victims and their families.

For this purpose, each Member State shall ensure that:

(i) victims are available where required by the Member State's criminal justice system to give evidence in any criminal action, which may entail provisional residence status in appropriate cases; and
(ii) victims are enabled to return to their country of origin, or another country which is prepared to accept them, with the full rights and protections accorded by the national law of the Member States.

In addition, each Member State shall ensure that victims of the offences referred to in Title I B are given appropriate assistance to enable them to defend their interests before the Courts.

Each Member State shall examine how to keep families of children who are victims of offences covered by this Joint Action informed of the progress of the enquiry.

G. Each Member State shall take the necessary measures to ensure that the services which are likely to have relevant experience in the context of the fight against trafficking in human beings and sexual exploitation of children, in particular the immigration, social security and tax authorities, give special attention to the problems connected with trafficking in human beings and sexual exploitation of children and, while respecting the internal law of the Member State, cooperate with the authorities responsible for investigation and punishment of the offences referred to in point A (a), (b) and (e). In cases which merit special attention, these services should in particular:

- advise those authorities on their own initiative, where there are reasonable grounds for considering that one of these offences has been committed,
- provide those authorities with all useful information, either on request or on their own initiative,
- if appropriate, take part in the procedures as experts.

H. For the purposes of ensuring that the fight against trafficking in human beings and sexual exploitation of children is fully effective, each Member State shall ensure that the activities of the authorities responsible for this fight are properly coordinated, allowing for the possibility of a multi-disciplinary approach. Such coordination could, for instance, involve a national or regional level, depending on the administrative structure and legal system of the Member State concerned, ministerial departments, the police services, the judicial authorities which specialize in the matter, as well as public bodies which have been given special responsibilities in this area.

I. The authorities of each Member State shall take due account of the contribution to the fight against trafficking in human beings and sexual exploitation of children

of any group, foundation or association which, by virtue of its Statute, has the aim of combating such offences.

TITLE III

Cooperation between Member States

A. Member States shall grant each other the widest possible judicial cooperation in the investigations and judicial processes relating to the offences referred to in Title II, point A (a), (b) and (e).

B. Each Member State which has made a reservation or declaration with respect to Article 5 of the European Convention on Mutual Assistance in Criminal Matters of 20 April 1959, shall review it in order to verify whether it might pose an obstacle to an effective cooperation with other Member States in relation to offences covered by this Joint Action.

C. Member States shall, in accordance with the applicable arrangements and conventions in force, ensure that letters rogatory are dealt with as quickly as possible and shall keep the requesting State fully informed of the progress of the procedure.

D. Member States shall, where appropriate, take the necessary measures, to allow the direct transmission of requests for assistance between locally competent authorities.

E. Each Member States shall, where such appointments do not already exist, appoint one or several contact authorities which may be contacted in the event of difficulty in complying with urgent letters rogatory.

F. Member States shall also, in conformity with the respective legal traditions of each Member State and applicable conventions and arrangements, grant each other assistance in the exchange of information which in one of the Member States is administrative in nature or falls under the competence of administrative authorities.

G. Each Member State shall ensure that information concerning missing minors and persons convicted of offences set out in this Joint Action as well as information which could be useful for investigations and prosecutions of such offences is organized in such a way that it is readily accessible and can be effectively used and exchanged with other Member States.

H. Without prejudice to its own investigations and procedures, each Member State may, without receiving a prior request, communicate to another Member State any factual information where it considers that disclosure of the said information is likely to help the recipient State to begin or carry out investigations or procedures to prevent or punish the offences referred to in Title II, point A (a), (b) and (e) or is likely to involve a request for judicial cooperation from that Member State.

I. The exchange and communication of information referred to in paragraphs F, G and H shall be carried out in compliance with the right to privacy and applicable instruments and national law relating to the computerized processing of personal information.

J. Member States shall inform and alert their diplomatic and consular posts, where applicable, in third countries and make the best use of the possibilities offered by them, in the context of international cooperation against trafficking in human beings and sexual exploitation of children.

TITLE IV

Commitment and follow-up

A. Each member State shall bring forward appropriate proposals to implement this Joint Action for consideration by the competent authorities with a view to their adoption.

B. The Council will assess, on the basis of appropriate information, the fulfilment by Member States of their obligations under this Joint Action, by the end of 1999.

C. This Joint Action shall be published in the Official Journal.

D. It shall enter into force on the date of its publication.

Done at Brussels, 24 February 1997.

For the Council

The President

H. VAN MIERLO

1 OJ No C 32, 5.2.1996, p.88.

2 OJ No C 320, 28.10.1996.

3 OJ No L 342, 31.12.1996, p.2.

4 OJ No L 322, 12. 12.1996, p.7.

〈資料 4〉

児童の商業的性的搾取に反対する世界会議 「宣言」 (仮訳)

1. 我々は、「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」のためにストックホルムに集い、122カ国の政府を代表し、非政府組織、「アジア観光における児童買春根絶国際キャンペーン」(ECPAT)、UNICEF及び他の国連関係機関、その他の世界中の他の関係機関及び関係者とともに、ここに、児童の商業的性的搾取に反対する地球規模のパートナーシップを公約する。

課題 (チャレンジ)

2. 毎日、世界中でより多くの児童が新たに性的搾取及び性的虐待を受けている。かかる現象を終わらせるために、地方、地域、国家、及び国際レベルで、一致団結した行動が必要である。

3. 全ての児童は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待からの完全な保護を受ける資格がある。これは普遍的な意味を持つ国際法文書「児童の権利条約」(187ヶ国加盟)によって再確認されている。国家は、児童を性的搾取及び性的虐待から保護し、犠牲となった児童の身体的・精神的回復及び社会的再統合を促進することを要求されている。

4. 「児童の権利条約」によれば、児童に関する全ての行動において、児童にとり最も望ましい利益が第一に考慮されなければならない。又、児童の権利が、いかなる種類の差別も伴うことなく享受されなければならない。児童に影響を及ぼす全ての問題において、児童の観点が、その年齢及び成熟度に応じ、しかるべく重視されるべきである。

5. 児童の商業的性的搾取は児童の権利の根本的な侵害である。これには、大人による性的虐待及び児童あるいは第三者に対する現金又は現物による報酬を伴うものである。児童は性的及び商業的対象として扱われる。児童の商業的性的搾取は、児童に対する強制及び暴力の一形態であり、強制労働及び一種の現代的奴隷制に当たる。

6. 貧困は、たとえそれがかかる搾取をもたらしうる環境の誘因となるとしても、児童の商業的性的搾取の正当化に利用されるべきではない。誘因となる一連の複雑な他の要素には、経済的不均衡、不公平な社会・経済的構造、正常に機能しない家庭、教育の欠如、増大する消費主義、都市・地方間の人口移動、性差別、

男性の無責任な性的行動、有害な伝統的慣習、武力紛争、児童売買が含まれる。これら全ての要素は、商業的性的搾取のために彼らを手に入れようとする人々に対する、女兒及び男児の弱い立場を助長する。

7. 犯罪者及び犯罪組織が弱い児童を入手し、商業的性的搾取に導き、またかかる搾取を行うことに関わっている。これらの犯罪者・組織は、児童との不法な性的快楽を求める、主に男性の顧客によって創出された性市場における需要に応じている。贈収賄、共謀、法の欠如及び/あるいは不適切な法、法の曖昧な施行、児童への有害な影響に対する法施行関係者の感性の乏しさは、全て直接的・間接的に児童の商業的性的搾取をもたらす更に深刻な要素である。児童の商業的性的搾取は、個人による行為、あるいは小規模（例：家族、知人）または大規模（例：犯罪組織）に組織された行為を含む。

8. 社会の全てのレベルにおいて広範囲にわたる個人及び集団が、搾取の実行に寄与している。これには、仲介者、家族、ビジネス部門、サービスの提供者、顧客、コミュニティの指導者、政府職員が含まれ、彼ら全員が、無関心あるいは児童が被っている有害な結果に対する無知、または児童を経済的商品として見る態度及び価値観を持つことを通じて搾取に寄与する可能性がある。

9. 児童の商業的性的搾取は、低年齢での妊娠、母親の死亡、負傷、発育の遅れ、身体障害、エイズを含む性感染症の恐れ等、児童の身体的、心理的、精神的、道徳的及び社会的発達にとって、深刻な、生涯にわたる、生命を脅かしさえする結果をもたらす。幼年期を楽しみ、生産的な、報いられる、威厳のある人生を送ることに対する児童の権利は、非常に脅かされている。

10. 児童の商業的性的搾取に対抗するための法、政策、計画は存在するが、かかる法、政策、計画の精神及び文言に効力を与えるため、より強力な政治的意志、より効果的な政策の履行、及び適切な資源の配分が必要である。

11. 児童の商業的性的搾取と闘う主要な責務は国家と家庭にかかっている。市民社会もまた、児童を商業的性的搾取から防止・保護するために担うべき重要な役割がある。かかる搾取に対抗するため、政府、国際機関及び社会の全ての部門の間で強力なパートナーシップを築かなければならない。

公約（コミットメント）

12. 本件世界会議は、「児童の権利条約」に留意しつつ、児童の権利へのコ

ミットメントを繰り返し述べ、全ての政府に対し、国内・国際機関及び市民社会との協力のもと、以下の行動を取ることを要請する。

- * 児童の商業的性的搾取に反対する行動に高い優先度を与え、この目的のために適切な資源を配分する。
- * 児童が性的に取り引きされるのを防ぎ、児童を商業的性的搾取から保護する際の家庭の役割を強化するため、国家及び社会の全ての部門間のより強い協力を促進する。
- * 児童の商業的性的搾取及び他の形態の児童の性的搾取を犯罪とし、自国民であれ外国人であれ、これに関わった全ての犯人を有罪とするも、その際かかる行為の犠牲となった児童を処罰しないことを確保する。
- * 児童の商業的性的搾取をなくすため、適切な範囲で、法、政策、計画及び慣習を見直し、改正する。
- * 児童を商業的性的搾取から保護するため、法、政策、計画を施行し、法施行当局間の連絡及び協力を強化する。
- * 児童の商業的性的搾取に反対する関連の地域・国内・地方組織によって支持された法、政策及び計画の採用、履行及び普及を促進する。
- * 児童の商業的性的搾取を防止し、犠牲となった児童を保護及び支援し、彼らの回復及び社会への再統合を容易にするためのジェンダーに配慮した総合的な予定及び計画を開発し、実施する。
- * 両親及びその他の法的に児童に対し責任を有する者が、児童を商業的性的搾取から保護するため、その権利を実現し、義務及び責任を果たすことが可能となることを確保するため、教育、社会的動員、開発活動を通じて、その環境を創出する。
- * 児童の商業的性的搾取の根絶のために各国を支援するため、政治的及び他のパートナー、政府間機関及び NGO を含む国内・国際社会を動員する。
- * 児童の商業的性的搾取の防止及び根絶における、児童を含む民衆参加の役割を強化する。

13. 本件世界会議は、児童の権利の保護、特に「児童の権利条約」及び他の関連文書の履行を支援するため、また、世界中の児童の商業的性的搾取を終わらせるため、この「宣言」及び「行動のための課題」を採択する。

「行動のための課題」

1. 「行動のための課題」は、既に存在する国際的コミットメントを強調し、行動の優先順位を確認し、関連する国際文書（別添 1 参照）の履行を助けることを目的とする。国家、社会の全ての部門、国内・地域・国際機関に、児童の商業的性的搾取に反対する行動を要請する。

2. 調整及び協力

i) 地方・国内レベル

a) 2000年までに、商業的性的搾取を受け易い児童数を減少させ、児童の権利のための環境、態度及び慣習を育成することを目的とする、履行のための目標及び時間的枠組を設定した、行動のための国内的課題及び、進歩の指標を作成するために、緊急に、総合的で部門間に亘る、統合的戦略及び措置を強化する。

b) 2000年までに、関連の調査、商業的性的搾取に影響を与える年齢、性別、人種、生来の地位、環境ごとに分類したデータに対する特別な注意、及び特に公表の際の犠牲児童のプライバシー秘匿の尊重を考慮した、商業的性的搾取を受け易い児童及び搾取者に関するデータベースを作成するため、緊急に、国内・地域レベルにおいて、市民社会との協力の下、履行及び監視のための組織または担当部局を開発する。

c) 児童を商業的性的搾取から保護するため、家庭と社会を動員するキャンペーン及び資源の適切な配分と連結した、商業的性的搾取に反対する政策を計画し、履行し、評価するため、政府と NGO 間の緊密な連絡及び協力を促進する。

ii) 地域・国際レベル

d) 国家と、地域機関及びその他の児童の商業的性的搾取の根絶に重要な役割を果たす媒体組織を含む国際機関との間のより良い協力関係を促進する。これら媒体組織は、児童の権利委員会、UNICEF, ILO, UNESCO, UNDP, WHO, UNAIDS, UNHCR, IMO, 世銀/IMF, INTERPOL, 国連犯罪防止刑事司法部、UNFPA, WTO, 国連人権高等弁務官、国連人権センター、国連人権委員会及び児童の売買に関する特別報告者、及び現代的形態の奴隷制に関する作業部会を含み、各々がそのマンドートに従って行動する際に「行動のための課題」を指針とする。

e) 児童の権利への支援を唱道、動員し、児童を商業的性的搾取から保護するた

めの適切な資源が動員可能であることを確認する。

f) 児童の権利委員会へ報告書を期限内に提出することの必要性を含む、国家による、児童の権利条約の完全な履行を強く要請すると共に、国連人権委員会及び同委員会の児童売買に関する特別報告者を含む他の国連関係機関、団体、メカニズムとの関係において、児童の権利の完全な実現に向けた国家の前進に関するフォローアップを奨励する。

3. 防止

a) 児童に、地位改善の方法としての教育へのアクセスを提供し、初等教育を義務化し、全ての児童にとって無料で受けられるものとする。

b) 追放者、ホームレス、難民、国籍非有者、非登録者、抑留及び/あるいは国家施設にいる者を含む、商業的性的搾取を受け易い家庭及び児童に対し、適切な健康サービス、教育、訓練、娯楽、及び支援のための環境へのアクセスを改善し、これを提供する。

c) 児童の権利に関する教育を最大化し、「児童の権利条約」を全ての社会、家庭及び児童のための公式及び非公式な教育に適宜統合する。

d) 児童の権利及び児童の商業的性的搾取の不法性や有害な影響に関する注意を喚起し、政府の職員や、一般国民に対する教育を行うため、ジェンダーに配慮したコミュニケーション、メディア、情報キャンペーンを開始する。又、児童の発達、尊厳及び自己の尊重を考慮しつつ、社会における責任ある性的態度、行動を促進する。

e) 両親が、児童に対する性的暴力の防止に特別に関与し、等しく児童に対し責任を有する理解を示すことを含む、家庭教育及び家庭の発展支援における児童の権利を促進する。

f) 児童の商業的性的搾取に対抗するための対等な教育計画、及び監視のためのネットワークを確認あるいは確立する。

g) 特に、家庭での虐待、有害な伝統的慣習及びその女兒への影響及び商品としてではなく人間としての児童の価値の促進に考慮しつつ、商業的性的搾取を受けやすい児童、及び児童の商業的性的搾取をもたらす行為に対抗する家庭及び社会を支援するために、ジェンダーに配慮した国内の社会的・経済的政策及び計画を作成または強化、実施する。また、有益な就労、所得の創出、その他の支援を

通じ貧困を緩和する。

h) 「児童の権利条約」に留意しつつ、児童の商業的性的搾取を防止するための関連の法律、政策、計画を発展させあるいは強化、履行し、広報する。

i) 児童の商業的性的搾取を導く、あるいは容易にする法律、政策、計画、慣習を見直し、効果的な改正を行う。

j) 児童の商業的性的搾取のためのネットワークや体制に利用されることに反対するため、観光産業を含むビジネス部門を動員する。

k) メディアの専門家が、児童の商業的性的搾取の全ての局面に亘り最高レベルの質、信頼性、道德規準を有する情報を提供するという、メディアの役割を強化する戦略を発展させることを奨励する。

l) 児童の商業的性的搾取に関係する人々を標的とし、情報、教育及び、かかる行為を反撃するための行動の変更を促進するキャンペーン及び計画を普及する。

4. 保護

a) 加害者のタイプ、及び犠牲者の年齢や環境の違いにより、異なる法的、实际的な対応が必要であることに留意しつつ、児童の保護、及び児童の商業的性的搾取の禁止のための法律、政策、計画を発展させ、または強化及び履行する。

b) 児童買春におけるサービス提供者、顧客、仲介者、児童売買、児童ポルノグラフィ及びその所持、その他の違法な性的活動、の犯罪責任を確立するため、国内法を発展させ、あるいは強化及び履行する。

c) 商業的性的搾取の犠牲となった児童が、犯罪者として処罰されることを防ぐ国内法、政策、計画を発展させ、あるいは強化及び履行する。また、彼らが児童に優しい人々、及び特に法、社会、健康分野での全ての部門における支援サービスへの完全なアクセスを有することを確保する。

d) セックス・ツアーに関し、目的地の国において児童に対する犯罪を犯した場合、出身国にて自国民の行為を犯罪化する法（“国外犯処罰法”）を発展させ、あるいは強化、履行する。児童を性的目的のために他国（目的地国）において搾取した者は出身国あるいは目的地国のいずれかにおいて訴追されることを確認するための犯人引渡及び他の取り決めを促進する。目的地国にて、児童に対する性的犯罪を犯した者に対する財産及び収益の没収及び他の制裁を含む法及び法の執行を強化し、関連のデータを共有する。

e) 児童売買に関し、児童が国内で、あるいは国境を越えて売買されることを防止し、業者を有罪とするための国内法、政策、計画を発展させ、履行する。

国境を越える児童売買の場合、これらの児童を、国内移民法の下で人間的に取り扱い、支援サービスを伴う出身国への安全な帰還を保障するための再入国合意を確立し、関連のデータを共有する。

f) 児童の商業的性的搾取を監視するため、INTERPOL 及び市民社会を含む、国内・国際法を施行する機関間のネットワークを確認し、強化あるいは確立する。児童の商業的性的搾取に対抗するため、法の施行担当部局間に、適切な資源及び児童に優しい便宜を有する特別ユニットを設置する。警察による調査及び司法手続きにおける重要な情報の交換において、児童の権利を保障することを目的とした連絡員を任命する。全ての法施行関係職員に対し、児童の発達及び権利、特に「児童の権利条約」及び他の人権基準、国内法に関する教育を行う。

g) 児童を商業的性的搾取から保護するため、市民社会における国内的、国際的ネットワーク及び連合を設置することを確認し、奨励する。当局に事件を監視・報告すると共に、自発的な道徳的行動綱領を採用するために、社会、家庭、NGO、旅行代理店及び世界観光機構（IMO）を含むビジネス部門、雇用者及び労働組合、コンピュータ及び技術産業、マスメディア、専門家団体、及びサービス提供者間の活動及び連絡を促進する。

h) 児童が商業的性的搾取から逃れるための安全な避難所を設置し、商業的性的搾取の犠牲となる児童を支援する人々を脅迫や嫌がらせから保護する。

5. 社会復帰及び再統合

a) 児童の権利に配慮し、法的手続きが、既に児童が経験した精神的外傷を悪化させないこと、及びその司法システムの反応が、適当な場合には、法律扶助及び犠牲となった児童に対する法的救済を伴うことに特に留意しつつ、商業的性的搾取の犠牲となった児童を罰しないアプローチを採用する。

b) エイズを含む性感染症者に特に注意を払いつつ、児童の自尊心、尊厳、権利を促進するとの観点から、商業的性的搾取の犠牲となった児童及びその家族に対し、社会的、医学的、心理的カウンセリング及びその他の支援を提供する。

c) 「児童の権利条約」及び他の関連する人権基準に留意しつつ、医療関係者、教師、ソーシャルワーカー、NGO、及びその他の商業的性的搾取の犠牲となっ

た児童を支援するために活動している人々に対し、ジェンダーに配慮した児童の発達及び権利に関する教育を行う。

d) 犠牲となった児童及びその子供の社会的汚名を取り除くための効果的な行動をとる。犠牲となった児童が社会及び家庭に復帰及び再統合するために便宜を図る。また、児童を公共施設へ収容する必要がある場合、児童の最良の利益のために、可能な限り最短の収容期間であることを確保する。

e) 犠牲となった児童及びその家族に対し、更なる商業的性的搾取を防止するため、適切な支援サービスを伴う代替的な生活手段を提供する。

f) 児童に対する性的犯罪の加害者に対する法的制裁のみならず、加害者側の行動の変化をもたらす社会的、医学的及び心理学的措置を採用する。

6. 児童の参加

a) 犠牲者を含む児童、青年、彼らの家族、仲間及び児童の救済者となり得る人々が、自らの見解を表現し、児童の商業的性的搾取を防止・保護するための行動を取り、犠牲となった児童が社会に再統合するのを支援することを可能とするために、彼らの参加を促進する。

b) 児童の権利の唱道者としての青年及び児童のネットワークを確認あるいは設置し、支援する。また、児童を、その発達の能力に応じ、彼らに関する政府及びその他の計画の開発及び履行に参加させる。

別添 I

「行動のための課題」は、児童及びその家族に関連する多くの国際文書、勧告、目標を参考にしている。これには、下記のものが含まれる。

- ・ 1930年 強制労働に関するILO条約 第29
- ・ 1948年 世界人権宣言
- ・ 1949年 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約
- ・ 1957年 強制労働の廃止に関するILO条約 第105
- ・ 1966年 市民的及び政治的権利に関する国際規約
- ・ 1966年 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
- ・ 1973年 就業の最低年齢に関するILO条約 第138
- ・ 1979年 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- ・ 1989年 児童の権利に関する条約
- ・ 1990年 子どもの生存、保護及び発達に関する世界宣言及び行動計画
- ・ 1992年 児童売買、児童売春、児童ポルノグラフィ防止のための行動計画（第48回人権委員会採択）
- ・ 1993年 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」
- ・ 1993年 女性に対する暴力撤廃宣言
- ・ 1994年 国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」
- ・ 1995年 社会開発サミット「コペンハーゲン宣言及び行動計画」
- ・ 1995年 第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」
- ・ 1996年 人身売買及び他人の売春の搾取防止のための行動計画（注：差別防止・少数者保護小委員会で審議中）

「行動のための課題」は、児童の権利に関する委員会及び児童売買に関する特別報告者による勧告に留意する。INTERPOL、世界観光機構（特に1995年「組織されたセックス・ツアー防止に関する世界観光機構声明」）及び欧州会議（特に1991年「児童及び青少年の性的搾取、ポルノグラフィ、売買に関する勧告 No.R91 11」）を含む多くの国際・地域機関のイニシアティブを承認する。

また、児童売買、児童売春及び児童ポルノグラフィに関する選択議定書を作成する可能性についての過程を確認する。

NATIONAL LEGISLATION ON CHILD PORNOGRAPHY

Region & Country	Law specifically prohibits child pornography			Law prohibits both adult & child pornography under a general law	Age of majority	Legal age for marriage	Legal age for sexual relations	CRC ratification
	Prod.	Dist.	Poss.					
NORTH AMERICA								
Canada	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	14	X
Mexico	No	No	No	Yes	18	18	18	X
United States	Yes	Yes	Yes	Yes	18	varies by state	varies by state	NO
CENTRAL AMERICA								
Belize	No	No	No	Yes	18	18	16	X
Costa Rica	No	No	No	Yes	18	15	17	X
El Salvador	No	No	No	Yes	18	14f/16m		X
Guatemala	No	No	No	Yes	18	18	18	X
Honduras	No	No	No	No	18	21	No law	X
Nicaragua	No	No	No	No	21	18f/21m		X
Panama	No	No	No	No	18	14f/16m	18	X
SOUTH AMERICA								
Argentina	No	No	No	Yes	18	16f/18m	15	X
Bolivia	Yes	No	No	Yes	21	14f/16m	17	X
Brazil	Yes	No	No	Yes	21	16f/18m	14	X
Chile	No	No	No	Yes	18	18	12	X
Colombia	No	No	No	No	18	14f/16m	14	X
Ecuador	No	No	No	Yes	18	12f/14m		X
Guyana	No	No	No			14f/16m		X
Paraguay	No	No	No	Yes	20	12f/14m		X
Peru	No	No	No	No	18	14f/16m	14	X
Suriname	No	No	No	Yes	21	18	12	X

Region & Country	Law specifically prohibits child pornography			Law prohibits both adult & child pornography under a general law	Age of majority	Legal age for marriage	Legal age for sexual relations	CRC ratification
	Prod.	Dist.	Poss.					
Uruguay	No	No	No	Yes	18	18	16	X
Venezuela	No	No	No	Yes	18	14f/16m		X
CARIBBEAN								
Antigua & Barbuda	No	No	No	No	18	14	14	X
Bahamas	No	No	No	Yes	18	18	14	X
Barbados	No	No	No	No	14	18	14	X
Cuba	Yes	Yes	Yes	No	21	18	14	X
Dominica	No	No	No	Yes	18	18	16	X
Dominican Republic	No	No	No	No	18	18	18	X
Grenada	Yes	Yes	Yes	Yes	18	21		X
Haiti	No	No	No	No	18			X
Jamaica	No	No	No	Yes	18	16	16	X
St. Kitts & Nevis								X
St. Lucia	No	No	No	No	18	16	16	X
St. Vincent & The Grenadines								X
Trinidad & Tobago	No	No	No	Yes	14	18	14	X
CENTRAL & EASTERN EUROPE								
Albania	No	No	No	No				X
Armenia	No	No	No	Yes	18	16	16	X
Azerbaijan	No	No	No	Yes			16	X
Belarus	No	No	No	Yes	18	18	18	X
Bosnia Hercegovina	No	No	No	Yes				X
Bulgaria	No	No	No	Yes				X
Croatia	Yes	Yes	No	No	14	18	14	X
Czech Republic	Yes	Yes	No	Yes	18	18	15	X

Region & Country	Law specifically prohibits child pornography			Law prohibits both adult & child pornography under a general law	Age of majority	Legal age for marriage	Legal age for sexual relations	CRC ratification
	Prod.	Dist.	Poss.					
Estonia	Yes	Yes	Yes	No	18			X
Georgia	No	No	No	Yes		18	sexual maturity	X
Hungary	No	No	No	Yes	16			X
Latvia	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	16	X
Lithuania	No	No	No	No		18	14	X
Macedonia (former Yugoslavia)	No	No	No	Yes	18	16-18	14-16	X
Republic of Moldova	No*	No*	No*	Yes*	18	18	18	X
Montenegro								X
Poland	Yes	No	No	Yes	18	18f/21m	15	X
Romania	No	No	No	Yes	18		18	X
Russian Federation	No	No	No	Yes	18	18	no law	X
Serbia								X
Slovakia	Yes	Yes	No	Yes	15	18	16	X
Slovenia	Yes	Yes	No	Yes	14	18	14	X
Turkey	No	No	No	Yes	18	15f/17m	15	X
Ukraine	No	No	No	Yes	18	17f/18m	16	X
WESTERN EUROPE								
Andorra	Yes	Yes	No	Yes	18		16	X
Austria	Yes	Yes	Yes	Yes	14	16f/19m	14	X
Belgium	Yes	Yes	Yes	No	18	18	18	X
Cyprus	No	No	No				16	X
Denmark	Yes	Yes	Yes	No	18	18	15	X
Finland	Yes	Yes	No	Yes	18	18	14	X
France	Yes	Yes	No	Yes	18	18	18	X
Germany	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18		X

Region & Country	Law specifically prohibits child pornography			Law prohibits both adult & child pornography under a general law	Age of majority	Legal age for marriage	Legal age for sexual relations	CRC ratification
	Prod.	Dist.	Poss.					
Greece	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	18	X
Iceland	No	No	No	Yes	16-18	18	14	X
Ireland	No	No	No	Yes	18	18	17	X
Italy	No	No	No	Yes	18	18	14/13	X
Liechtenstein	No	No	No	Yes	18	18f/20m	18	X
Luxembourg	No	No	No	Yes	18	15f/18m	16	X
Malta	No	No	No	Yes	18	18	18	X
Monaco					18	18	18	X
Netherlands	Yes	Yes	Yes	No	18	18	16	X
Norway	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	16	X
Portugal	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	18	X
San Marino								X
Spain	Yes	No	No	Yes	18	16	12	X
Sweden	Yes	No	No	No	18	18	15	X
Switzerland	Yes	Yes	No	Yes		18	16	NO
United Kingdom	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	16	X
AFRICA								
Algeria					19	18f/21m	16	X
Angola	No	No	No	Yes	18	18	18	X
Benin								X
Botswana	No	No	No	Yes	18	18	18	X
Burkina Faso	No	No	No	No	21	17f/21m	No law	X
Burundi								X
United Republic of Cameroon	Yes	Yes	Yes	Yes	21	16	18	X
Cape Verde								X
Central African Republic	No	No	No	Yes	18	18	18	X

Region & Country	Law specifically prohibits child pornography			Law prohibits both adult & child pornography under a general law	Age of majority	Legal age for marriage	Legal age for sexual relations	CRC ratification
	Prod.	Dist.	Poss.					
Chad								X
Comoros								X
Congo	No	No	No	Yes	18	18	18	X
Cote d'Ivoire	No	No	No	Yes	21	18f/21m	21	X
Djibouti	No*	No*	No*	Yes*	18	18	18	X
Egypt	No*	No*	No*	Yes*		puberty	puberty	X
Equatorial Guinea	No	No	No	No	18	no law	18	X
Eritrea	No	No	No	Yes		18		X
Ethiopia	No*	No*	No*	Yes*				X
Gabon								X
The Gambia	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	18	X
Ghana	No	No	No	Yes	18	customary	customary	X
Guinea	Yes	Yes	Yes	Yes	18	17f/21m		X
Guinea-Bissau								X
Kenya	No	No	No	Yes	18	18	18/16	X
Lesotho	No	No	No	No	21	18		X
Liberia	No	No	No	Yes	18	18	18	X
Libyan Arab Jamahiriya	No	No	No	Yes	18	18	marriage	X
Madagascar	No	No	No	Yes	18	14f/17m		X
Malawi								X
Mali	Yes	Yes	Yes	Yes	21	18	18	X
Mauritania	No*	No*	No*	Yes*	18	21	21	X
Mauritius	Yes	Yes	Yes	Yes	18	16	16	X
Morocco	No*	No*	No*	Yes*				X
Mozambique	Yes	Yes	Yes	Yes	18	21	18	X
Namibia	No	No	No	Yes	16	21	12/16	X

Region & Country	Law specifically prohibits child pornography			Law prohibits both adult & child pornography under a general law	Age of majority	Legal age for marriage	Legal age for sexual relations	CRC ratification
	Prod.	Dist.	Poss.					
Niger	No*	No*	No*	Yes*	18	15f		X
Nigeria					16			X
Rwanda	No	No	No	No	21	21		X
Sao Tome & Principe	No	No	No	Yes				X
Senegal	No*	No*	No*	Yes*	21	18f/21m		X
Seychelles					18f/21m	21	21	X
Sierra Leone	No	No	No	No		18	18	X
Somalia	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NO
South Africa	No	No	No	No	18	18	16	X
Sudan								X
Swaziland	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	16	X
United Republic of Tanzania	No	No	No		12		14	X
Togo					21	21	21	X
Tunisia	No*	No*	No*	Yes*	20	18f/20m	13	X
Uganda								X
Zaire					18			X
Zambia	No	No	No	Yes	18	18	16	X
Zimbabwe	Yes	Yes	Yes	Yes	18	15f/18m	16	X
MIDDLE EAST								
Bahrain	No*	No*	No*	Yes*				X
Iran	No*	No*	No*	Yes*	18	18	NA	X
Iraq	No*	No*	No*	Yes*	18	18	NA	X
Israel								X
Jordan	No*	No*	No*	Yes*	18	16	NA	X
Kuwait	No*	No*	No*	Yes*			NA	X

Region & Country	Law specifically prohibits child pornography			Law prohibits both adult & child pornography under a general law	Age of majority	Legal age for marriage	Legal age for sexual relations	CRC ratification
	Prod.	Dist.	Poss.					
Lebanon					18		12-15	X
Oman						21	21	NO
Qatar	No*	No*	No*	Yes*	puberty	18	18	X
Saudi Arabia	No*	No*	No*	Yes*	puberty	puberty	marriage	X
Syrian Arab Republic	No*	No*	No*	Yes*	18	18	18	X
United Arab Emirates								NO
Yemen					18	16f/18m		X
ASIA								
Afghanistan	No*	No*	No*	Yes*	16	18 (15?)	N/A	X
Bangladesh	No	No	No	Yes		18f/22m		X
Bhutan	No	No	No	No	18	18	18	X
Brunei Darussalam	No	No	No	No				X
People's Republic of China	No*	No*	No*	Yes*	18	20f/22m	14	X
India	No	No	No	Yes	18	21f/18m	18	X
Indonesia	No	No	No	Yes	18	16f/19m	marriage	X
Japan	No	No	No	Yes	20		18	X
Kampuchea	No	No	No	Yes		18	18	X
Kazakhstan	No	No	No	Yes	18	18		X
Kyrgyzstan	No	No	No	Yes	18	18		X
Democratic People's Republic of Korea								X
Republic of Korea	Yes	Yes	Yes	Yes	20	16f/18m	no law	X
Lao People's Democratic Republic	No	No	No	Yes	18	18	15	X
Malaysia	No	No	No	Yes	18	21	16	X

	Law specifically prohibits child pornography			Law prohibits both adult & child pornography under a general law	Age of majority	Legal age for marriage	Legal age for sexual relations	CRC ratification
	Prod.	Dist.	Poss.					
Maldives								X
Mongolia	Yes	No	No	Yes	18	18		X
Myanmar (Burma)	No	No	No	Yes	14f/18m	21f/18m	14	X
Nepal	Yes	Yes	No	Yes	16	18f/21m	marriage	X
Pakistan	No	No	No	Yes	14	18	N/A	X
Philippines	Yes	Yes	Yes	Yes	12	18f/?	12	X
Singapore	No	No	No	Yes	21	18	14	X
Sri Lanka	Yes	Yes	Yes	Yes	18	16	marriage or 21	X
Taiwan	Yes	No	No					X
Tajikistan	No	No	No	Yes	18	18		X
Thailand	No	No	No	Yes		20	20	X
Turkmenistan	No	No	No	Yes	18	18		X
Uzbekistan	No	No	No	Yes	18	18		X
Viet Nam	No	No	No	Yes	18	18f/20m		X
PACIFIC								
Australia								
West.Australia	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	16	X
S. Australia	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	16	X
New S. Wales	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	16	X
Victoria	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	16	X
Tasmania	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	16	X
Queensland	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	16	X
N. Territories	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	16	X
Aust. Cap.	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	16	X
Fiji	No	No	No	Yes	14	21	16	X
Kiribati	No	No	No	Yes	18	18	18	X

	Law specifically prohibits child pornography			Law prohibits both adult & child pornography under a general law	Age of majority	Legal age for marriage	Legal age for sexual relations	CRC ratification
	Prod.	Dist.	Poss.					
Marshall Islands	No	No	No	No	18	customary marriage	no law	X
Micronesia								
St. of Chuuk	No	No	No	No	18	18	13	X
St. of Pohnpei	No	No	No	Yes	18	18	13	X
St. of Yap	No	No	No	No	18	18	13	X
Nauru	Yes	Yes	Yes	Yes	18	18	18	X
New Zealand	Yes	Yes	Yes	Yes	18	16	16	X
Palau	No	No	No	No	18	18	16	X
Papua New Guinea	Yes	Yes	Yes	Yes	16	16f/18m		X
Solomon Islands	No	No	No	Yes	18	customary marriage	16	X
Tonga								X
Tuvalu								X
Vanuatu								X
Western Samoa	No	No	No	Yes		16f/18m	21	X

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

住所 〒107 東京都港区赤坂2丁目17番42号

電話 03-3583-9322

FAX 03-3583-9321